

第九章 様式集

給 水 装 置 承 認 申 込 関 係

様式番号	様 式 名	備 考
1	給水装置工事承認申込書：注1	公社窓口交付
2	給水装置工事に関する利害関係人同意書	様式は任意 参考
3	給水装置工事設計図（略図）	
4	給水装置工事承認申込書取消届	
5	給水装置工事承認申込書設計変更届	
6	給水装置工事竣工図	裏面あり
7	短期給水新設願	
8	給水装置工事工期延期届	
9	給水管理設工事写真集	
10	新設栓使用開始申込書	
11	水道メーター設置場所報告書	
12	新設アパート・中高層建築物水道メーター設置確認届	
13	共用管寄付申出書	
14	共用管寄付申出に伴う土地使用承諾書	
15	委任状	
16	給水装置所有者変更届	
17	代理人（選定・変更・取消）届	
18	住所変更（所有者・代理人）届	
19	開発行為等による「舗装先行取出し工事」の承認願	19-1, 19-2, 19-3
20	先行取出し工事明細表	
21	機能水器具設置申請書	
22	機能水器具設置報告書	
23	仙台市鉛製給水管解消工事費助成金交付申請書	裏面あり
24	給水装置工事資金融資あっせん申請書	裏面あり
25	鉛製給水管布設替工事同意書	
26	舗装本復旧計画書	
27	舗装本復旧計画（完了）図	
28	舗装本復旧工事完了届	
29	給水装置工事社内検査結果報告書	
30	中高層建築物直結給水装置工事社内検査結果報告書	

様式番号	様 式 名	備 考
3 1	給水装置工事再検査申込書	
3 2	給水装置工事中間検査申込書：注 2	3 部提出
3 3	給水装置工事しゅん工検査合格証明書	
3 4	住宅用スプリンクラー設備設置条件承諾書	
3 5	特定施設水道直結式スプリンクラー設備設置条件承諾書	
3 6	給水装置工事主任技術者変更届	
3 7	開発行為に伴う給水の申込書	
3 8	使用材料認証品確認書	
3 9	給水装置の更生工事施行に係る事前調査結果報告書	
4 0	更生工事施行計画書	
4 1	水道加入金後納取扱申請書	
4 2	災害危険区域内の給水装置廃止届	
4 3	給水用具設置承諾書	
4 4	委任解除届及び新委任届	
4 5	分岐・分岐止工事実施状況報告書	
4 6	道路復旧間接費に関する承諾書	

※注 1：様式－ 1 については，水道局保存するので，公社窓口より申込用紙交付のうえ申請して下さい。

※注 2：様式－ 3 2 については，署名押印にて 3 部作成のうえ提出して下さい。

水道法第24条の3(業務の委託)に係る事項

[illegible]

収 納 印	水道加入金	手 数 料	特 記 事 項		協 議	区 番	分 号	開 発 負 担 金 有・無	申 込	しゅん工
						議 番	議 号	議 有・無	議	議

取出有り	φ × φ × m	係員		小田原市第4地区の業務の委託に際しての業務委託契約書					
		係員		しゅん工受付	しゅん工検査	係長	係員		
		係員							
道		区	分岐地点	分岐止地点	その他	係員			
路		国							
		県道・市道							
		私道・その他							

令和 年 月 日

給水装置工事に関する利害関係人同意書

承諾者 住所

氏名

印

私は、下記申込者が給水装置工事により、

- ☐ 私所有の土地を使用することを承諾します。

所在地 _____

- ☐ 私所有の専用栓・共用管から分岐することを承諾します。

※ 専用栓の場合は共用管を、共用管の場合は専用栓を実線で消す。

- ☐ 申込者のメーター口径を変更することを承諾します。

※ 変更内容 メーター口径を _____mmから _____mmに変更。

承諾者所有の

水道番号 _____

共用管番号 _____

申込者 住所

氏名

印

給水装置工事設計図（略図）

審査	照合

					装 場 置 所		指 定 事 業 者		主 任 技 術 者 番 号	氏 名	
--	--	--	--	--	------------------	--	-----------------------	--	---------------------------------	--------	--

第 号
令和 年 月 日

仙台市水道事業管理者 様

申 込 者 住 所
(給水装置所有者)

氏 名 印

指 定 事 業 者 住 所

氏 名 印

給水装置工事承認申込書取消届

下記により給水装置工事申込書を取り消したいのでお届けします。

1. 給 水 装 置 場 所 仙台市 区
2. 給水種別及び水道番号 専・共・共用管 第 号
3. 工 事 申 込 年 月 日 令和 年 月 日
4. 工 事 申 込 収 受 番 号 第 号
5. 工 事 内 容 新設・改造・装廃
6. 取 消 理 由

受付者	しゅん工検査手数料	金 額	水道加入金	金 額	取扱者	処 理 欄
		※還付 ☐ 有 ☐ 無		※還付 ☐ 有 ☐ 無		

注 分岐状況の確認が必要

課 長	係 長	係 員

仙台市水道事業管理者 様

申 込 者 住 所
(給水装置所有者)

氏 名

印

指 定 事 業 者 住 所

氏 名

印

給水装置工事承認申込書設計変更届

下記のとおり設計を変更したいので手数料を添えてお届けします。

1. 給 水 装 置 場 所 仙台市 区
2. 給水種別及び水道番号 専・共・消・共用管 第 号
3. 工 事 申 込 年 月 日 令和 年 月 日
4. 工 事 申 込 収 受 番 号 第 号
5. 変 更 内 容

受 付 者	設 計 審 査 手 数 料		しゅん工 検 査 手 数 料	
	☐ 2 階以下で 25mm 未満 工事用水 2,100 円	☐ 3 階以上又は 25mm 以上 3,500 円	☐ 現地(2 階以下 25mm 未満・装廃含む) 3,500 円	☐ 現地(3 階以上又は 25mm 以上又は受水槽) 4,500 円
	☐ 受水槽の新設又は改造 20,000 円	☐ 給水装置の廃止工事 1,000 円	☐ 写真検査 1,000 円	☐ 書類検査 500 円

□設計審査手数料		水道 加入 金	金 額	収 納 印	取 扱 者	処 理 欄
金 額						
□しゅん工検査手数料						
金 額						
※還付 □有 □無				※還付 □有 □無		

○注意 設計変更図の添付を要する。

様式－6号

給 水 装 置 場 所				水 道 番 号		申 込 収 受 番 号	

指 定 工 事 業 者				給 水 装 置 工 事 竣 工 図			
				水 道 番 号			
				専 用 栓			
量水器口径		m/m					
受水槽容量		m^3					
申 請 日	令和 年 月 日	記 事					
検査合格日	令和 年 月 日						
取 出 口 径	m/m						

水圧試験報告	(1) 管 種						口径	m/m	延長	m	確 認 者
	試験圧力						MPa	加圧時間		分	
	上記試験の結果異常ないことを報告いたします。										
試験 年 月 日 主任技術者番号 氏名										公 社 受 付	

道 路 分 使 用 材 料 表				新戸番図 旧戸番図		N 	
品 目	寸 法	単位	数量				

様式－6号(裏面)

平 面 図

立 面 図

令和 年 月 日

仙台市水道事業管理者 様

申 込 者 (給水装置所有者)	住 所 氏 名	印
受 任 者 (指 定 事 業 者)	住 所 氏 名	印

短 期 給 水 新 設 願

下記の使用条件を遵守しますので、短期給水の新設をお願いします。

記

1. 給水装置場所 仙台市 区
2. メーター口径 φ
3. 使 用 目 的
4. 給 水 期 間 使用開始の日から 6 カ月以内
(給水装置廃止工事の検査合格日を含む)
5. 使 用 条 件 (1) 給水期間が使用開始の日から起算して 6 カ月を越えた場合は、
既納水道加入金の還付請求はいたしません。
(2) 給水装置の譲渡・転貸及び使用者の変更等はいたしません。

水道局記入欄

No.	申 込 年 月 日	収 受 番 号	使 用 開 始 年 月 日
		第 号	

注 1 短期給水新設願の提出にあたり、事前に写しを保管しておくこと。

注 2 短期給水の装廃工事申込み時は、短期給水新設願の写しを添付すること。

様式－8号

令和 年 月 日

仙台市水道事業管理者 様

委任者住所
(給水装置所有者) 氏名 印

住所
指定事業者 指定事業者名
代表者氏名 印

主任技術者交付番号 No
氏名 印

給水装置工事工期延期届

1. 給水装置場所 仙台市 区
2. 申込者
3. 工事申込収受番号 第 号
4. 工事申込年月日 令和 年 月 日
5. 工事しゅん工年月日 令和 年 月 日
6. 工期延期理由

7. 工期延期期限 令和 年 月 日

給水管埋設工事写真集

第 号

1. 装 置 場 所

2. 施 工 月 日 令和 年 月 日

3. 指 定 事 業 者

4. 電 話 番 号

5. 添 付 写 真

- ア 工事着手前
- イ 舗装切断工
- ウ 開削状況、分岐配管状況又は分岐止状況
- エ 砂・目ずり埋戻しの転圧状況（20cm 毎）
- オ クラッシャーラン埋戻しの転圧状況（20cm 毎）
- カ 仮復旧転圧完了状況
- キ 仮復旧完了及び水道マーク（○青色）標示完了状況
- ク 道路舗装厚「現状」の写真を寸法入りで撮影する
- ケ その他、必要と認められる写真

6. 注 意 事 項

- ア L型側溝 は取外しの上配管する。
- イ U字側溝 は道路管理者から取外し条件がある場合のみ、取外しの上配管する。
- ウ 写真撮影 上記のL型及びU型側溝の工程写真は、着工前・側溝取外し・コンクリート打ち・完了全景状況を撮影する。
 - ◆ L型、U型側溝を押し込み工法で施工する場合は、押し込み工法箇所を確実に撮影する。
 - ◆ 各工程毎深度スケール及び黒板を用い、装置場所・申込者・指定工事事業者・申込收受番号を明記し、被写体の中に入れて撮影する。
 - ◆ 工事施工5日後に提出する 提出期限 月 日

仙 台 市 水 道 局

新設栓使用開始申込書

水道番号

装置場所

方書

所有者住所

氏名

届出人

届出方法

開始事由

開始月日

新使用者

支払者

区

7. 指定給水装置工事事業者 9. その他

会社名

電話

3. 窓口 9. その他

1. 入居 2. 入居除く 4. 工事 9. その他 ()

令和 年 月 日

フリガナ氏名

自宅電話

住所

方書

連絡先

フリガナ氏名

電話

収受番号	
指定事業者コード	
メーター口径	mm
メーター製造年	
メーター番号	
取付指針	m ³
止水栓 開・閉	開 ・ 閉
水抜栓 開・閉	開 ・ 閉

開始入力	
メーター入力	
メーター交付	
水道番号交付	

水道メーター設置場所報告書

水道番号														
装置場所	仙台市 区													
所有者名			指定事業者											
メーター設置位置番 <table border="1" style="border-collapse: collapse; width: 100%;"> <tr> <td style="width: 33.33%; text-align: center;">7</td> <td style="width: 33.33%; text-align: center;">6</td> <td style="width: 33.33%; text-align: center;">5</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">8</td> <td style="text-align: center;">家 屋 10</td> <td style="text-align: center;">4</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">9</td> <td style="text-align: center;">1 2</td> <td style="text-align: center;">3</td> </tr> </table>					7	6	5	8	家 屋 10	4	9	1 2	3	受 付 印
7	6	5												
8	家 屋 10	4												
9	1 2	3												
N ↑ 現地案内図（隣接地の水道番号記入）														

令和 年 月 日

(あて先) 仙台市水道事業管理者

所 有 者 住 所 _____

氏 名 _____ 印

指 定 事 業 者 _____ 印

主 任 技 術 者 _____ 印

電 話 _____

新設アパート・中高層建築物水道メーター設置確認届

給水装置工事施行要領に基づき、給水装置に係る水道番号に対応する水道メーターの設置について、通水テストを行った結果、次の通り相違ないことを確認したので届けます。

1. 給水装置場所 _____
2. 建 物 名 称 _____
3. 棟室番号・水道番号・メーター番号（別添しゅん工図のとおり）
4. メーター交付年月日 令和 年 月 日
5. 管理人名（不動産業者等連絡先の記入）

住 所	仙台市 区		
氏 名			
電 話		F A X	

※水道局確認（令和 年 月 日、管理担当者： 、確認者： ）

6. 建物入口オートロックの有無 有・無 ※有の場合入館方法の連絡先を下記に記入

住 所	仙台市 区		
氏 名			
電 話		F A X	

- 注意
1. 管理人名は、必ず記入すること。
※水道局から建物名称・棟室番号等の確認のため、後日連絡します。
 2. 所有者名義の変更がある場合は、継承届の提出を促すこと。
 3. 本書は、水道メーター設置後3日以内に建物名称・棟室番号・使用者名等を記入した、しゅん工図(写)を添付し、給水装置課へ提出すること。また、本書類提出後に建物名称等を変更した場合には、速やかに給水装置課へ届け出ること。

令和 年 月 日

仙台市水道事業管理者 様

共用管所有者

住 所

氏 名 印

電 話 ー ー

共 用 管 寄 付 申 出 書

次のとおり、私所有の共用管を寄付いたしたいので受納して下さい。

1. 寄付する共用管

(1) 所 在 地 仙台市 区

(2) 土地使用区分 公有地 ・ 私有地

(3) 共用管番号

(4) 管種・口径・延長 φ mm ・ m

(5) そ の 他

2. 寄 付 の 理 由

.....

3. 条 件

土地所有区分が私有地の場合、本水道施設から給水装置の新設・改造・修繕工事に伴う掘削および占用の土地使用も承諾します。

添付書類

- | | |
|-------------------------------|---------------|
| (1) 共用管寄付申出に伴う土地使用承諾書（様式－１４号） | （私有地の場合） |
| (2) 委任状（様式－１５号） | （土地所有者が複数の場合） |
| (3) 公図、登記事項証明書（全部事項証明書） | （いずれも写し可） |
| (4) 共用管しゅん工図 | |
| (5) その他局が指示するもの | |

令和 年 月 日

仙台市水道事業管理者 様

土地所有者（代表者）

住 所

氏 名

電 話

印

共用管 寄付申出に伴う土地使用承諾書

私は、私所有の土地を下記により使用することを承諾します。

記

1. 市上水道管の埋設ならびに各戸に給水管を取出すこと。
2. 土地の表示 仙台市 区
3. 使用期間は寄付採納受入日、または市上水道管の埋設日から施設の存続する期間とすること。
4. 使用料は無償とすること。
5. 寄付受入後の水道管埋設工事の際は、市の基準に準じた埋戻しと舗装の原形復旧を行うこと
とし、工事完成後の舗装の維持管理については、水道管埋設工事の施工不良に起因するものを
除き、土地所有者が行うこと。
6. 本承諾書をもって、本水道施設並びに本水道管から給水装置の新設・改造・修繕工事に伴う
掘削および占用の承諾書に換えるものとする。
7. 将来この土地の所有権を第三者に移転する場合は、上記事項を継承すること。
- 8.

◎ 添付書類

- ・委任状（様式－１５号）――（土地所有者が複数の場合）
- ・公図、登記事項証明書（全部事項証明書）――（いずれも写し可）
- ・その他局が指示するもの

仙台市水道事業管理者 様

委 任 状

私は、.....を代表者として、共用管寄付申出に伴う
土地使用承諾書提出の一切の件を委任します。

土 地 の 表 示	住 所	氏 名	印

課 長		係 長		係 員	
令和 年 月 日・第 号					

給 水 装 置 所 有 者 変 更 届

下記のとおり、給水装置の権利義務を継承したので届けます。

令和 年 月 日

(あて先)

仙台市水道事業管理者 様

新所有者 住 所

(届出人) (フリガナ)

氏 名

電 話

— —

印

(印は必ず必要です)

給水装置場所	仙台市 区 住居表示でお書きください		
継 承 事 由	☐ 【不動産】 ☐ 売買 ☐ 相続 ☐ 贈与 ☐ 譲渡 ☐ その他 ()		
添 付 書 類 ※	☐ 土地または家屋の登記事項証明書 ☐ 法人の登記事項証明書 等 ☐ 戸籍謄本（旧所有者との関係） ☐ その他 ☐ 売買契約書		
※新所有者が所有権を取得したことを証する書類を添付してください。			
書類を添付しない場合は、旧所有者の署名押印が必要となります。			
旧 所 有 者	住 所 (フリガナ) 氏 名 電 話 — — 印		
☐ 水 道 番 号	_____		
☐ 共用栓番号	_____		
☐ 共用管番号	_____		
手続きにお出でになった方、又はされる方	住 所 (フリガナ) 氏 名 電 話 — —		
注 １．本届書に係る権利関係については、後日利害関係人等から異議の申し出があっても、水道局はその責任を負いません。 ２．新所有者が市外に居住している場合には、市内に居住するものを代理人として別紙により届出願います。			
局 記 入 欄			

課 長		係 長		係 員	
令和 年 月 日・第 号					

代理人（選定・変更・取消）届

下記のとおり、代理人を（選定・変更・取消）したので届けます。

令和 年 月 日

仙台市水道事業管理者 様

所 有 者 住 所

（届出人）

（フリカ[°]ナ）

氏 名

印

電 話

— —

（印は必ず必要です）

給水装置場所	仙台市 区			
代 理 人	住 所 （フリカ [°] ナ） 氏 名 印 電 話 — — （印は必ず必要です）			
☐ 水道番号	_____	_____	_____	_____
☐ 共用栓番号	_____	_____	_____	_____
☐ 共用管番号	_____	_____	_____	_____

手続きにお出 でになった方, 又はされる方	住 所
	（フリカ [°] ナ） 氏 名
	電 話 — —

課 長		係 長		係 員	
令和 年 月 日・第 号					

住所変更（所有者・代理人）届

下記のとおり、住所（所有者・代理人）を変更したので届けます。	
令和 年 月 日	
仙台市水道事業管理者 様	
所 有 者 (届出人)	住 所 (フリカ ^ナ) 氏 名 電 話 — —
	印 (印は必ず必要です)

給水装置場所	仙台市 区			
新 住 所				
旧 住 所				
変 更 理 由				
☐ 水道番号 ☐ 共用栓番号 ☐ 共用管番号	_____	_____	_____	_____
	_____	_____	_____	_____
	_____	_____	_____	_____
	_____	_____	_____	_____
	_____	_____	_____	_____

手続きにお出 でになった方, 又はされる方	住 所
	(フリカ ^ナ) 氏 名
	電 話 — —

令和 年 月 日

開発行為等による「舗装先行取出し工事」の承認願

仙台市水道事業管理者 様

申 込 者 住 所
氏 名 印

施 工 者 （指定事業者）
住 所
氏 名

主任技術者 氏 名 印
主任技術者第号 第 号

下記のとおり、舗装先行取出し工事を施工したいので承認願います。

記

1. 装置場所 仙台市 区 地内
2. 取出し区画の地番
3. 被分岐管工事番号 [受配・開配・給水工事 第 号]
4. 先行取出し理由 開発行為に伴う道路新設 ・ 既存道路の取出し同時施工
その他（ ）
5. しゅん工予定日 令和 年 月 日

課 長	係 長	係 員	申 請 受 付	しゅん工受付	記 事
起案	令和 年 月 日				
決裁	令和 年 月 日				
公印承認					受取確認

令和 年 月 日

開発行為等による「舗装先行取出し工事」の承認願

仙台市水道事業管理者 様

申 込 者 住 所
氏 名 印

施 工 者 (指定事業者)
住 所
氏 名

主任技術者 氏 名 印
主任技術者番号 第 号

下記のとおり、舗装先行取出し工事を施工したいので承認願います。

記

1. 装置場所 仙台市 区 地内
2. 取出し区画の地番
3. 被分岐管工事番号 [受配・開配・給水工事 第 号]
4. 先行取出し理由 開発行為に伴う道路新設 ・ 既存道路の取出し同時施工
その他 ()
5. しゅん工予定日 令和 年 月 日

令和 年 月 日

開発行為等による「舗装先行取出し工事」の承認願

仙台市水道事業管理者 様

申 込 者 住 所
氏 名 印

施 工 者 （指定事業者）
住 所
氏 名

主任技術者 氏 名 印
主任技術者番号 第 号

下記のとおり、舗装先行取出し工事を施工したいので承認願います。

記

- | | | | |
|-------------|--------------------------------------|---|-----|
| 1. 装置場所 | 仙台市 | 区 | 地内 |
| 2. 取出し区画の地番 | | | |
| 3. 被分岐管工事番号 | [受配・開配・給水工事 | 第 | 号] |
| 4. 先行取出し理由 | 開発行為に伴う道路新設 ・ 既存道路の取出し同時施工
その他（ ） | | |
| 5. しゅん工予定日 | 令和 | 年 | 月 日 |

この承認願に記載された土地の先行取出し工事を承認する。

令和 年 月 日

仙台市水道事業管理者 印

◎ 承 認 要 件

- ① 施工した取出し管が給水装置として使用開始されるまでの間に、折損・漏水及び出水不良等の問題が生じた場合には、申請者又は土地所有者がその修繕等に要する費用を負担しなければならない。
- ② 工事しゅん工後は、速やかにしゅん工図及び工事写真を提出すること。また、先行取出し工事明細表（様式－２０号）についても承認願提出時とは別に、しゅん工時にも提出すること。

令和 年 月 日

仙台市水道事業管理者 様

申 込 者 住 所

(所有者) 氏 名

印

機 能 水 器 具 設 置 申 請 書

水道番号 第 号

設置場所 仙台市 区

型 式 名

浄水器・活水器等（常時水圧がかかるもの。）を設置するにあたり下記の条件を承諾のうえ申請します。

記

1. 水質責任について

水道局の水質責任範囲は、浄・活水器等の設置箇所の上流側までとし、下流側は申請者（所有者）の責任で管理します。

2. 維持管理について

給水条例第17条「給水装置の管理」の規定に基づき、浄・活水器等の仕様に応じ適正に管理します。

3. 利害関係人への周知

集合住宅等で申請者（所有者）以外の使用者がいる場合は、浄・活水器等の使用状況及び管理責任等について説明し承諾を得ておきます。

また、所有者に変更が生じた場合は、責任を持って引継ぎを行います。

4. その他

浄・活水器等に起因した問題が生じた場合は、申請者の責任で解決します。

令和 年 月 日

仙台市水道事業管理者 様

申 込 者 住 所
(所有者) 氏 名

印

機 能 水 器 具 設 置 報 告 書

このことについて、下記のとおり機能水器具を設置しましたので報告します。

記

1. 設置場所 仙台市 区

2. 所 有 者 印

3. 水道番号 第 号

4. メーカー名

5. 型 式

6. 認証品証明書写し 別添

仙台市鉛製給水管解消工事費助成金交付申請書

令和 年 月 日

仙台市水道事業管理者 様

申請者 住 所

フリガナ

氏 名

㊞

電話番号 —

仙台市鉛給水管解消工事費助成制度要綱に基づき下記のとおり申請します。

記

1. 装 置 場 所 仙台市 区
2. 使 用 者 名
3. 給水種別及び水道番号 ☐専用栓 ☐私共用管 第 号
4. 指 定 事 業 者 名
5. 工 事 種 別 ☐鉛管布設替 ☐改造工事 ☐新設工事
 ☐その他 （ ）
6. 工 事 費 用 見 積 額 _____ 円

*添付書類

- ・現況写真（道路部，官民境界部，メータボックス付近）
- ・工事費用見積書（写）

<助成申請者の要件>

- ・仙台市鉛給水管解消工事費助成制度要綱第 4 条の規定を満たすこと。

■市税納付状況確認について

私（法人〔団体〕含む）の仙台市市税納入状況（税目・税額・申告の有無等）を仙台市水道局給水部給水装置課が仙台市税務担当課に照会することに

同意します

同意しません

生年月日（ 年 月 日） （証明書の添付が必要になります）

※ 該当するものを○で囲んでください。

※ 同意する場合は、納入状況の確認に際し、申告者を特定するために必要な情報となる「生年月日」（個人に限ります）の記入をお願いします。

- * 同意されない場合には、市税の課税の有無にかかわらず、最寄りの区役所・総合支所納税担当課において交付される「市税の滞納がないことの証明書（仙台市行政サービス申請用）」（申請日前 30 日以内に交付を受けたものに限り）を添付して申請してください（1 通 300 円の手数料が必要です）。
- * 「市税の滞納がないことの証明書（仙台市行政サービス申請用）」の交付にあたって
 - ・市税を 10 日以内に納付した場合は、納付状況を確認できない場合があるため、「市税の滞納がないことの証明書」の交付を受ける際に、領収書や通帳等納付した事実がわかる書類をお持ちください。（法人市民税・事業所税の場合は申告書の控えもお持ちください）
- * 同意された場合は、「市税の滞納がないことの証明書（仙台市行政サービス申請用）」を提出する必要はありません。

給水装置工事資金融資あっせん申請書

令和 年 月 日

仙台市水道事業管理者 様

申 請 者 住 所

フリガナ

氏 名

㊞

電話番号

—

連帯保証人 1 住 所

フリガナ

氏 名

㊞

電話番号

—

連帯保証人 2 住 所

フリガナ

氏 名

㊞

電話番号

—

給水装置工事に係る資金融資あっせん制度要綱に基づき下記のとおり申請します。

記

1. 工 事 種 別 自 家 貸 家 借 家

2. 施 工 場 所 仙台市 区

3. 指定事業者

4. 工事費（見積書写添付）

5. あっせん希望額

6. あっせん希望金融機関名

* 添付書類 申 請 者 : 印鑑証明書 一通

連帯保証人 : 印鑑証明書 一通

* 資金融資あっせん要件 : 「給水装置工事に係る資金融資あっせん制度要綱」第3条及び第4条に基づく。

■市税納付状況確認

給水装置工事資金の融資あっせんを受けるためには、「市税を滞納していないこと」という要件があるため下記の記入が必要です。

申請者

私の仙台市市税納入状況（税目・税額・申告の有無等）を仙台市水道事業管理者が仙台市税務担当課に照会することに

同意します

同意しません

生年月日（ 年 月 日）

※該当するものを○で囲んでください。同意する場合は、納入状況の確認に際し、申請者を特定するために必要な情報となる「生年月日」（個人に限ります。）の記入をお願いします。

連帯保証人 １

私（法人〈団体〉含む）の仙台市市税納入状況（税目・税額・申告の有無等）を仙台市水道事業管理者が仙台市税務担当課に照会することに

同意します

同意しません

生年月日（ 年 月 日）

※該当するものを○で囲んでください。同意する場合は、納入状況の確認に際し、申請者を特定するために必要な情報となる「生年月日」（個人に限ります。）の記入をお願いします。

連帯保証人 ２

私（法人〈団体〉含む）の仙台市市税納入状況（税目・税額・申告の有無等）を仙台市水道事業管理者が仙台市税務担当課に照会することに

同意します

同意しません

生年月日（ 年 月 日）

※該当するものを○で囲んでください。同意する場合は、納入状況の確認に際し、申請者を特定するために必要な情報となる「生年月日」（個人に限ります。）の記入をお願いします。

注)

- * 上記の内容に同意しない場合には、市税の課税の有無にかかわらず、最寄りの区役所・総合支所納税担当課において交付される「市税の滞納がないことの証明書」（申請日前 30 日以内に交付を受けたものに限り。）を添付してください（1 通 300 円の手数料が必要です。）。
- * 市税を 10 日以内に納付した場合は、納付状況を確認できない場合があるため、「市税の滞納がないことの証明書」の交付を受ける際に、領収書や通帳等納付した事実がわかる書類を、区役所・総合支所担当課にお持ちください。

鉛製給水管布設替工事同意書

令和 年 月 日

仙台市水道事業管理者 様

給水装置所有者（申込者）

住 所
氏 名 印

指定事業者（工事施行者）

住 所
氏 名 印

私は下記の給水装置工事に伴い、水道局施工の鉛製給水管布設替工事について同意いたします。

記

- 1 給水装置場所
- 2 水道番号
- 3 収受番号
- 4 取出し新管種・口径
- 5 布設替工事費用
- 6 同意の条件
- 第 号
- (既設) ・ φ (新設) ・ φ
- 本工事に係る費用は水道局の負担とする。
ただし、しゅん工検査前にメーター口径の増径を伴う等、局布設替工事
対象外となる工事内容に変更した場合の工事費用は申込者の負担とする。

課 長	係 長	担当者

対図番号

--

令和 年 月 日

年度

舗装本復旧工事計画書（ 区）

仙台市水道事業管理者 様

指定事業者

印

電 話

主任技術者

1. 給水装置工事承認申込書

收受番号

年度 第 号

装置場所

仙台市 区

申請者名

道路区分

路線名 区 号（路線番号）

2. 舗装施工日程

分岐・分岐止め施工日

令和 年 月 日

舗装本復旧予定日

令和 年 月 日

3. 道路占用・使用許可内容

占用許可期間(道路)

令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日

使用許可期間(警察)

令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日

(使用許可期間延長)

令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日

4. 舗装本復旧計画図

別紙のとおり

施工完了後5日以内に提出のこと

舗装本復旧計画（完了）図

収 受 番 号		舗 装 種 別	車道	D・C・B・A・L・簡・()	
現況舗装厚	c m		歩道	As・平板	一般・乗入 種
平 面 図（記入例裏面） 区 画 線 有・無					
舗装断面構成図					

- （注） ① 道路幅員に対する掘削位置及び掘削部寸法並びに影響部寸法を記入する。
 ② 既設の舗装絶縁線がある場合は，その位置（施工箇所からの離隔等）を記入する。
 ※ 写しを取っておいてください。

令和 年 月 日

対図番号

--

令和 年度

舖裝本復旧工事完了届 (区)

仙台市水道事業管理者 様

指定事業者

印

電話

主任技術者

- | | | |
|--------------|---|--------------|
| 1. 舗装場所 | 仙台市 | 区 |
| 2. 道路区分 | 路線名 | 区 号 (路線番号記入) |
| 3. 舗装本復旧施工業者 | | |
| 他施工者による復旧 | | |
| ・ガス復旧 | ・下水道復旧 | ・その他 () |
| ・水道局復旧 (課) | ・区役所復旧 (課) | |
| 4. 舗装復旧施工月日 | 令和 年 月 日 | |
| 5. 添付写真 | | |
| ・着工前後 | (1) 工事着工前
(2) 工事完了後 | |
| ・舗装切断工 | (3) 切断 | |
| ・路盤工 | (4) 路盤整正 | |
| ・舗装工(各層毎) | (5) 舗装厚測定
(6) 乳剤散布
(7) 舗設
(8) 転圧状況 | |
| ・保安設備 | (9) 保安状況等 | |

注意事項

- 注1 竣工写真は、1部提出してください。なお写真整理は、施工工程の流れに沿って整理する。
- 注2 着手前及び完了後の写真は、角度を変えて2～3枚添付する。
- 注3 写真は、作業内容・施工寸法（範囲・厚さ）等が確認できるよう撮影する。
- 注4 工事写真の不備により、再施工となる場合がありますので十分注意する。
- 注5 舗装本復旧が完了し、完了届が提出されない場合「給水装置工事」のしゅん工は受付ができない。

施工完了後 5 日以内に提出のこと

給水装置工事社内検査結果報告書

仙台市水道事業管理者 様

工事申込収受番号 第 _____ 号

給水装置場所 仙台市 _____ 区

給水装置所有者 _____

工事内容 新設 ・ 改造 ・ 装廃

検査種別及び検査項目		検査結果
屋外の検査	・分岐部のオフセット	
	・水道メーター位置・メーター用止水栓 ・逆止弁の取付け状況	
	・埋設深さ	
	・管延長（管種及びm数）	
	・きょう・ます類の設置状況	
	・止水栓の設置状況	
配 管	・しゅん工図面と配管状況の整合	
	・分岐・分岐止め	
	・管種（性能基準適合品の使用確認）	
	・接合状況	
	・保温・保護・埋め戻し状況	
給水用具	・給水用具 （性能基準適合品の使用確認）	
	・接続状況	
耐 圧	・水圧試験	MP a 分間
機 能	・逆止弁，水抜き栓等の作動状態	
水 質	・残留塩素の測定	P P M
表 示	・水道番号，工事事業者ステッカー	
路面復旧状況	仮復旧年月日	年 月 日
	本復旧年月日	年 月 日

上記のとおり社内検査したことを報告いたします。

令和 年 月 日

指定番号 第 _____ 号 指定事業者

主任技術者 _____ 氏 名

印

印

中高層建築物直結給水装置工事社内検査結果報告書

仙台市水道事業管理者 様

1. 申込収受番号 第 _____ 号
2. 給水方式 直圧式・増圧式・直圧式受水槽式併用・増圧式受水槽式併用
3. 工事内容 新設 ・ 改造 ・ 装廃

検査種別及び検査項目		検査結果
水圧試験	1. ポンプ1次側の加圧確認	M P a 分以上
	2. ポンプ2次側の加圧確認	M P a 分以上
	「増圧設備」の水圧試験は除外する。	
増圧設備	1. 増圧設備の設置及び作動確認	
	2. 警報装置の作動確認	
	3. 緊急連絡先等の標示板設置確認	
	4. 自動停止・自動復帰の作動確認	
	5. 減圧式逆流防止器の作動確認・吐水口空間・ストレーナーの設置状況確認	
直圧・増圧設備設置環境他	1. 給水主管の立上り管最上部の空気弁及び止水器具の設置状況確認	
	2. メーター室（パイプシャフト内）の止水栓・メーター・逆止弁・保温工・施錠状況・共用電源等の施工状況確認	
	3. 給水主管の立上り管の仕切り弁設置状況確認	
	4. 非常用水栓（キー付不凍水栓）の設置状況確認	
	5. 直結・受水槽方式の識別状況（標示板・テープ）確認	

上記のとおり社内検査したことを報告いたします。

令和 年 月 日

指定番号 第 _____ 号 指定事業者

印

主任技術者 _____ 氏 名

印

課 長		係 長		係 員	
令和	年	月	日	受付番号	第 号

給水装置工事再検査申込書

工事申込収受番号	第 号		
給水装置場所	仙台市 区		
委任者 (給水装置所有者)			
工事内容	新設・改造・装廃		
前回検査での指摘事項	水圧試験不良・配管不良・深度不良・準備不足・未認証品の使用 その他（ ）		
前回の検査日	令和 年 月 日	検査員	

上記について、関係図面を添えて申込みます。

令和 年 月 日

仙台市水道事業管理者様

指定番号 第 号 指定事業者

印

主任技術者 氏名

印

課 長		係 長		係 員	
令和 年 月 日 受付番号 第 号					

給水装置工事中間検査申込書

工事申込收受番号	第 号		
給水装置場所	仙台市 区		
委任者 (給水装置所有者)			
検査内容	道路許可 ・ 舗装先行 ・ 分岐箇所 ・ 分岐止箇所 給水管 () ・ その他 ()		
検査希望日	令和 年 月 日	検査員	

上記について、関係図面を添えて申込みます。

令和 年 月 日

仙台市水道事業管理者 様

指定番号 第 号 指定事業者

印

主任技術者 氏名

印

令和 年 月 日

申込者（給水装置所有者）

氏名 _____ 様

給水装置工事しゅん工検査合格証明書

収 受 番 号	
水 道 番 号	
給 水 装 置 工 事 場 所	
指 定 事 業 者	

しゅん工検査合格年月日	
検 査 担 当 部 署	(公財)仙台市水道サービス公社 設備審査課 設備検査係 〒982-0015 仙台市太白区南大野田 29-1 仙台市水道局 1階 電話 022-304-0163

上記、給水装置工事について、しゅん工検査に合格したことを証明いたします。

仙台市水道事業管理者

住宅用スプリンクラー設備設置条件承諾書

令和 年 月 日

仙台市水道事業管理者 様

申 込 者 住所
(給水装置所有者)

氏名

印

給 水 装 置 場 所 仙台市 区

水 道 番 号 第 号

消 防 設 備 士 名

指 定 事 業 者 名

水道法の適用を受ける住宅用スプリンクラー設備を設置するにあたり、下記条件を承諾いたします。

記

1. 当該スプリンクラー設備は消防設備士が設計し、その指導の下に指定事業者が施工いたします。
2. 配水管の断水（災害その他正当な理由による制限給水、水道管破損事故及び水道施設の工事等）又は水圧低下により、当該スプリンクラー設備の性能が十分発揮できない状況が生じても、仙台市水道局は一切責任を負わないこと。
3. 当該スプリンクラー設備の火災時以外における作動及び火災時の水道事業にその責を求めることのできない非作動に係る影響は、仙台市水道局は一切責任を負わないこと。
4. 当該スプリンクラー設備が設置された家屋、部屋を賃貸する場合には、当該設備は上記条件付きであることを賃借人に熟知させます。
5. 当該設備の所有者を変更するときは、上記事項について譲受人に熟知させます。
6. 当該スプリンクラー設備を介して連結している給水栓等からの通水状態に異常があった場合は仙台市指定給水装置工事事業者に連絡するとともに、当方にて処置いたします。
7. 水道直結式スプリンクラー設備の維持管理上の必要事項及び連絡先を見やすいところに表示し、関係者に周知いたします。

特定施設水道直結式スプリンクラー設備設置条件承諾書

令和 年 月 日

仙台市水道事業管理者 様

申 込 者 住所
(給水装置所有者)

氏名

印

給 水 装 置 場 所 仙台市 区

水 道 番 号 第 号

消 防 設 備 士 名

指 定 事 業 者 名

消防法令に定められる特定施設に水道法の適用を受ける水道直結式スプリンクラー設備を設置するにあたり、下記条件を承諾いたします。

記

1. 当該スプリンクラー設備は消防設備士が設計し、その指導の下に指定事業者が施工いたします。
2. 配水管の断水（災害その他正当な理由による制限給水、水道管破損事故及び水道施設の工事等）又は水圧低下により、当該スプリンクラー設備の性能が十分発揮できない状況が生じても、仙台市水道局は一切責任を負わないこと。
3. 当該スプリンクラー設備の火災時以外における作動及び火災時の水道事業にその責を求めることのできない非作動に係る影響は、仙台市水道局は一切責任を負わないこと。
4. 当該スプリンクラー設備が設置された家屋、部屋を賃貸する場合には、当該設備は上記条件付きであることを賃借人に熟知させます。
5. 当該設備の所有者を変更するときは、上記事項について譲受人に熟知させます。
6. 当該スプリンクラー設備を介して連結している給水栓等からの通水状態に異常があった場合は仙台市指定給水装置工事事業者に連絡するとともに、当方にて処置いたします。
7. 水道直結式スプリンクラー設備の維持管理上の必要事項及び連絡先を見やすいところに表示し、関係者に周知いたします。

令和 年 月 日

課 長	係 長	係 員

仙台市水道事業管理者 様

委 任 者 住 所

(給水装置所有者) 氏 名

印

住 所

指 定 事 業 者 指定事業者名

代表者氏名

印

給水装置工事主任技術者変更届

1. 給 水 装 置 場 所	仙台市 区	
2. 給水種別及び水道番号	専・共・消・共用管 第 号	
3. 工 事 申 込 年 月 日	令和 年 月 日	
4. 工 事 申 込 収 受 番 号	第 号	
5. 主 任 技 術 者 氏 名	新	旧 (変更前)
6. 主任技術者登録番号	No	No
7. 変 更 年 月 日		
8. 変 更 理 由		

令和 年 月 日

開発行為に伴う給水の申込書

仙台市水道事業管理者 様

給水申込者

住 所

氏 名

印

下記の開発行為について、事前協議内容に基づき、給水を申し込みます。

開発負担金については、仙台市水道事業給水条例第三十三条の三の規定に合意します。

なお、「給水装置工事」に係る具体的な協議、手続き等については、別途行います。

記

１．事前協議整理番号及び協議成立年月日

事前協議整理番号 第 ー 号

協議成立年月日 令和 年 月 日

２．開発区域に含まれる地域の名称

３．開発区域の面積

_____ m^2

４．予定建築物の用途

５．給水装置工事予定工期

着 手 令和 年 月 日

完 成 令和 年 月 日

６．添付図書

（１）開発行為許可通知書（写し）

（２）設計説明書（その１，その２）

（３）工程表

（４）その他

使用材料認証品確認書

仙台市水道事業管理者 様

収 受 番 号 第 _____ 号

給水装置場所 仙台市 _____ 区 _____

工 事 内 容 新 設 ・ 改 造 ・ 装 廃

使用材料	メーカー名	認証登録番号 又は形式	JIS・認証 機関名等	認証品 確認方法	呼 径	数 量	備 考

※ 認証品確認方法の記入について：次の該当番号を上記記入欄に記入してください。

①ラベル ②印 刷 ③刻 印 ④証明書 ⑤その他

上記使用材料について報告いたします。

令和 年 月 日

指 定 番 号 _____

指 定 事 業 者 名 _____ 印

主 任 技 術 者 氏 名 _____ 印

給水装置の更生工事施行に係る事前調査結果報告書

令和 年 月 日

仙台市水道事業管理者 様

提出者（指 定 事 業 者）

指定番号 第_____号

住 所 _____

事業者名 _____

代 表 者 _____印

電 話 _____

給水装置の更生工事を施行するにあたり，既設給水装置の事前調査を実施した結果，更生工事の施工が可能と判断しましたので，報告します。

なお，更生工事完成後，適切な施工が行われたことの確認並びに給水装置の構造及び材質の基準適合の試験を実施し，施工が不適切な場合又は試験結果が基準に適合しない場合には，直ちに適切な処置を施します。

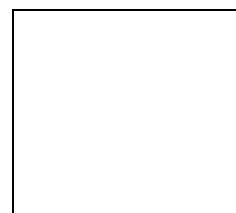
調査日	令和 年 月 日
調査場所 (建築物の所在地)	仙台市 区
建築物の名称	

事前調査を実施した主任技術者

免状交付番号 第_____号

氏 名 _____

受 付



更生工事施行計画書

１．申請者等

申込者 (給水装置所有者)	住 所	
	氏 名	
指 定 事 業 者	指定番号	第 号
	住 所	
	事業者名	
管更生工事施工者	住 所	
	施工者名	

２．建物概要

工事場所	区		
建物名称			
階層・戸数	階建	戸	
量水器	口径	mm	個
	口径	mm	個

３．更生工事の工法

工法名	※審査証明番号 第 号		
クリーニング(研磨)方法	工法名称 (内容)		
ライニング施工方法	工法名称 (内容)		
	塗 料	名称	
		乾燥方法	
		乾燥時間	日間・時間 (温度 ℃)
		塗膜圧	mm 以上 ～ mm 以下
工期	令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日		
施工内容	仮設配管	☐ 有 ☐ 無	
		口径	mm 延長 m
		口径	mm 延長 m
	更生工事	口径	mm 延長 m
		口径	mm 延長 m
		口径	mm 延長 m
		口径	mm 延長 m

※審査証明番号は、建築技術審査証明協議会（財団法人建築保全センター）の「建築物等の保全技術審査証明」を受けている場合に記入して下さい。

令和 年 月 日

仙台市水道事業管理者 様

申込者住所

申込者氏名

印

水 道 加 入 金 後 納 取 扱 申 請 書

下記工事申込みに係る水道加入金の納入について、水道加入金取扱要綱第４条に基づく
後納の取扱いを申請いたします。

記

1. 給水装置場所 仙台市 区
2. 建築物名称
3. 工事施行者
(指定事業者)
4. 金 額 円 (内、消費税相当額 円)
5. 納 入 期 限
6. 連 絡 先

【申請における注意事項】

◎ 納入通知書発行から１５日後 が納入期限となります。◎ 納入期限を過ぎても未納だった場合は、督促状を送付 いたします。

記入欄

協議番号	新設等口径・件数	相殺口径・件数
—	×	×
	×	×
	×	×

申込受付 収受番号 第 号

災害危険区域内の給水装置廃止届

令和 年 月 日

仙台市水道事業管理者 様

給水装置所有者

住 所

氏 名

印

私は、災害危険区域内に所有する給水装置について下記事項を承諾のうえ廃止します。

記

1 廃止する給水装置

装 置 場 所

水 道 番 号 第.....号

メーター口径耗

2 新設・改造する給水装置

装 置 場 所

3 提出にあたり給水装置所有者が確認・承諾する事項

- (1) 廃止する給水装置の所有者が新設・改造工事を行う場合、この「災害危険区域内の給水装置廃止届」を提出することにより、廃止するメーター口径に応じた水道加入金が免除されること。
- (2) 廃止した給水装置について、水道局の管理上必要な場合に切り離しや撤去を水道局が行うこと。
- (3) 上記(2)により、切り離しや撤去された取り出しについての再分岐等は水道局では行わないこと。
- (4) この「災害危険区域内の給水装置廃止届」の給水装置所有者と新設・改造工事の申請者が異なる場合は、継承届が必要なこと。

課 長	係 長	担 当 者

令和 年 月 日

仙台市水道事業管理者 様

申 込 者 住 所
(所有者) 氏 名

印

給 水 用 具 設 置 承 諾 書

給 水 装 置 場 所 _____

給 水 用 具 _____

日本水道協会（JWWA）品質認証登録番号 _____

設 置 目 的 上記添付資料（カタログ）のとおり

指 定 事 業 者 名 _____

上記給水用具の設置にあたり下記事項を承諾します。

記

1. 設置する給水用具（流量計）は、仙台市水道事業給水条例第21条に基づく仙台市が設置するメーターではないこと。
2. 水道メーター（水道局が請求する使用明細等）と設置する給水用具から得られる水量とに差異が生じても水道局に異議を申し立てないこと。
3. 水道局が計量法に基づいて行う水道メーターの取替えの対象ではないこと。
4. 当該給水装置の所有者を変更するときは、上記事項について責任を持って引き継ぎを行うこと。

委任解除届及び新委任届

令和 年 月 日

仙台市水道事業管理者 様

委 任 者 住 所

氏 名 印

下記給水装置場所に、令和 年 月 日付で給水装置工事の申請をしましたが、諸般の事情により当工事を受任した において当工事の申請業務及び施工を継続することが困難となりました。このことにより、やむを得ず民法第651条に基づき、 への給水装置工事及び給水装置工事承認申込に関する委任を解除しますので届けます。

なお、当工事の今後の申請業務及び施工については、 に
その一切を委任します。

記

1 収 受 番 号 年度

2 給 水 装 置 場 所

3 旧 受 任 者 (指定番号)

住 所

氏 名

代表者名

印

T E L

4 新 受 任 者 (指定番号)

住 所

氏 名

代表者名

印

T E L

主任技術者氏名

主任技術者免状

交 付 番 号

南・北 配水課長		南・東 北・西 維持係長	
-------------	--	--------------------	--

分岐・分岐止 工事実施状況報告書

年度(和暦)		收受番号		給水装置位置(住居表示等)				提出先維持係	
令和	年度			区				(選択式)	
申請者名 (申込者名)		分岐・分岐止 施工会社区分		☐ 自社施工 ☐ 宮管委託		分岐・分岐止 施工者氏名		印	
施工年月日等		配水管管種・口径		×		給水管管種・口径			
分岐	令和 年 月 日 (曜日) 時 分	φ		×		φ			
分岐止	令和 年 月 日 (曜日) 時 分	φ		×		φ			
使用材料表 (量水器手前までの配管材料について全て記載すること)									
品名	形状寸法	認承番号	数量	品名	形状寸法	認承番号	数量		
(管) φ			m・本	止水栓	甲・乙・丙 φ		ヶ		
(管) φ			m・本	止水栓	甲・乙・丙 φ		ヶ		
(管) φ			ヶ	止水栓筐			ヶ		
(管) φ			ヶ	メーター用エルボ90°	φ		ヶ		
サドル付分水栓	φ × φ		ヶ	メーター用ベンド22° 1/2	φ		ヶ		
分水・止水栓用ソケット	φ		ヶ						
分水・止水栓用キャップ	φ		ヶ						
弁付割T字管	φ × φ		ヶ						
雄ネジ付ソケット	φ		ヶ						
フランジ板(接合材共)	φ		ヶ						
道路(通路)又は歩道 総幅員 第一止水栓離れ $L_0 = \text{ } m$ 管芯オフセット $L_1 = \text{ } m$ 管芯オフセット $L_2 = \text{ } m$ 用地境界(申請地) 用地境界(対向地)又は車道 配水管管頂土被り(埋設深度) $D_p = \text{ } m$									
自社施工で配水管管種がDIPの場合 必須確認項目		ポリエチレンスリーブ被覆の有無		☐ あり ☐ なし		内面ライニング種別		☐ エポキシ ☐ モルタル ☐ なし	
仙台市水道事業管理者 殿									
当社にて施工した分岐(止)工事について、関係規程に則り適切に施工を行いましたので、規定の写真添えて報告します。									
令和 年 月 日 主任技術者氏名 (記入責任者) 印									
南・北 配水課長 様									
上記報告内容について相違ないことを確認しましたので、報告致します。									
令和 年 月 日 南・北 配水課 南・東 北・西 維持係 氏名 印									
給水装置課長 様									
上記報告内容について、指定工事業者より報告書が提出されましたので、引継ぎします。									
令和 年 月 日 南・北 配水課長									

道路復旧間接費に関する承諾書

仙台市水道事業管理者 様

給水装置工事に伴う道路占用申請に係る道路復旧間接費（以下「道路復旧間接費」という）について、下記のとおり承諾いたします。

記

【道路復旧間接費の納付について】

1. 道路復旧間接費は、仙台市水道事業管理者が定めた納入期限までに納付すること。

【遅延損害金について】

1. 道路復旧間接費の督促を受け、督促状の指定期限までに道路復旧間接費を納付しないときは、当該指定期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未払金について民法第404条の規定に基づく法定利率の割合で計算した遅延損害金を仙台市水道事業管理者が請求すること。
2. 仙台市水道事業管理者が1の遅延損害金を計算するにあたっては、以下のとおり端数計算を行うこと。
 - (1)道路復旧間接費に1,000円未満の端数があるときまたは全額が2,000円未満であるときは、端数金額またはその全額を切り捨てる。
 - (2)算出された遅延損害金の額に100円未満の端数があるときまたはその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額またはその全額を切り捨てる。

令和 年 月 日

指定給水装置工事事業者

氏名又は名称

住 所

代表者氏名

指 定 番 号

印

中 高 層 建 築 物 関 係

様式番号	様 式 名	備 考
直 1	直結式給水についての協議書	
直 2	直結直圧式給水条件承諾書	
直 3	直結増圧式給水条件承諾書	
直 4	申請者変更届	
直 5	直結式給水についての協議の取消届	
直 6	設計水圧調査等申請書	直結・受水槽兼用
直 7	設計水圧調査等回答書	直結・受水槽兼用
直 8	給水方式変更条件確認書	裏面あり
—	既設配管の材料等確認書	様式は任意, 参考

直結直圧式給水条件承諾書

令和 年 月 日

仙台市水道事業管理者 様

協 議 番 号	—	水道番号	～
申 請 地	仙台市 区		
建 築 物 名			
申請者（所有者） 住所・氏名	（電話 — — ） 印		
建築物管理者（管 理人）住所・氏名	（電話：平日 — — ） （電話：休日・夜間 — — ） 印		

直結直圧式による給水のために、下記の条件を承諾いたします。

記

1. 使用者等への周知

次の特徴を理解し、使用者等に周知させるとともに、水道局に対し給水についての一切の異議・申し立てをしないこと。

- ① 事故時、水道施設の工事等による断水や、水道施設の工事等による一次的な水圧低下や濁水発生に伴う出水不良等が生じた場合は、受水槽のような貯留機能がないため、水が使用できなくなる。

なお、上記の際には建築物内広報等にも協力すること。

2. 損害の補償

本給水方式に起因して逆流又は漏水が発生し水道局若しくはその他の使用者に損害を与えた場合は、責任を持って補償すること。

3. 所有者等の変更

申請者（所有者）又は建築物管理者（管理人）を変更するときは、変更後の申請者（所有者）又は建築物管理者（管理人）にこの条件承諾書を継承するとともに、本様式にて承諾書を作成し水道局提出すること。

4. 既設配管使用の責任

既設受水槽以下の装置を使用し、直結直圧式給水に変更した場合、これに起因する漏水等の事故については所有者又は使用者等の責任において解決するとともに、水道局の指導に従いすみやかに改善すること。

5. メーター交換時の措置及び入館協力

- ① 計量法に基づく水道メーターの取り替え及び水道メーターの異常等による取り替えの際には、水道局に協力し断水することを承諾すること。
- ② 水道局が行う水量・水圧・漏水防止等の調査について協力すること。
- ③ オートロックマンション等の検針・料金徴収業務等及びメーター交換業務時の入館について協力すること。

6. 条例・規程の遵守

上記各項の他、取扱上必要な事項は、仙台市水道事業給水条例・同施行規程を遵守して施行すること。（給水装置の管理上の責任は所有者、使用者の方々ご自身にあります。（仙台市給水条例第17条））

7. 上記事項の条件を使用者等に周知徹底し、本給水方式に起因する紛争等については当事者間で解決し、水道局に一切迷惑をかけないこと。

直結増圧式給水条件承諾書

令和 年 月 日

仙台市水道事業管理者 様

協 議 番 号	—	水道番号	～
申 請 地	仙台市 区		
建 築 物 名			
申請者（所有者） 住所・氏名	（電話 — — ） 印		
建築物管理者（管 理人）住所・氏名	（電話：平日 — — ） （電話：休日・夜間 — — ） 印		

直結増圧式による給水のために、下記の条件を承諾いたします。

記

1. 使用者等への周知

次の特徴を理解し、使用者等に周知させるとともに、水道局に対し給水について一切の異議・申し立てをしないこと。

- ① 水道施設の工事等に伴う断水・濁水に対応するため増圧設備の操作（停止及び復旧に係るもの）及びメンテナンスを必要とするときは申請者（所有者）又は建築物管理者（管理人）の責任で行うこと。なお水道局からの通知に拘らず増圧設備の操作を怠ったことに起因する増圧設備並びにメーター以降の給水用具の故障等については、水道局では一切の補償を行わないこと。
- ② 停電・設備の故障、災害等による水道施設の事故等、水道施設の工事等による、水圧低下に伴い出水不良等が生じたときには、非常時用共用栓を使用すること。
- ③ 水道局が行う計画的な断水時及び緊急的な断水時には建築物内広報等にも協力し、受水槽のような貯留機能がないため、水の使用ができなくなることを。

2. 損害の補償

本給水方式に起因して逆流又は漏水が発生し水道局若しくはその他の使用者に損害を与えた場合は、責任を持って補償すること。

3. 定期点検及び修理

直結増圧設備の機能を適正に保つため適宜、保守点検及び修理を行うと共に、1年以内ごとに1回以上の定期点検を行うこと。

4. 所有者等の変更

申請者（所有者）又は建築物管理者（管理人）を変更するときは、変更後の申請者（所有者）又は建築物管理者（管理人）にこの条件承諾書を継承するとともに、本様式にて承諾書を作成し水道局に提出すること。

5. 既設配管使用の責任

既設受水槽以下の装置を使用し、直結増圧式給水に変更した場合、これに起因する漏水等の事故については所有者又は使用者等の責任において解決するとともに、水道局の指導に従いすみやかに改善すること。

6. メーター交換時の措置及び入館協力

- ① 計量法に基づく水道メーターの取り替え及び水道メーターの異常等による取り替えの際には、水道局に協力し断水することを承諾すること。
- ② 水道局が行う水量・水圧・漏水防止等の調査について協力すること。
- ③ オートロックマンション等の検針・料金徴収業務及びメーター交換業務時の入館について協力すること。

7. 条例・規程の遵守

上記各項の他、取扱上必要な事項は、仙台市水道事業給水条例・同施行規程を遵守して施行すること。（給水装置の管理上の責任は所有者、使用者の方々ご自身にあります。（仙台市給水条例第17条））

8. 上記事項の条件を使用者等に熟知させ、本給水方式に起因する紛争等については当事者間で解決し、水道局に一切迷惑をかけないこと。

課 長	係 長	係 員

申請者変更届

令和 年 月 日

仙台市水道事業管理者 様

申 請 地	仙台市 区
建 築 物 名	
協議受付年月日	令和 年 月 日
協 議 番 号	第 一 号

上記直結式給水についての協議に関し、下記理由により申請者を

旧 申請者 _____ から

新 申請者 _____ に

変更することを届け出ます。

変更理由 _____

また、今回の申請者変更に伴い、旧申請者が納入した建築物開発負担金、
 一金 _____ 円也については、その権利が新申請者に帰属
 することについても併せて届け出ます。

旧 申請者 住 所 _____

氏 名 _____ (印)

新 申請者 住 所 _____

氏 名 _____ (印)

課 長	係 長	係 員

直結式給水についての協議の取消届

令和 年 月 日

仙台市水道事業管理者 様

申 請 地	仙台市 区
建 築 物 名	
協 議 受 付 年 月 日	令和 年 月 日
協 議 番 号	第 一 号
工 事 内 容	新設 ・ 改造 ・ 給水方式変更
取 消 理 由	

上記直結式給水についての協議を取り消したいので、届け出ます。

申 請 者 住 所.....

氏 名.....(印)

水 圧 調 査 番 号	第 一 号	受 付 日	令和 年 月 日
-------------	-----------------	-------	-------------------------

課 長	係 長	係 員

設計水圧調査等申請書

仙台市水道事業管理者 様

申請者住所	
氏 名	〒 電話 - -

下記の建物に直結給水（ ☐ 直圧式 ☐ 増圧式 ☐ 受水槽式 ）をしたいので
（ ☐ 設計水圧調査 ☐ 分岐の可否の確認 ）を申請します。

1. 申 請 地	仙台市 区	水圧分布図 MPa 区域
2. 建 築 物 名		用途業態
3. 建築物概要	☐ 新築 ☐ 既存	地上 階・地下 階・総戸数 戸
4. 計画使用水量	全体 L/日	
5. 本管管種口径	DIP ・ VP ・ CIP ・ PP φ mm	
6. 分岐口径(予定)	φ mm	
7. 工 期 (予定)	令和 年 月 ～ 令和 年 月	

備 考

◆ 添付書類 ① 位置図
 ② 仙台市水道配管管理図
 ③ 給水装置台帳（既存建物の場合） } ファイルに綴じ 2 部提出

・ 用途業態欄には、内訳を具体的に記載する。

◎ 水圧調査は、2 ～ 3 週間程度かかりますので、早めに申請してください。

令和 年 月 日

設計水圧調査等回答書

申請者住所 _____

氏 名 _____ 様

電 話 _____

仙台市水道事業管理者
(公 印 省 略)

設計水圧調査結果について

水 圧 調 査 番 号	第 一 号
申 請 地	仙台市 区
建 築 物 名	

令和 年 月 日 付で調査依頼のありました申請地の設計水圧等について、
付近配水管の水圧状況、及び管網状況を調査した結果、次のとおり回答いたします。

☐ 分岐可 ☐ 分岐不可

配水管水圧は、 _____ MPa で設計することができます。

備考

◎ 下記を考慮、厳守し設計を行ってください。

- ・ 配水管の切替工事や災害等の事故による、計画的あるいは緊急的な断水、減水、濁り水等を伴うことがあります。給水方式によるメリット、デメリットを十分考慮のうえ、最適な給水方式を採用して下さい。
- ・ 給水装置の設計に当たっては、『給水装置工事施行要領』に基づいて設計して下さい。
- ・ 増圧給水方式となる場合は、維持管理を十分考慮した建築構造とする必要があります。
- ・ 当該地の配水管水圧が変更になる場合がありますので、回答後 1 年を経過した場合は、局と協議し必要に応じ再調査となります。
- ・ 建築物協議時には本書を持参（添付）して下さい。（コピー可）

仙台市水道局 給水部 給水装置課 設備指導係
電話 （代）(022) 304 - 0043

担
当

給水方式変更条件確認書

令和 年 月 日

仙台市水道事業管理者 様

協 議 番 号	—	水道番号	～
申 請 地	仙台市 区		
建 築 物 名			
申 請 者 住 所 氏 名	印		

給水方式変更をするにあたり、下記の条件を確認いたします。

記

1. 提出図書類

水道事業者に給水方式変更の承認を申し込むにあたり、当該工事に関し、次の図書類を入手又は作成し、提出します。

□ (1) 更生工事履歴のない受水槽給水設備から、直結給水方式に切替える場合

提出図書類	確認欄
・既設配管の材料等確認書	☐
・水質試験成績証明書	☐
・誓約書（必要に応じ）	☐
・その他局が求めた図書	☐

□ (2) 更生工事を施工した履歴があり、ライニングに使用された塗料・工法及び施工状況が明らかな場合

提出図書類	確認欄
・塗料の浸出性能基準適合証明書。ただし、第三者 認証品の場合の該当機関の認証登録証の写し	☐
・ライニングによる更生工事施工時の施工計画書	☐
・更生工事の施工計画書（写真添付）	☐
・浸出性能確認の水質試験成績証明書	☐
・誓約書（必要に応じ）	☐
・その他局が求めた図書	☐

□ (3) 更生工事を施工した履歴があり、ライニングに使用された塗料・工法及び施工状況が確認できない場合

提出図書類	確認欄
・浸出性能試験成績証明書	☐
・誓約書（必要に応じ）	☐
・その他局が求めた図書	☐

*該当する工事、図書をチェックしてください。

事 前 確 認 事 項

受水槽式給水設備を直結給水方式に変更する工事を申し込む者は、事前に次の（１）～（３）に掲げる場合に
応じ、該当する事項を実施、確認する。

- （１） 更生工事履歴のない受水槽給水設備から、直結給水方式に切替える場合
 - ① 既設配管の材質
 - ・「給水装置の構造及び材質の基準」（以下、「構造材質基準」という。）に適合した製品が使用されていることを現場及び図面にて確認する。
 - ・構造材質基準に適合した製品が使用されていない場合は、同基準に適合した給水管、給水用具に取り替える。
 - ・埋め込み等により確認が困難な場合は、水道事業者の判断を求める。
 - ② 既設配管の耐圧試験
 - ・耐圧試験における水圧は、 0.75MPa とし、加圧時間については、給水装置工事施行要領による。
 - ③ 水質試験
 - ・直結給水切替え前において、水道法第 20 条第 3 項に規定する者による水質試験を行い、水道法第 4 条に定める水質基準を満足していることを確認する。
 - ・採水方法は、毎分 5 L の流量で 5 分間流して捨て、その後 15 分間滞留させたのち採水するものとする。
 - ・試験項目は、味、臭気、色度、濁度のほか、水道事業者との協議結果に応じて、鉄、 pH 等の水質試験を実施する。
- （２） 更生工事を施工した履歴があり、ライニングに使用された塗料・工法及び施工状況が明らかな場合
 - ① 既設配管の材質
 - ・ライニングに使用された塗料が構造材質基準に適合した製品である場合は、施工計画書（工法、塗料、工程表等）及び施工計画に基づく施工報告書（写真添付）並びに塗料の浸出性能基準適合証明書の確認を行う。
 - ・なお、塗料が第三者認証品である場合は、浸出性能基準適合証明書に代えて認証登録証の写しとすることができる。
 - ② 既設配管の耐圧試験
 - ・耐圧試験における水圧は、 0.75MPa とし、加圧時間については、給水装置工事施行要領による。
 - ③ 浸出性能確認の水質試験
 - ・適切な施工が行われたことを確認するため、現地にて水道水を毎分 5 L の流量で 5 分間流して捨て、その後 15 分間滞留させたのち採水するとともに、管内の水をすべて入れ替えた後の水を対照水（ブランク）として採取し、公的検査機関で水質検査を行い、構造基準に基づく浸出等に関する基準を満足していることを確認する。
 - ・試験項目は、味、臭気、色度、濁度のほか、更生工事に使用された塗料から浸出する可能性のある項目とする。
- （３） 更生工事を施工した履歴があり、ライニングに使用された塗料・工法及び施工状況が確認できない場合
 - ① 既設配管の耐圧試験
 - ・耐圧試験における水圧は、 0.75MPa とし、加圧時間については、給水装置工事施行要領による。
 - ② 浸出性能試験
 - ・ライニングに使用された塗料については、既設給水管の一部サンプリングし、それを供試体として公的検査機関で構造基準に基づく浸出性能試験を行い、浸出等に関する基準に適合していることを確認する。
 - ・既設給水管のサンプリングが困難であり、浸出性能試験が実施できない場合は、現地にて水道水を 16 時間滞留させた水（給水設備のライニングされた管路内の水であって、受水槽等の水が混入していないもの）を採取するとともに、管内の水をすべて入れ替えた後の水を対照水（ブランク）として採取し、公的検査機関で水質検査を行い、浸出等に関する基準を満足していることを確認する。
この場合において、一度の採水で 5 L の水量を確保できない場合は、同じ操作を繰り返し行い、水量を確保する。
 - ・試験項目は、味、臭気、色度、濁度のほか、浸出等に関する基準別表第 1 のすべての項目を行う。

令和 年 月 日

既設配管の材料等確認書

申 請 地：

建築物名：

上記建築物において、既設配管及び給水用具の材質は「給水装置の構造及び材質の基準」に適合した製品が使用されている事を確認しました。

また、既設管についても 0.75MPa にて耐圧試験を行い、水漏れ等が生じないことを確認しました。

指定給水装置工事業者

㊞

主任技術者

㊞

交付番号

受 水 槽 関 係

様式番号	様 式 名	備 考
受 1	受水槽式給水についての協議書	
受 2	受水槽式給水についての工事申込書	
受 3	各戸計量徴収協議書（受水槽式給水）	
受 4	受水槽式給水についての工事しゅん工届	
受 5	受水槽以下設備工事しゅん工図	裏面あり A 3 で提出
受 6	申請者変更届	
受 7	受水槽式給水についての工事代理人変更届	
受 8	受水槽式給水についての協議の取消届	
受 9	受水槽式給水についての工事取消届	
受 10	貯水槽水道の適正管理等に関する条件承諾書	裏面あり
受 11	高置受水槽等（直圧式）給水条件承諾書	
受 12	高置受水槽等（増圧式）給水条件承諾書	

- 260 -

副協議書返却日		給水工事申込日	
---------	--	---------	--

課 長	係 長	係 員
協議番号 ー		

受水槽式給水についての工事申込書

令和 年 月 日

仙台市水道事業管理者 様

1. 申 請 地 仙台市 区
2. 建 築 物 名
3. 受 水 槽 番 号 第 号
4. 工 事 種 別 新設 ・ 改造 ・ 受水槽以降改造
5. 各戸計量徴収 無 ・ 有 メーター数 () 個

委 任 状	
委 任 事 項	上記受水槽式給水についての工事の申込み及び取り消しに関する一切、ならびに手数料（加入金を除く）の納入に関する一切。
工 期	令和 年 月 ～ 令和 年 月
申 請 者 (委任者)	住 所 氏 名 印
代 理 人	住 所 氏 名 印

上記のとおり受水槽式給水についての工事を施工したいので、申し込みます。

代 理 人 住 所

氏 名 印

整理 番号		協議番号	—			新設 改造 受水槽以降改造
		協議月日	令和	年	月 日	

各戸計量徴収協議書（受水槽式給水）

1. 申 請 地	仙台市 区				
2. 建築物概要	建築物名			用途業態	
	☐ 新築 ☐ 既存	地上 階 ・ 地下 階 ・ 総戸数 戸			
3. メーター関係	親メーター	各戸計量メーター 用 途			
	φ mm	φ mm × 個 ()	φ mm × 個 ()	φ mm × 個 ()	合 計 個
4. 受水槽関係	設置場所 () ・ 受水槽以降の給水方式 (ポンプ直送 ・ 高置水槽)				
5. メーター設置	パイプシャフト内の設置については、下記参考事項を遵守し施工します。				

注意：水道局の各戸計量開始日について、協議終了後に営業課計量係と、手続きや切替日等について打合せをする。事前の打合せがないと、局検針は開始されません。

【 参考 】 パイプシャフト内のメーター設置は、下記事項を遵守し施工する。

- ① 各メーター室の寸法は、有効開口部で、幅 450mm×高さ 450mm×奥行き 300mm 以上とし、この空間にガス、電気メーター・給湯器・排水管等、他の構造物の干渉がない。
- ② パイプシャフト内の各戸メーター前後の配管（給水用具）は、メーターユニットを使用する。
 - ・メーターユニットの設置は、メーター室開口部左右より中央に位置し上端より 300mm 以上の間隔をとり、手前寄りに水平に設置する。
 - ・減圧弁を設置する場合はメーターユニットの上流側に設置する。
- ③ 凍結防止のため、各メーター室の給水管・メーターユニットには凍結防止加温器・カバー（ポリスチレンフォーム製）で保温工を施す。
 - ・凍結防止加温器は共用電源を使用し、メーターユニット 1 個に 1 セット取り付け、メーター部のヒーター巻きは、メーターの下をはわけて巻く。
 - ・保温カバー及び保温材は、すき間ができない様に留意し、部屋番号を明記する。
- ④ 吸排気弁には、通水開始時等における水の飛散防止用の間接排水の設備を設けるなど、適切な措置を講ずる。
- ⑤ 漏水等により階下に影響を及ぼさないよう、水はけに必要なスラブの水勾配・排水口等、防水且つ排水に必要な措置を講ずる。
- ⑥ 各戸メーター室の扉には、鍵を原則として設置しない。取り付ける場合は共用使用できるタキゲン A-147 を使用する。
- ⑦ オートロックマンション等の、メーター検針・料金徴収業務等及びメーター交換時の入館については配慮する。
その他、施行要領「第 6 章 第 1 節 3 メーターの設置」による。

〔給水装置工事施行要領より〕

受水槽式給水についての工事しゅん工届

令和 年 月 日

仙台市水道事業管理者 様

1. 申 請 地 仙台市.....区.....
2. 建 築 物 名
3. 水 道 番 号 第.....号
4. 受 水 槽 番 号 第.....号
5. 協議受付年月日 令和 年 月 日
6. 協議受付番号 第 一 号
7. 工 事 内 容 新設 ・ 改造 ・ 受水槽以降改造
(給水方式併用 無 ・ 有)
8. 各戸計量徴収 無 ・ 有 (メーター数 個)
9. しゅん工年月日 令和 年 月 日

受水槽式給水についての工事が上記のとおりしゅん工したので、届け出ます。

申 請 者 住 所

(委 任 者) 氏 名

印

代 理 人 住 所

氏 名

印

取扱者印	
------	--

受 水 槽 番 号	水 道 番 号	決 裁	給 水 装 置 課 長	設 備 指 導 係 長	係 員

受水槽以下設備工事しゅん工図

協 議 受 付 年 月 日	令和 年 月 日	工 事 種 別	新設 ・ 改造 ・ 受水槽以降改造	
協 議 受 付 番 号	第 ー 号	給 水 方 式 併 用	無 ・ 有 () 併用階数 (ー)	
開 発 負 担 金	無 ・ 有 (円)	受 水 槽 以 下 設 備 工 事	申 込 年 月 日	令和 年 月 日
各 戸 計 量 徴 収	有 (メーター口径×個数) 無 (私設メーター×個数)		しゅん工年月日	令和 年 月 日

設 置 場 所				建 築 物 概 要	建 築 物 名				
申 請 地	仙台市 区				☐ 新築 ☐ 既存	用途業態			
申 請 者 住 所					階数 (全体階数) (協議階数)	地上 階・地下 階・総個数 戸			
申 請 者 氏 名						(~) 階・ () 戸			
計画一日最大給水量		設 備 等 概 要							
一 般 用 水 量	L	本 管 管 種 口 径	φ mm	受 水 槽 以 降 機 種	☐ ポンプ直送方式 メーカー	☐ 高置水槽方式	減圧弁 無 ・ 有		
ブ ー ル	L	取 出 口 径	新設・既設 φ mm		☐ " (多段式)				
そ の 他	L	メ ー タ ー 口 径	新設・既設 φ mm		☐ 蓄圧タンク方式				
受 水 槽		副 ・ 中 間 水 槽			高 置 水 槽		蓄圧タンク		
新 設 ・ 既 設	設置場所 ・ 材質		新 設 ・ 既 設	設置場所 ・ 材質		新 設 ・ 既 設	設置場所 ・ 材質		
	W D H 有効H	W D H 有効H		W D H 有効H	呼称				
	× × ()	× × ()		× × ()	L				
	× × ()	× × ()		× × ()					
	× × ()	× × ()		× × ()					
有効容量 L		有効容量 L		有効容量 L		有効 L			

位 置 図	N 4 +	受 付	指定給水装置	
			工 事 事 業 者	
			電 話	
			主任技術者 番号 氏 名	

課 長	係 長	係 員

申請者変更届

令和 年 月 日

仙台市水道事業管理者 様

申 請 者	仙台市 区
建 築 物 名	
協議受付年月日	令和 年 月 日
協議受付番号	第 一 号

上記受水槽式給水についての協議に関し、下記理由により申請者を

旧 申請者 _____ から

新 申請者 _____ に

変更することを届け出ます。

変更理由 _____

また、今回の申請者変更に伴い、旧申請者が納入した建築物開発負担金、
 一金 _____ 円也については、その権利が新申請者に帰属
 することについても併せて届け出ます。

旧 申請者 住 所 _____

氏 名 _____ (印)

新 申請者 住 所 _____

氏 名 _____ (印)

課 長	係 長	係 員

受水槽式給水についての工事代理人変更届

令和 年 月 日

仙台市水道事業管理者 様

申 請 地	仙 台 市 区
建 築 物 名	
協議受付年月日	令 和 年 月 日
協 議 受 付 番 号	第 一 号

上記にて協議した受水槽式給水についての工事に関し、以下のとおり代理人を変更しますので届け出ます。

旧代理人住所

氏 名 (印)

新 代 理 人 住 所

氏 名 (印)

申請者住所

(委任者) 氏 名 _____ 印

課 長	係 長	係 員

受水槽式給水についての協議の取消届

令和 年 月 日

仙台市水道事業管理者 様

申 請 地	仙台市 区
建 築 物 名	
協議受付年月日	令和 年 月 日
協議受付番号	第 一 号
工 事 内 容	新設 ・ 改造 ・ 受水槽以降改造
取 消 理 由	

上記受水槽式給水についての協議を取り消したいので、届け出ます。

申 請 者 住 所.....

氏 名.....㊞

課 長	係 長	係 員

受水槽式給水についての工事取消届

令和 年 月 日

仙台市水道事業管理者 様

申 請 地	仙台市 区
建 築 物 名	
協議受付年月日	令和 年 月 日
協議受付番号	第 - 号
工 事 内 容	新設 ・ 改造 ・ 受水槽以降改造
取 消 理 由	

上記受水槽式給水についての工事申込みを取り消したいので、届け出ます。

申 請 者 住 所 _____
(委任者)

氏 名 _____ ㊞

代 理 人 住 所 _____

氏 名 _____ ㊞

貯水槽水道の適正管理等に関する条件承諾書

○貯水槽水道の設置場所

○建築物名

貯水槽水道の設置（改造実施）にあたり、貯水槽水道が飲料水の安全を確保する極めて重要な施設であること、また設置者としてその維持管理や衛生管理に関し責任を負う立場にあることを十分に認識し、上記貯水槽水道について下記の適正管理等に関する条件を承諾します。

記

1. 上記貯水槽水道を適正に管理（日常的な衛生管理や年一回の水槽清掃実施等）します。
2. 上記貯水槽水道について、管理に関する検査を年一回定期的に
受検します。（有効容量5m3 超の貯水槽水道）
受検するよう努めます。（有効容量5m3 以下の貯水槽水道）
3. 上記貯水槽水道について、以下の改造工事を実施する際には、協議のうえ水道事業管理者あて
工事の申込みを行います。
 - ① 高置水槽方式または加圧ポンプ方式への方式変更工事
 - ② 受水槽の有効容量を変更する工事
 - ③ 受水槽以外の水槽の更新工事（有効容量、材質、設置場所等に変更のあるもの）
 - ④ 建築物の改修等に伴って水使用の用途や計画使用水量に変更が生じる給水設備の工事
4. 上記貯水槽水道について、設備構造に変更が生じる場合や保健所への届出内容に変更が生じる
場合には、所管する保健所長あて 届出を行います。（有効容量5m3 超の貯水槽水道）
届出するよう努めます。（有効容量5m3 以下の貯水槽水道）
5. 貯水槽水道の適正管理促進のため、必要な情報を水道局が保健所に提供すること。
6. 建築物の売買等により設置者変更となる場合には、本承諾書に記載された事項を新たな設置者
に継承します。

令和 年 月 日

貯水槽水道設置者

住 所

氏 名



管理に関する検査について（水質検査のことではありません！）

貯水槽水道の設置者は、法令等に基づいて定期的に年 1 回、管理に関する検査を受検しなければなりません。管理に関する検査について、厚生労働大臣による登録 または 宮城県知事による指定を受けた検査機関は、以下のとおりです。

（登録または指定を受けた検査機関以外では、管理に関する検査を受けることはできません！）

（平成 30 年 1 月 17 日現在）

登録 番号	機関名	住所
37	(公財)仙台市水道サービス公社	〒982-0015 仙台市太白区南大野田 29-1 電話 022-304-0164 FAX 022-304-1046
52	(一財)青森県薬剤師会	〒030-0142 青森県青森市大字野木字山口 164-43 電話 017-762-3620(代表) FAX 017-762-3660
72	(一財)宮城県公衆衛生協会	〒981-3111 仙台市泉区松森字堤下 7-1 電話 022-771-4722 FAX 022-776-8835
86	平成理研(株)	〒321-0912 栃木県宇都宮市石井町 2856-3 電話 028-660-1700 FAX 028-660-1818
91	(株)新環境分析センター	〒963-0547 福島県郡山市喜久田町卸一丁目 104-1 電話 024-959-1772 FAX 024-959-1773
111	(株)丹野	〒990-2431 山形県山形市松見町 12-3 電話 023-641-1141 FAX 023-641-0825
112	(株)江東微生物研究所	〒133-0057 東京都江戸川区西小岩五丁目 18-6 電話 03-3671-5941 FAX 03-3672-1052
125	特定非営利活動法人 宮城県水道施設調査研究所	〒980-0803 仙台市青葉区国分町三丁目 3-1 電話 022-263-7740 FAX 022-263-7011
131	(株)大東環境科学	〒028-3621 岩手県紫波郡矢巾町大字広宮沢第 1 地割 265 電話 019-698-2671 FAX 019-697-1660
146	環境未来(株)	〒390-1242 長野県松本市和田 4010-5 電話 0263-88-3911 FAX 0263-88-3366
160	(公財)宮城県公害衛生検査センター	〒989-3126 仙台市青葉区落合二丁目 15-24 電話 022-391-1133 FAX 022-391-7988

管理に関する検査では、専門の検査員が以下の項目を中心にチェックします。

- 水槽本体の状態(水槽に亀裂や漏水がありませんか？)
- 水槽内部の状態(赤さびや汚泥の堆積、汚れなどありませんか？)
- 水槽の周辺の状態(水槽の周りにゴミや汚物がありませんか？)
- マンホールの状態(ふたが壊れたり、汚物やゴミが置かれたりしていませんか？)
- 通気管、オーバーフロー管の状態(防虫網が壊れて、害虫が侵入していませんか？)
- 給水栓における水質(臭気、味、色、色度、濁度、残留塩素を検査)
- 書類の整理及び保存の状態(清掃結果などを保存していますか？)

以上

高置受水槽等（直圧式）給水条件承諾書

令和 年 月 日

仙台市水道事業管理者 様

協 議 番 号	—	水道番号	～
申 請 地	仙台市 区		
建 築 物 名			
申請者（所有者） 住所・氏名	（電話 — — ） 印		
建築物管理者（管 理人）住所・氏名	（電話：平日 — — ） （電話：休日・夜間 — — ） 印		

高置受水槽等（直圧式）による給水のために、下記の条件を承諾いたします。

記

1. 使用者等への周知

次の特徴を理解し、使用者等に周知させるとともに、水道局に対し給水についての一切の異議・申し立てをしないこと。

- ① 事故時、水道施設の工事等に伴う断水・濁水に対応するため、受水槽の操作（停止及び復旧に係るもの）又はメンテナンスを必要とするときは申請者（所有者）又は建築物管理者（管理人）の責任で行うこと。
- ② 必要に応じて水道局職員の受水槽周辺への立ち入りに協力すること。
- ③ 水道局からの通知があったにも拘らず受水槽の操作を怠ったことに起因するメーター以降の給水用具の故障等については、水道局では一切の補償を行わないこと。
- ④ 事故時、水道施設の工事等による断水や、水道施設の工事等による一次的な水圧低下や濁水発生に伴う出水不良等が生じた場合は、受水槽に給水できなくなることを。
- ⑤ 水道局が行う計画的な断水時及び緊急的な断水時には建築物内広報等にも協力すること。

2. 損害の補償

本給水方式に起因して逆流又は漏水が発生し水道局若しくはその他の使用者に損害を与えた場合は、責任を持って補償すること。

3. 所有者等の変更

申請者（所有者）又は建築物管理者（管理人）を変更するときは、変更後の申請者（所有者）又は建築物管理者（管理人）にこの条件承諾書を継承するとともに、本様式にて承諾書を作成し水道局提出すること。

4. 既設配管使用の責任

既設受水槽以下の装置を使用し、本給水方式に変更した場合、これに起因する漏水等の事故については所有者又は使用者等の責任において解決するとともに、水道局の指導に従いすみやかに改善すること。

5. メーター交換時の措置及び入館協力

- ① 計量法に基づく水道メーターの取り替え及び水道メーターの異常等による取り替えの際には、水道局に協力し断水することを承諾すること。
- ② 水道局が行う水量・水圧・漏水防止等の調査について協力すること。

6. 条例・規程の遵守

上記各項の他、取扱上必要な事項は、仙台市水道事業給水条例・同施行規程を遵守して施行すること。（給水装置の管理上の責任は所有者、使用者の方々ご自身にあります。（仙台市給水条例第 17 条））

7. 上記事項の条件を使用者等に周知徹底し、本給水方式に起因する紛争等については当事者間で解決し、水道局に一切迷惑をかけないこと。

高置受水槽等（増圧式）給水条件承諾書

令和 年 月 日

仙台市水道事業管理者 様

協 議 番 号	—	水道番号	～	水圧調査番号	—
申 請 地	仙台市 区				
建 築 物 名					
申請者（所有者） 住所・氏名	（電話 — — ） 印				
建築物管理者（管理 人）住所・氏名	（電話：平日 — — ） （電話：休日・夜間 — — ） 印				

高置受水槽（増圧式）による給水のために、下記の条件を承諾いたします。

記

1. 使用者等への周知

次の特徴を理解し、使用者等に周知させるとともに、水道局に対し給水について一切の異議・申し立てをしないこと。

- ① 事故時、水道施設の工事等に伴う断水・濁水に対応するため、受水槽及び増圧設備の操作（停止及び復旧に係るもの）又はメンテナンスを必要とするときは申請者（所有者）又は建築物管理者（管理人）の責任で行うこと。
- ② 必要に応じて水道局職員の受水槽周辺への立ち入りに協力すること。
- ③ 水道局からの通知があったにも拘らず受水槽及び増圧設備の操作を怠ったことに起因する増圧設備並びにメーター以降の給水用具の故障等については、水道局では一切の補償を行わないこと。
- ④ 停電・設備の故障、災害等による水道施設の事故等、水道施設の工事等による、水圧低下に伴い出水不良等が生じたときには、受水槽に給水できなくなること。
- ⑤ 水道局が行う計画的な断水時及び緊急的な断水時には建築物内広報等にも協力すること。

2. 損害の補償

本給水方式に起因して逆流又は漏水が発生し水道局若しくはその他の使用者に損害を与えた場合は、責任を持って補償すること。

3. 定期点検及び修理

増圧設備の機能を適正に保つため適宜、保守点検及び修理を行うと共に、1年以内ごとに1回以上の定期点検を行うこと。

4. 所有者等の変更

申請者（所有者）又は建築物管理者（管理人）を変更するときは、変更後の申請者（所有者）又は建築物管理者（管理人）にこの条件承諾書を継承するとともに、本様式にて承諾書を作成し水道局に提出すること。

5. 既設配管使用の責任

既設受水槽以下の装置を使用し、本給水方式に変更した場合、これに起因する漏水等の事故については所有者又は使用者等の責任において解決するとともに、水道局の指導に従いすみやかに改善すること。

6. メーター交換時の措置及び入館協力

- ① 計量法に基づく水道メーターの取り替え及び水道メーターの異常等による取り替えの際には、水道局に協力し断水することを承諾すること。
- ② 水道局が行う水量・水圧・漏水防止等の調査について協力すること。

7. 条例・規程の遵守

上記各項の他、取扱上必要な事項は、仙台市水道事業給水条例・同施行規程を遵守して施行すること。（給水装置の管理上の責任は所有者、使用者の方々ご自身にあります。（仙台市給水条例第17条））

8. 上記事項の条件を使用者等に熟知させ、本給水方式に起因する紛争等については当事者間で解決し、水道局に一切迷惑をかけないこと。

第十章 資 料

標準図集

名 称	適 用	ページ
仕切弁筐設置工標準図 (1)	φ 50・H=600	277
仕切弁筐設置工標準図 (2)	φ 50・H=800	278
仕切弁筐設置工標準図 (3)	φ 75～φ 100・H=600	279
仕切弁筐設置工標準図 (4)	φ 75～φ 100・H=800	280
仕切弁筐設置工標準図 (5)	φ 150・H=800	281
仕切弁筐設置工標準図 (6)	φ 200～φ 300・H=800	282
弁筐参考詳細図 (1)	ソフト・仕切弁用	283
弁筐参考詳細図 (2)	ソフト・仕切弁用	284
仕切弁用コンクリート底板詳細図	φ 50～φ 300	285
止水栓筐詳細図 (1)	φ 13～φ 25	286
止水栓筐詳細図 (2)	φ 30・φ 40	287
止水栓筐蓋詳細図 (1)	φ 13～φ 25	288
止水栓筐蓋詳細図 (2)	φ 13～φ 25	289
止水栓筐蓋詳細図 (3)	φ 30・φ 40	290
止水栓筐設置工標準図 (1)	道路内ボール式甲止水栓	291
止水栓筐設置工標準図 (2)	通路・宅地内ボール式乙止水栓	292
排流装置設置工標準図 (1)	常時放流	293
排流装置設置工標準図 (2)	随時放流	294
メーターます参考図 (1)	φ 13 用	295
メーターます参考図 (2)	φ 13・φ 20 用	296
メーターます参考図 (3)	φ 25～φ 40	297
メーターます参考図 (4)	φ 13, 蓋・枠FCD	298
メーターます参考図 (5)	φ 13・φ 20, 蓋・枠FCD	299
メーターます参考図 (6)	φ 25～φ 40, 蓋・枠FCD	300
メーター用鉄蓋詳細図 (1)	φ 50	301
メーター用蓋鉄詳細図 (2)	φ 75～φ 200	302
サドル付分水栓	φ 13～φ 25	303
サドル付分水栓	φ 30・φ 40	304
サドル付分水栓	φ 50	305
ボール式甲止水栓	φ 20～φ 40・H=450	306
ボール式甲止水栓	φ 20～φ 40・H=750	307

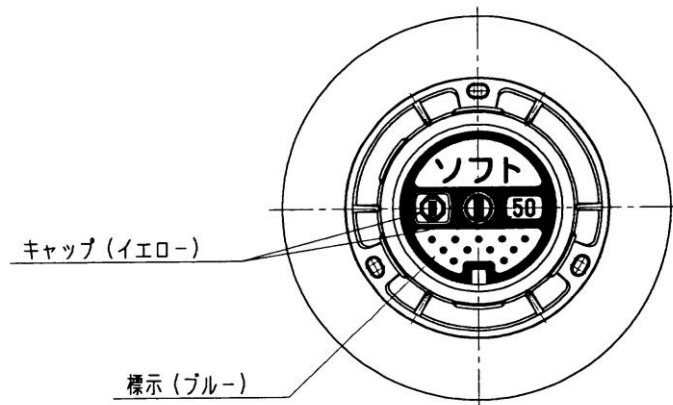
名 称	適 用	ページ
ボール式乙止水栓	φ13～φ40	308
ボール式丙止水栓	φ13～25・φ20×φ13	309
ボール式丙止水栓	φ30・φ40	310
メーター用 22° 1/2 ベンド	φ13～φ40	311
メーター用 90° エルボ	φ13・φ20	312
メーター用 90° エルボ	φ25	313
メーター用ユニオン	φ13～φ40	314
逆止弁（ばね式）	φ13～φ50	315
逆止弁（ボール式）	φ13～φ50	316
ステンレス管施工時の留意事項	φ20～φ50	317
ステンレス管接続部ポリスリーブ装着施工標準図	φ20～φ50	318

図
面
名
称

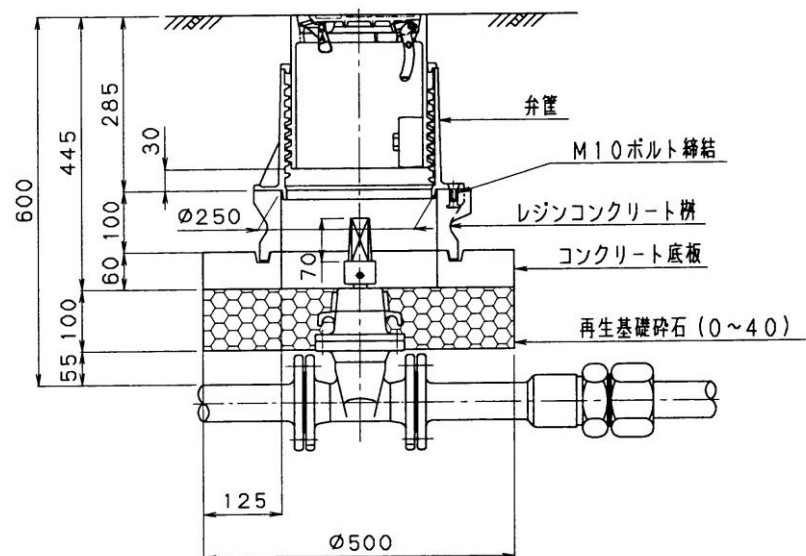
仕切弁筐設置工標準図（１）

 $\phi 50$
 $H=600$

平面図



断面図



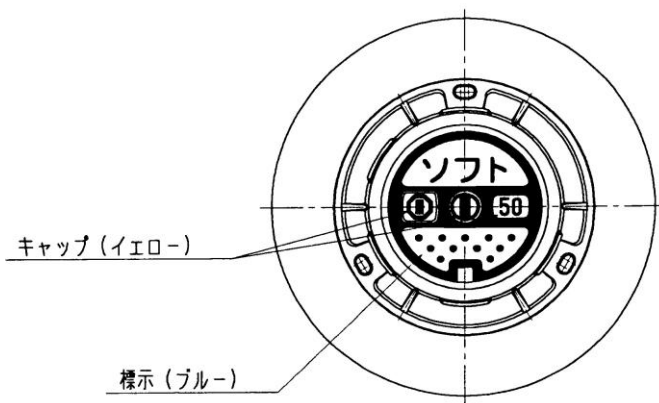
- ※1 仕切弁は、フランジ型とする。
- ※2 弁筐は、JWWA B110 C形1号に準拠する。
- ※3 弁筐は、納入時に嵩下げ幅を30耗確保する。
- ※4 柵は、JWWA K148 円形用1号に準拠する。
- ※5 蓋裏には、製造年号および製造メーカーを鋳出しする。

図
面
名
称

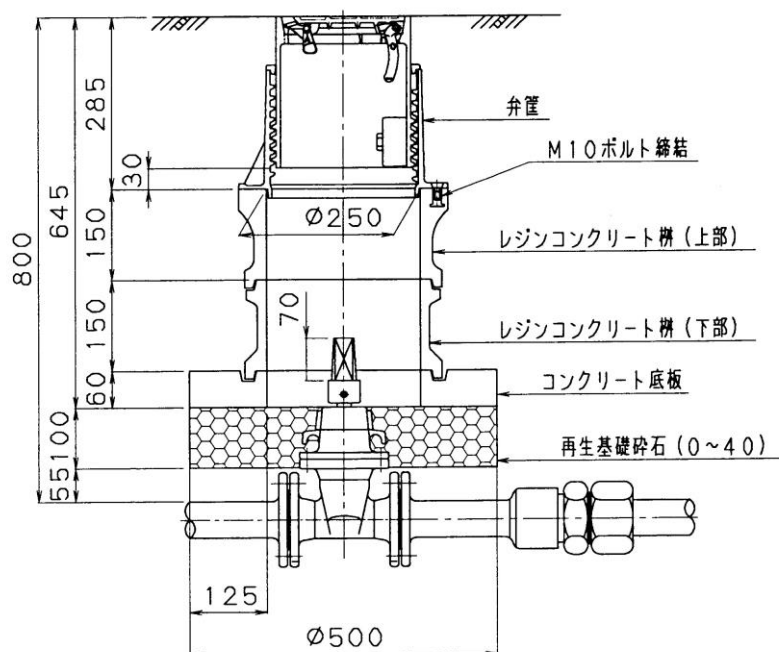
仕切弁筐設置工標準図（２）

 $\phi 50$
 $H=800$

平面図



断面図



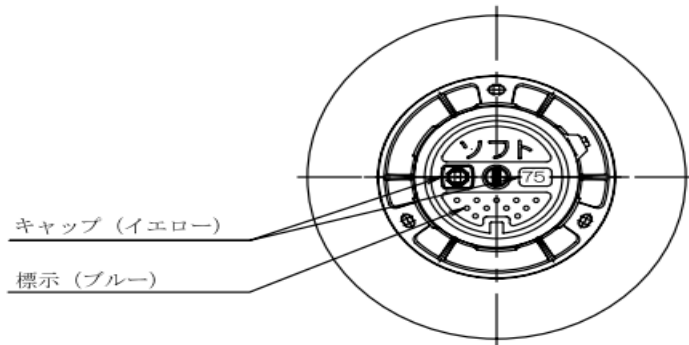
- ※1 仕切弁は、フランジ型とする。
- ※2 弁筐は、JWWA B110 C形1号に準拠する。
- ※3 弁筐は、納入時に嵩下げ幅を30耗確保する。
- ※4 枠は、JWWA K148 円形用1号に準拠する。
- ※5 蓋裏には、製造年号および製造メーカーを鋳出しする。

図面名称

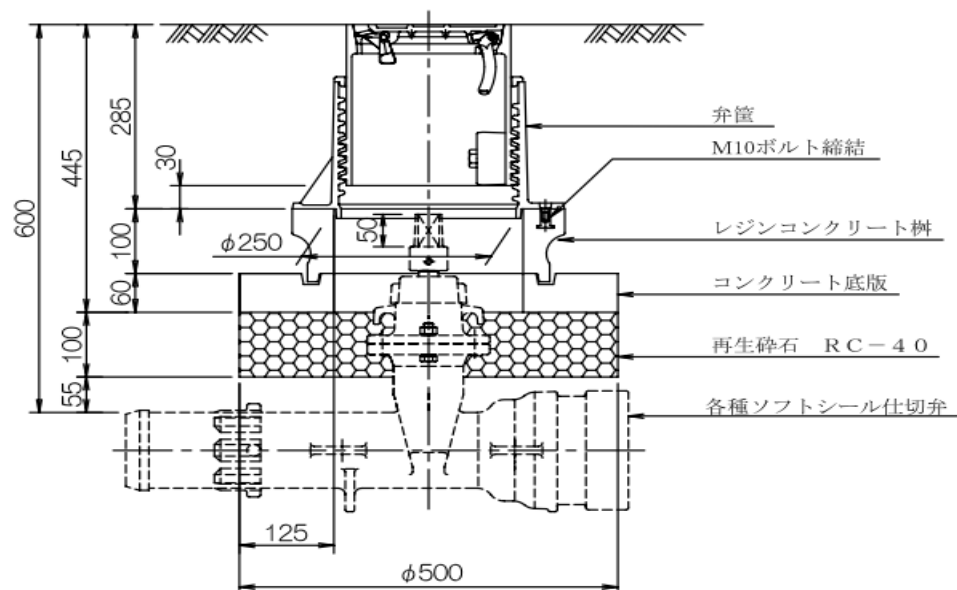
仕切弁筐設置工標準図（３）

 $\phi 75 \sim \phi 100$
 $H = 600$

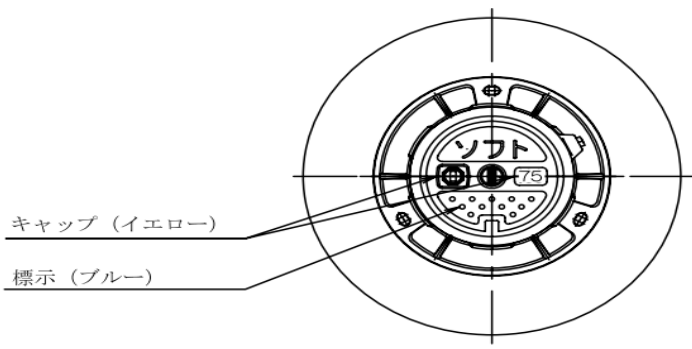
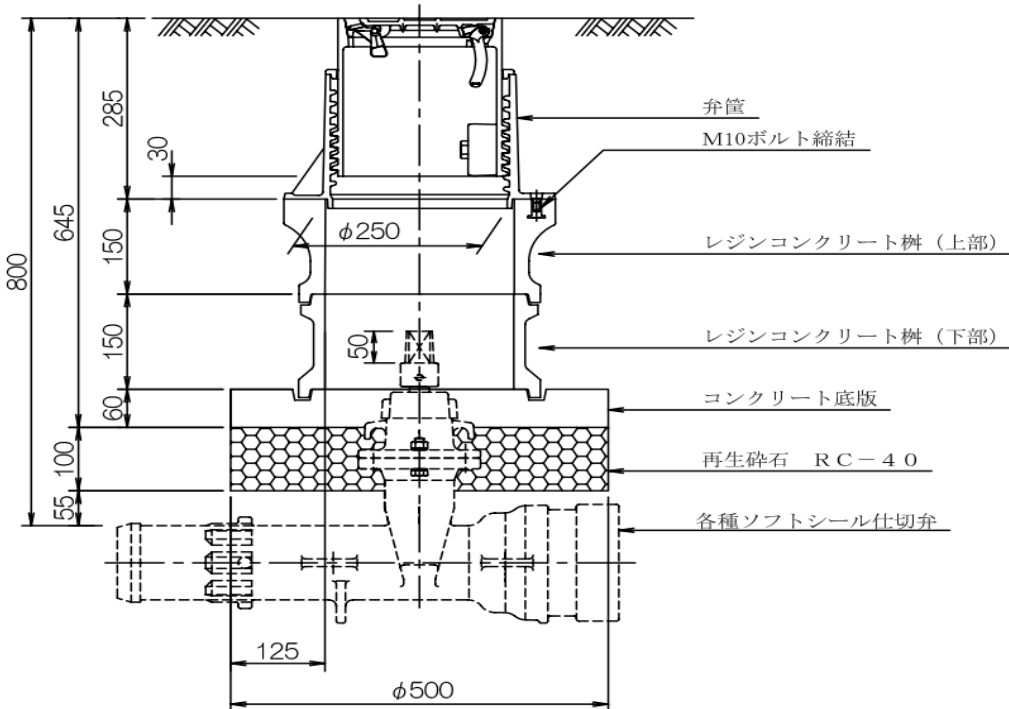
平面図



断面図



- ※１ 仕切弁は、両受け、受け挿しとも使用可とする。
- ※２ 弁筐は、JWWA B110 C形1号に準拠する。
- ※３ 弁筐は、納入時に嵩下げ幅を30mm確保する。
- ※４ 枠は、JWWA K148 円形用1号に準拠する。
- ※５ 蓋裏には、製造年号および製造メーカーを鋳出しする。

図 面 名 称	仕切弁設置工標準図（４）	$\phi 75 \sim \phi 100$ H = 800
平面図  断面図  ※１ 仕切弁は、両受け、受け挿しとも使用可とする。 ※２ 弁筐は、JWWA B110 C形１号に準拠する。 ※３ 弁筐は、納入時に嵩下げ幅を３０耗確保する。 ※４ 柵は、JWWA K148 円形用１号に準拠する。 ※５ 蓋裏には、製造年号および製造メーカーを鋳出しする。		

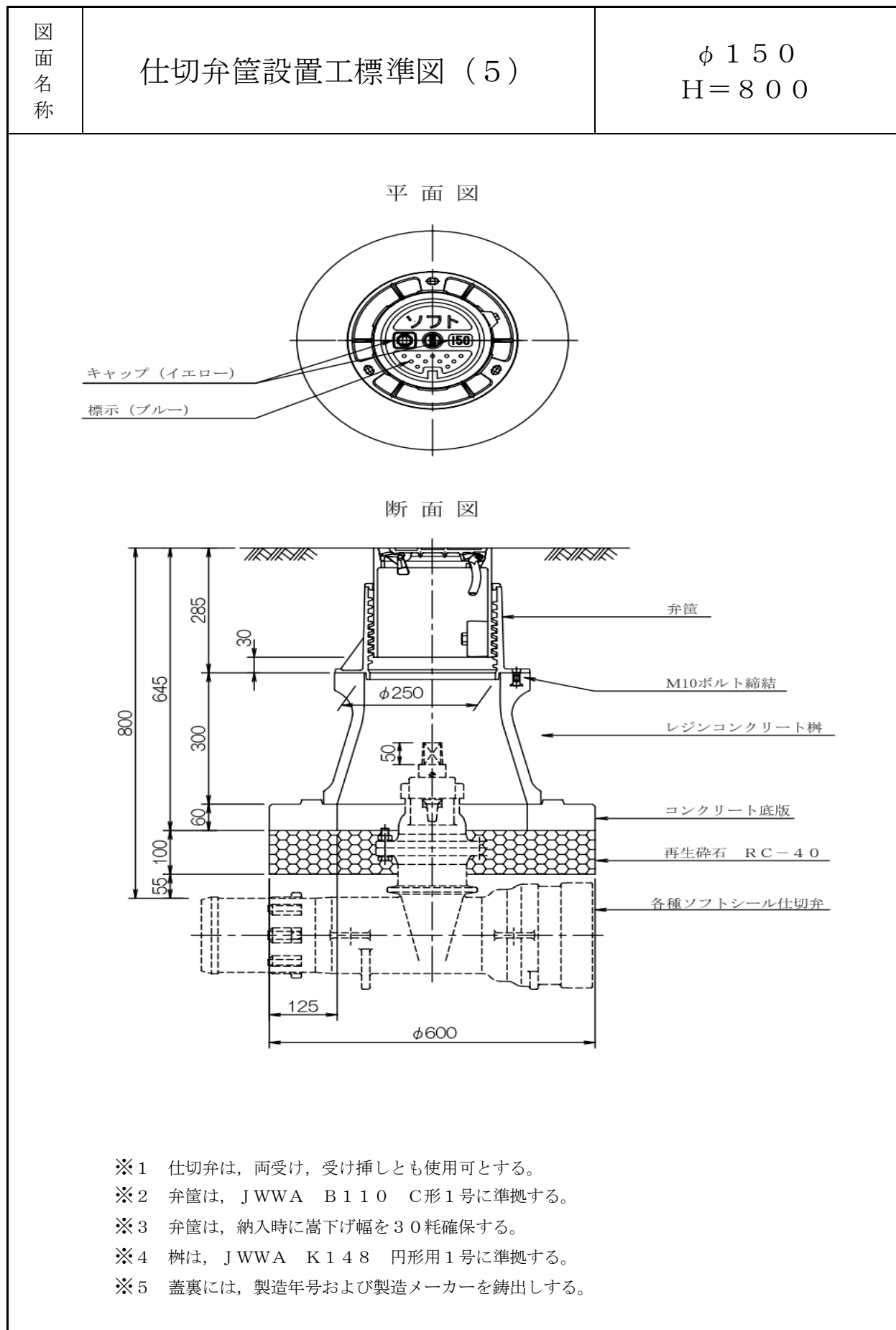
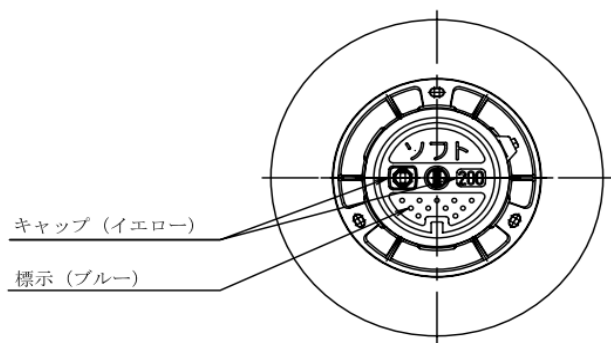


図
面
名
称

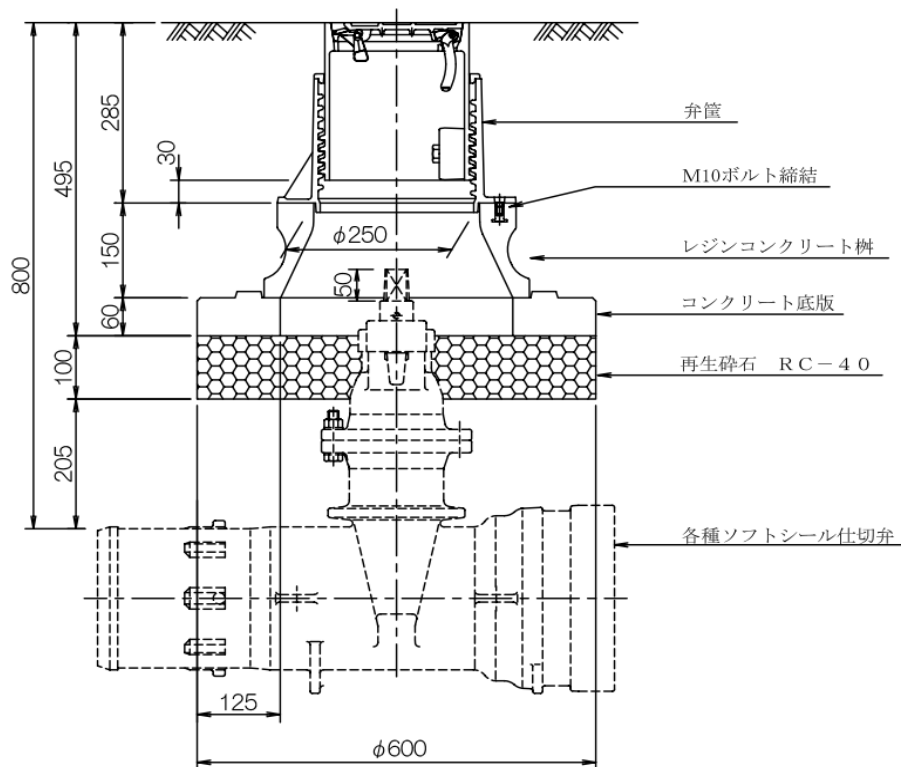
仕切弁筐設置工標準図（６）

 $\phi 200 \sim \phi 300$
 $H = 800$

平面図



断面図



- ※１ 仕切弁は、両受け、受け挿しとも使用可とする。
- ※２ 弁筐は、JWWA B110 C形１号に準拠する。
- ※３ 弁筐は、納入時に嵩下げ幅を３０耗確保する。
- ※４ 樹は、JWWA K148 円形用１号に準拠する。
- ※５ 蓋裏には、製造年号および製造メーカーを鋳出しする。

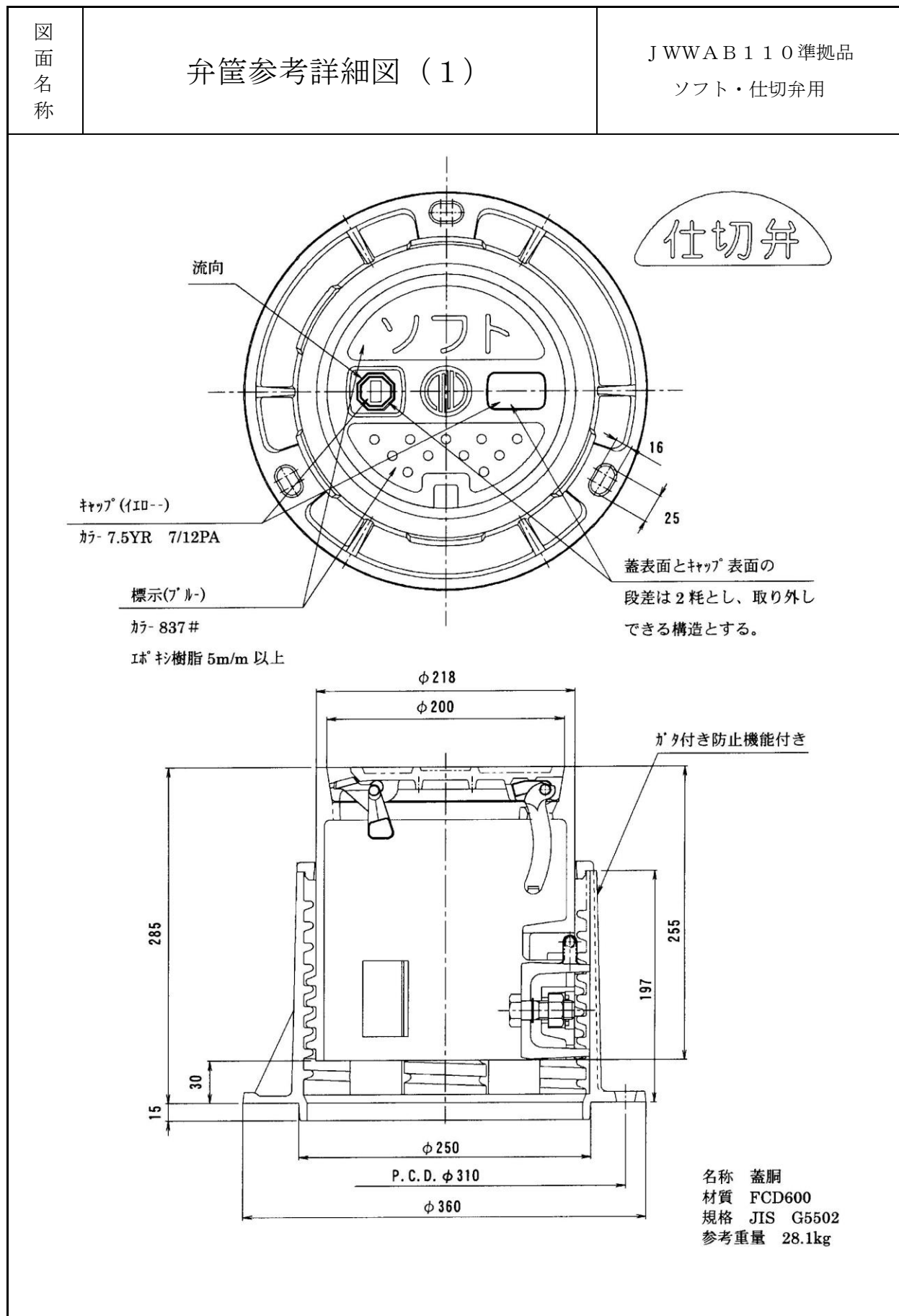
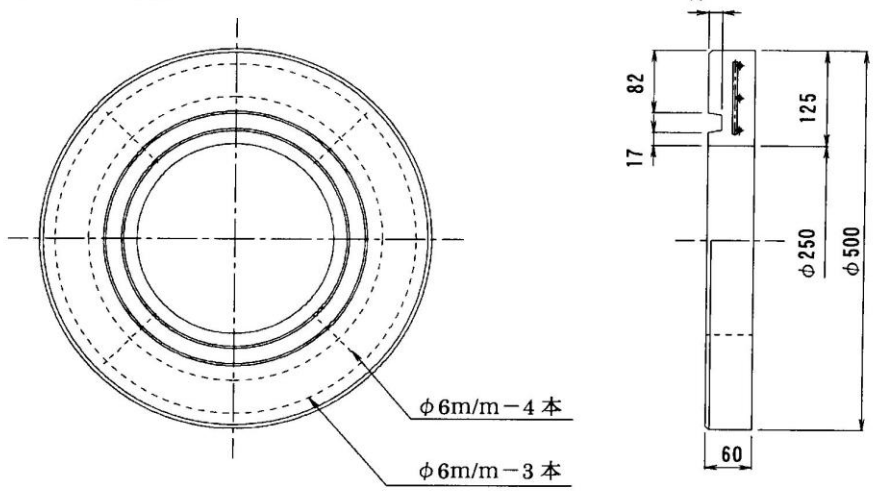
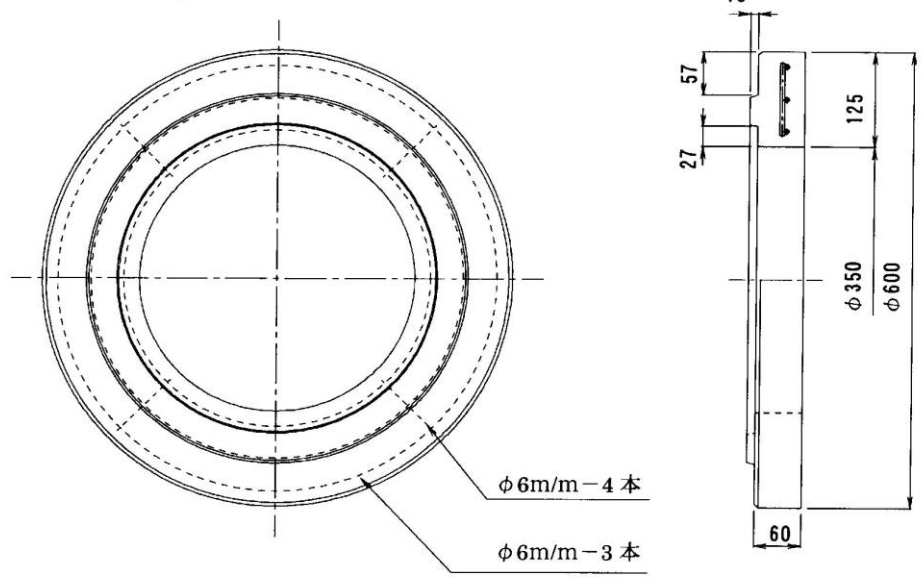
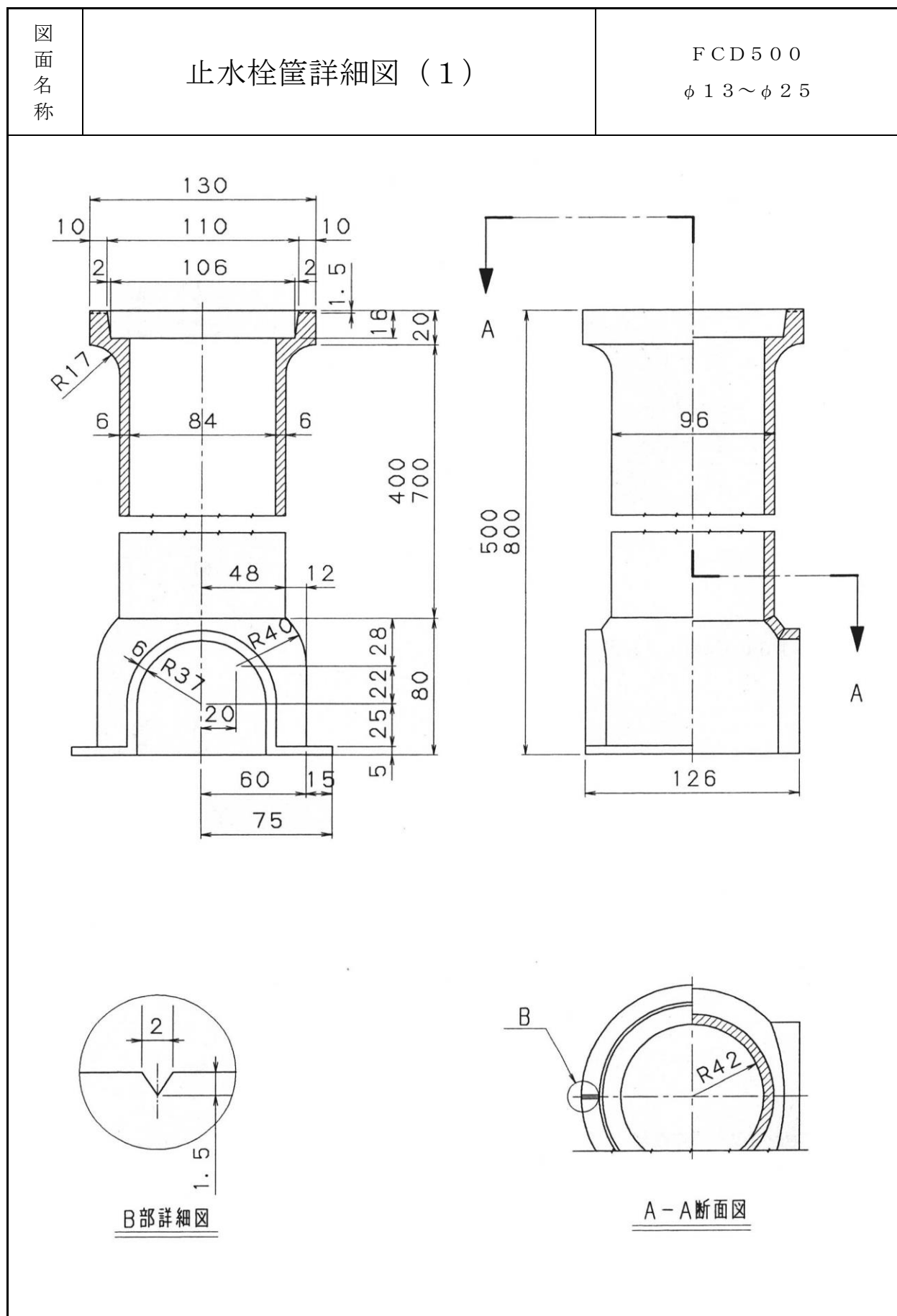


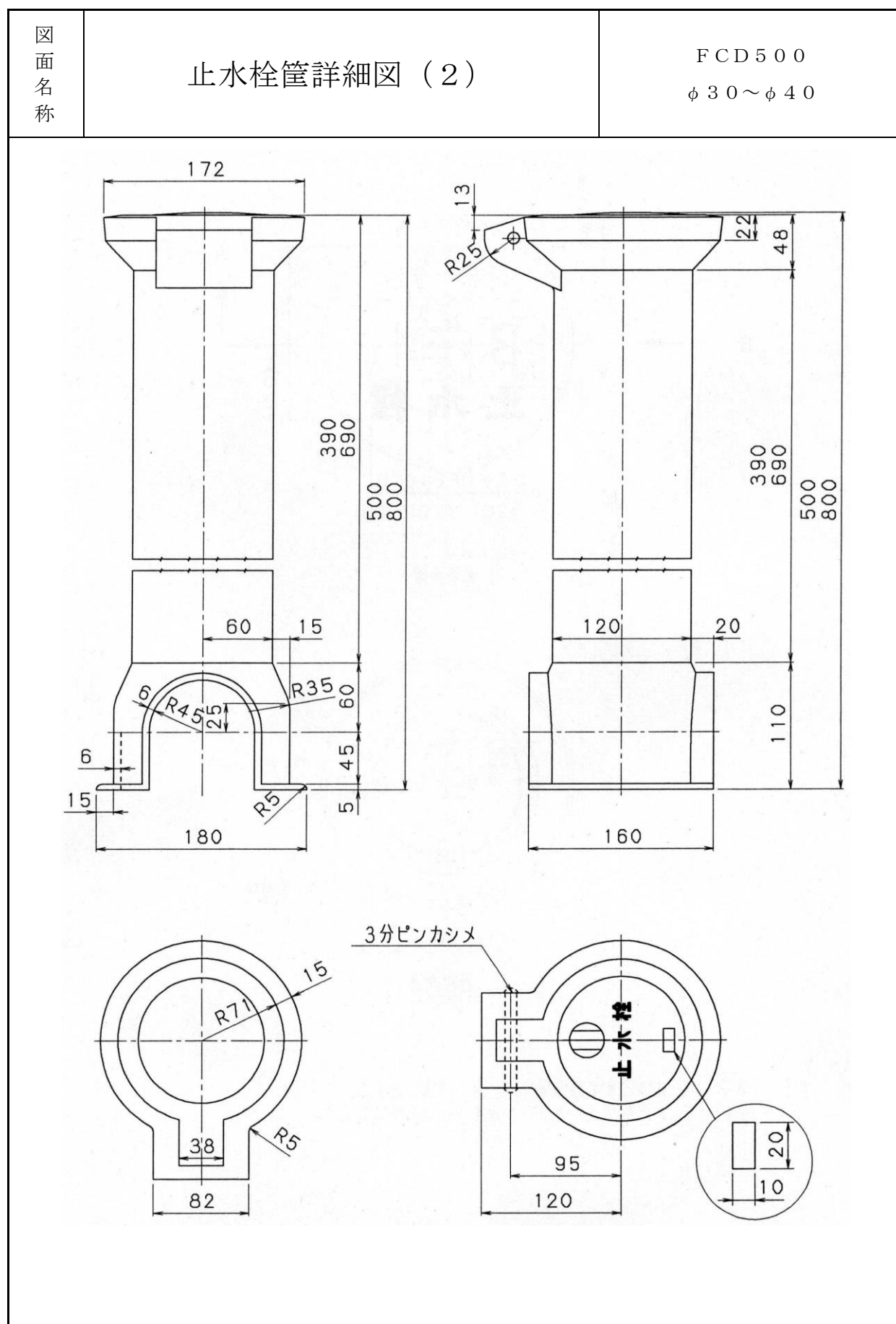
図 面 名 称	弁筐参考詳細図（２）	JWWAB110 準拠品 ソフト・仕切弁用
------------------	--	---

The drawing illustrates the detailed specifications of a valve body (弁筐) for a soft gate valve (ソフト・仕切弁). It includes the following components and dimensions:

- Top View (Main):** Shows the circular valve body with the text "ソフト" (Soft) embossed on the top surface. The outer diameter is 172 mm. The top surface has a radius of R90. The central area contains a circular port with a diameter of 43 mm and a rectangular port with a width of 32 mm and a height of 54 mm. The distance between the centers of these ports is 50 mm. The distance from the center of the circular port to the center of the valve body is 20 mm. The distance from the center of the rectangular port to the center of the valve body is 50 mm. The distance from the center of the rectangular port to the center of the valve body is 20 mm. The distance from the center of the rectangular port to the center of the valve body is 20 mm.
- Side View (Top Left):** Shows the side profile of the valve body with a height of 63 mm and a radius of R90. The text "ソフト" (Soft) is embossed on the side. The label "丸ゴシック体" (Maru Gothic style) points to the text.
- Text Label (Top Left):** "文字座寸法詳細図" (Text seat dimension detail drawing).
- Text Label (Top Left):** "市章の径はφ43 耗とする。" (The diameter of the city seal is φ43 mm).
- Text Label (Bottom Left):** "流れ方向キップ° は 30 耗の 8 角対辺とする。" (The flow direction kipp° is 30 mm of the 8-sided opposite side).
- Text Label (Bottom Right):** "口径表示キップ° は 48×30 耗とする。" (The diameter display kipp° is 48×30 mm).
- Cross-sectional Views (Bottom):** Two circular cross-sectional views showing the internal structure of the valve body. The left view is labeled "流れ方向キップ° 断面詳細図" (Flow direction kipp° cross-section detail drawing). The right view is labeled "口径表示キップ° 断面詳細図" (Diameter display kipp° cross-section detail drawing).

図面名称	仕切弁用コンクリート底板詳細図	φ 5 0 ～ φ 3 0 0						
＜口径φ 50～100 耗用＞ 								
＜口径φ 150～300 耗用＞ 								
使用コンクリートの規格 26.5MN/m² 圧縮強度は 14 日強度とする。 鉄筋は SD295A とする。								
コンクリート底板の使用区分と参考重量 <table><tr><th>使用区分</th><th>参考重量(kg)</th></tr><tr><td>口径 φ 50～100 耗用</td><td>19.4kg</td></tr><tr><td>口径 φ 150～300 耗用</td><td>27.8kg</td></tr></table>			使用区分	参考重量(kg)	口径 φ 50～100 耗用	19.4kg	口径 φ 150～300 耗用	27.8kg
使用区分	参考重量(kg)							
口径 φ 50～100 耗用	19.4kg							
口径 φ 150～300 耗用	27.8kg							





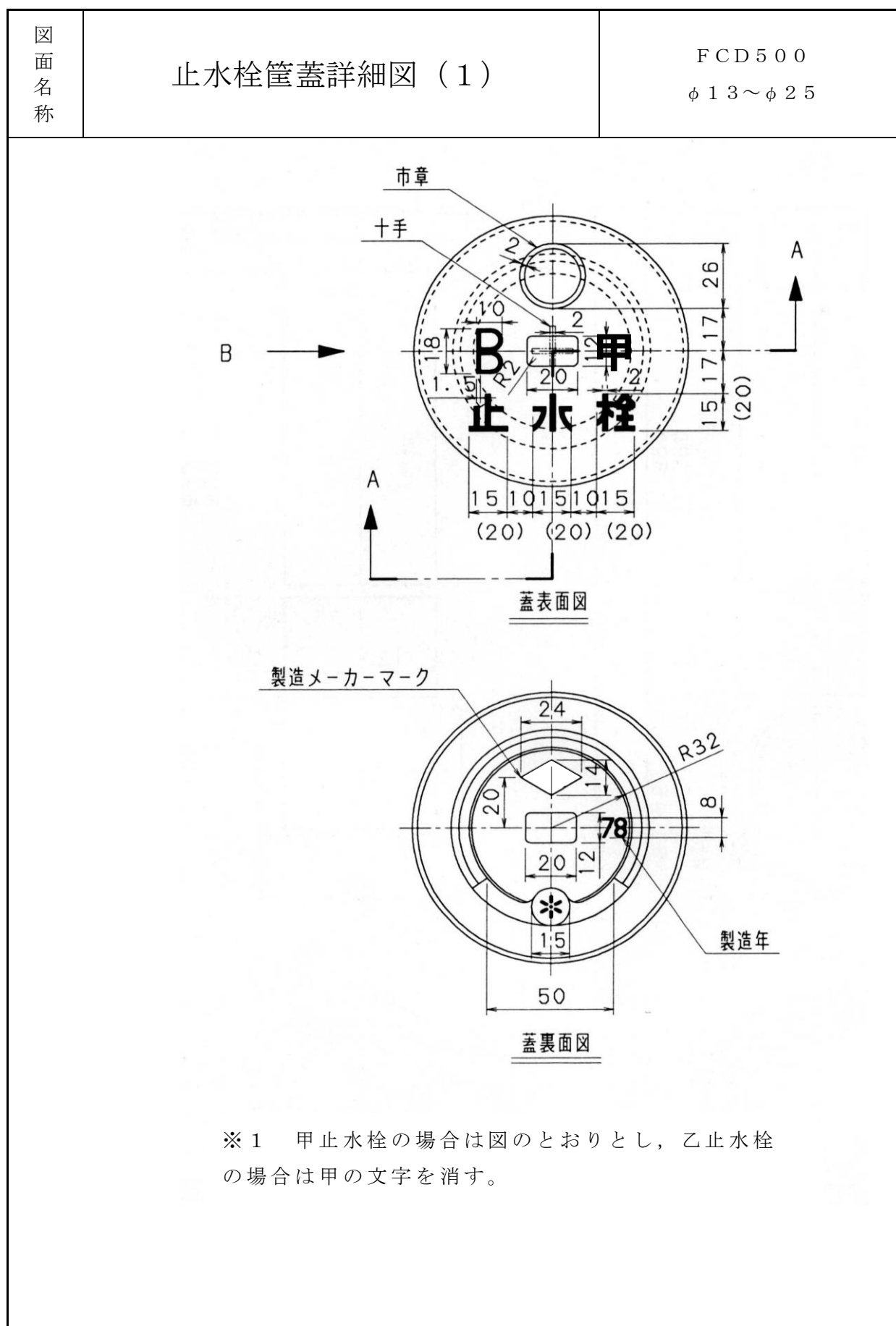
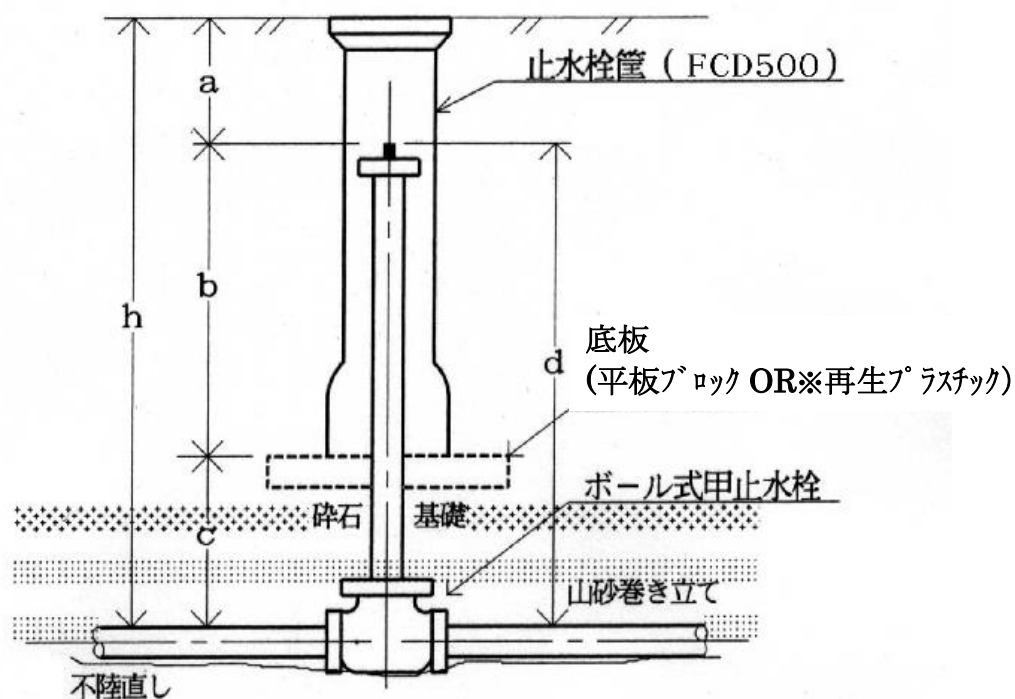


図 面 名 称	止水栓筐蓋詳細図（２）	FCD500 $\phi 13 \sim \phi 25$
<u>A-A断面図</u> <u>B側面図</u>		

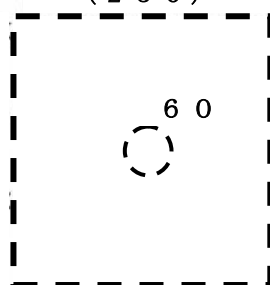
図 面 名 称	止水栓筐蓋詳細図 (3)	FCD500 $\phi 30 \sim \phi 40$
The drawing consists of two views: a top view (plan view) and a side view (elevation view). Top View: Shows a circular cover with a diameter of $\phi 110$. The outer rim has a thickness of 9. The inner circle has a diameter of $\phi 110$. The cover is divided into 8 segments (8L). The outer rim has a radius of R58. The cover is mounted on a base with a diameter of $\phi 108$. The base has a thickness of 36. The cover has a central hole with a diameter of $\phi 15$ and a central hole with a diameter of $\phi 15$. The cover has a central hole with a diameter of $\phi 15$ and a central hole with a diameter of $\phi 15$. The cover has a central hole with a diameter of $\phi 15$ and a central hole with a diameter of $\phi 15$. Side View: Shows the cover mounted on a base. The base has a thickness of 65. The cover has a height of 70. The base has a diameter of $\phi 108$. The cover has a central hole with a diameter of $\phi 15$ and a central hole with a diameter of $\phi 15$. The cover has a central hole with a diameter of $\phi 15$ and a central hole with a diameter of $\phi 15$. The cover has a central hole with a diameter of $\phi 15$ and a central hole with a diameter of $\phi 15$.		

図面
名称

止水栓筐設置工標準図（１）

道路内
ボール式甲止水栓

底板詳細

300
(250)300
(250)()内数字は再生プラスチック
の寸法を示す。※再生プラスチックは日本下水道協会規
格(JSWASG-3)に対応すること。厚さ50mm
(30)

(単位：mm)

h	1,200	800	600
a	450	350	150
b	350	150	350
a+b	800	500	500
c	400	300	100
d	750	450	450

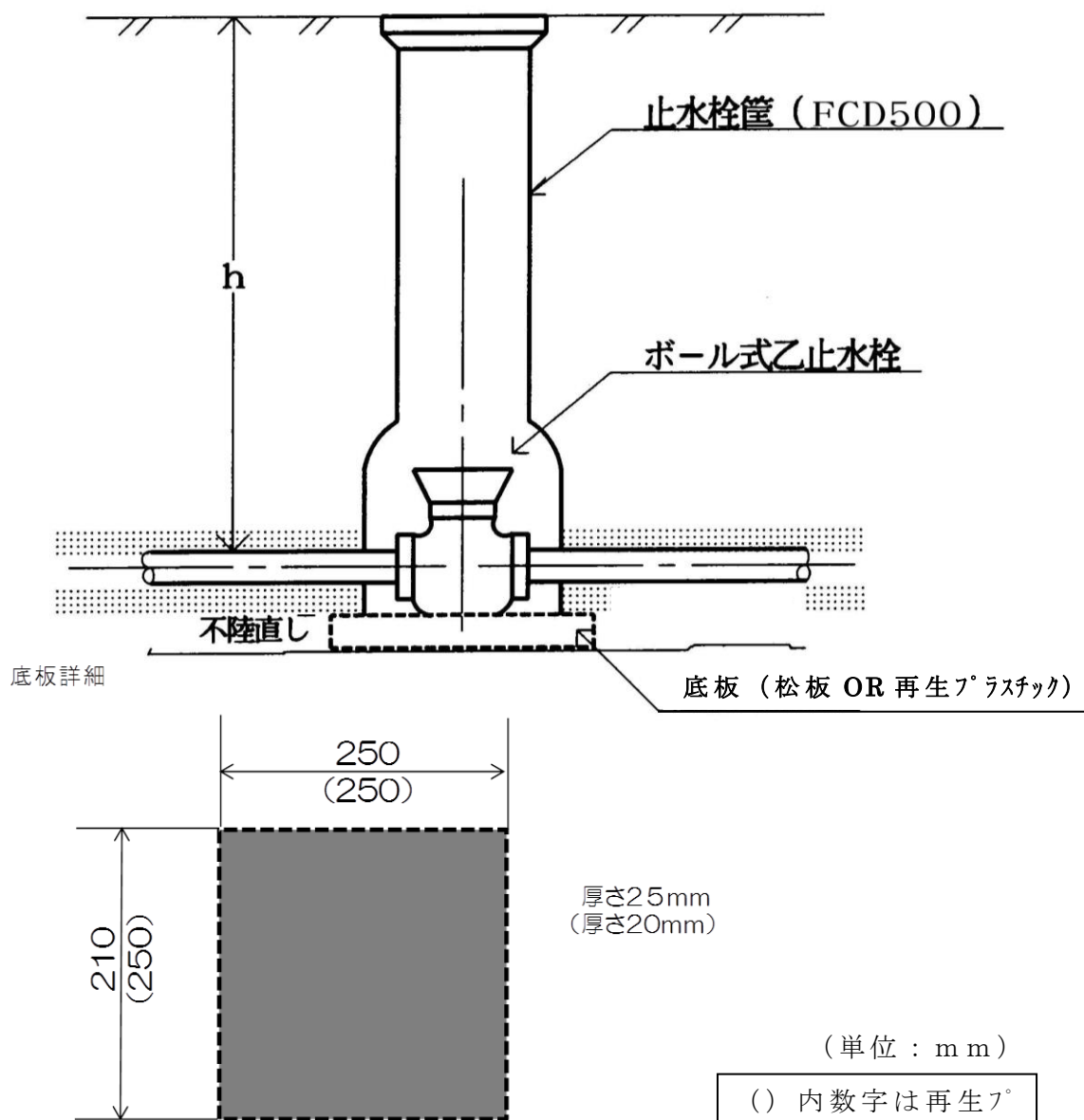
給水管口径	筐内径
φ13～φ25	φ84
φ30・φ40	φ108

凡例

h : 給水管土被り
a+b : 止水栓筐高さ
d : 甲止水栓高さ

図面
名称

止水栓筐設置工標準図（２）

通路・宅地内
ボール式乙止水栓

(単位：mm)

() 内数字は再生プラスチックの寸法を示す。

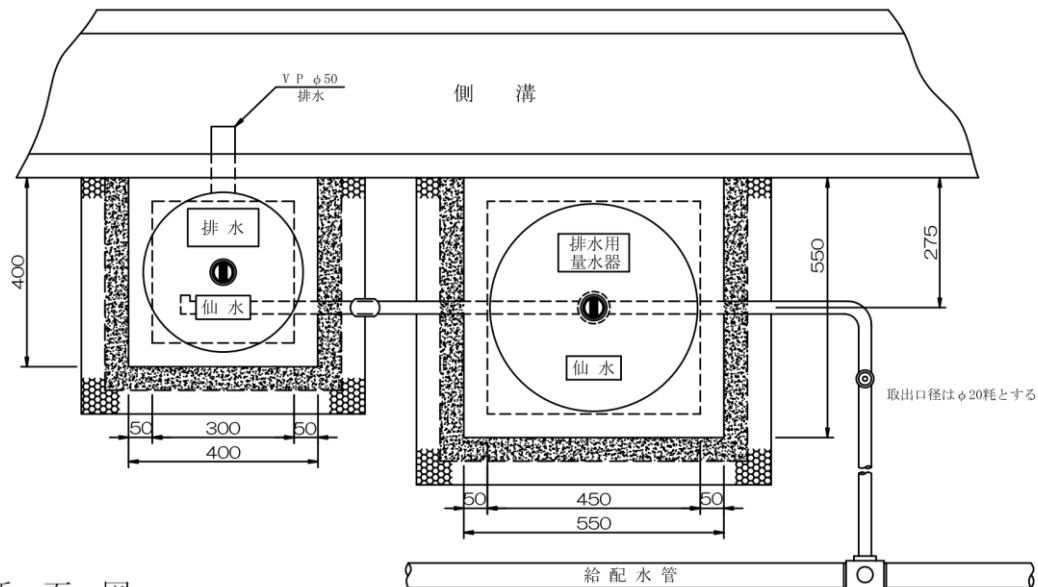
給水管口径	筐内径	筐高さ (h)
φ13～φ25	φ84	500, 800
φ30・φ40	φ108	500, 800

図
面
名
称

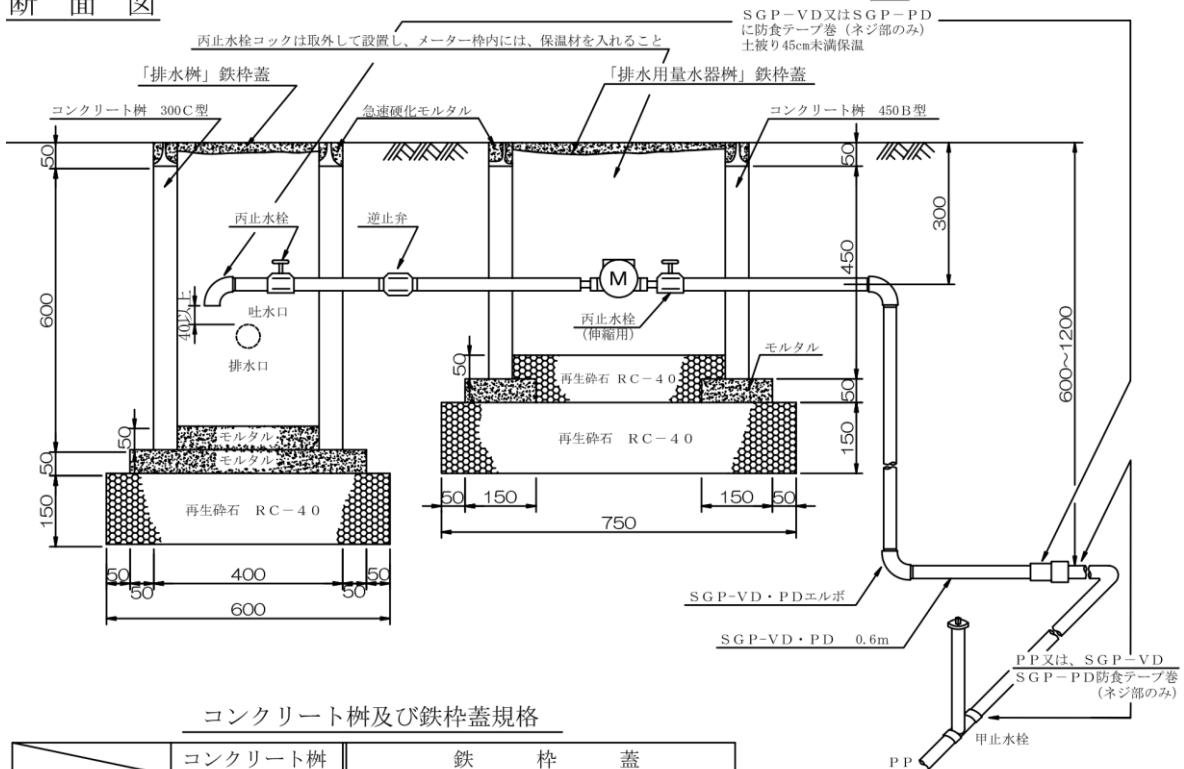
排水装置設置工標準図（１）

常時排水

平 面 図



断 面 図



コンクリート樹及び鉄枠蓋規格

名 称	型 式	重 量	材 質	鉄 枠 蓋	
				鉄蓋寸法	重 量
排 水 樹	300C. t=50	85kg	F C D	φ 300	蓋 9kg 枠10kg 計19kg
排水用量器樹	450B. t=50	103kg	5 0 0	φ 400	蓋14kg 枠17kg 計31kg

〔コンクリートの規格〕 24.5MN/m²

圧縮強度は14日強度とする。

注) 吐水口と排水口の高さは40mm以上とする。

図 面 名 称	排流装置設置工標準図（２）	随時排 流
------------------	---------------	-------

平 面 図

側 溝

V.P. φ50
排水

排水

仙水

400

50 300 50
400

取出口径はφ20とする

給配水管

側溝に隣接して設置可能な場合、排水管φ50設置

断 面 図

「排水樹」鉄棒蓋

急速硬化モルタル

コンクリート版 300C型

50

600

50

モルタル

再生砕石 RC-40

50 150 150 50

600

SGP-V.D・P.Dエルボ

SGP-V.D・P.D 0.3m

止水栓

ユニオン
(GP, LP用)
(排水口)

土被り
45cm未満低圧
SGP-V.D又はSGP-P.D
に防食テープ巻 (ネジ部のみ)

300

600~1200

逆止弁

PP又はSGP-V.D
SGP-P.D防食テープ巻 (ネジ部のみ)

PP

甲止水栓

図面名称

メーターます参考図（１）

φ 13 用

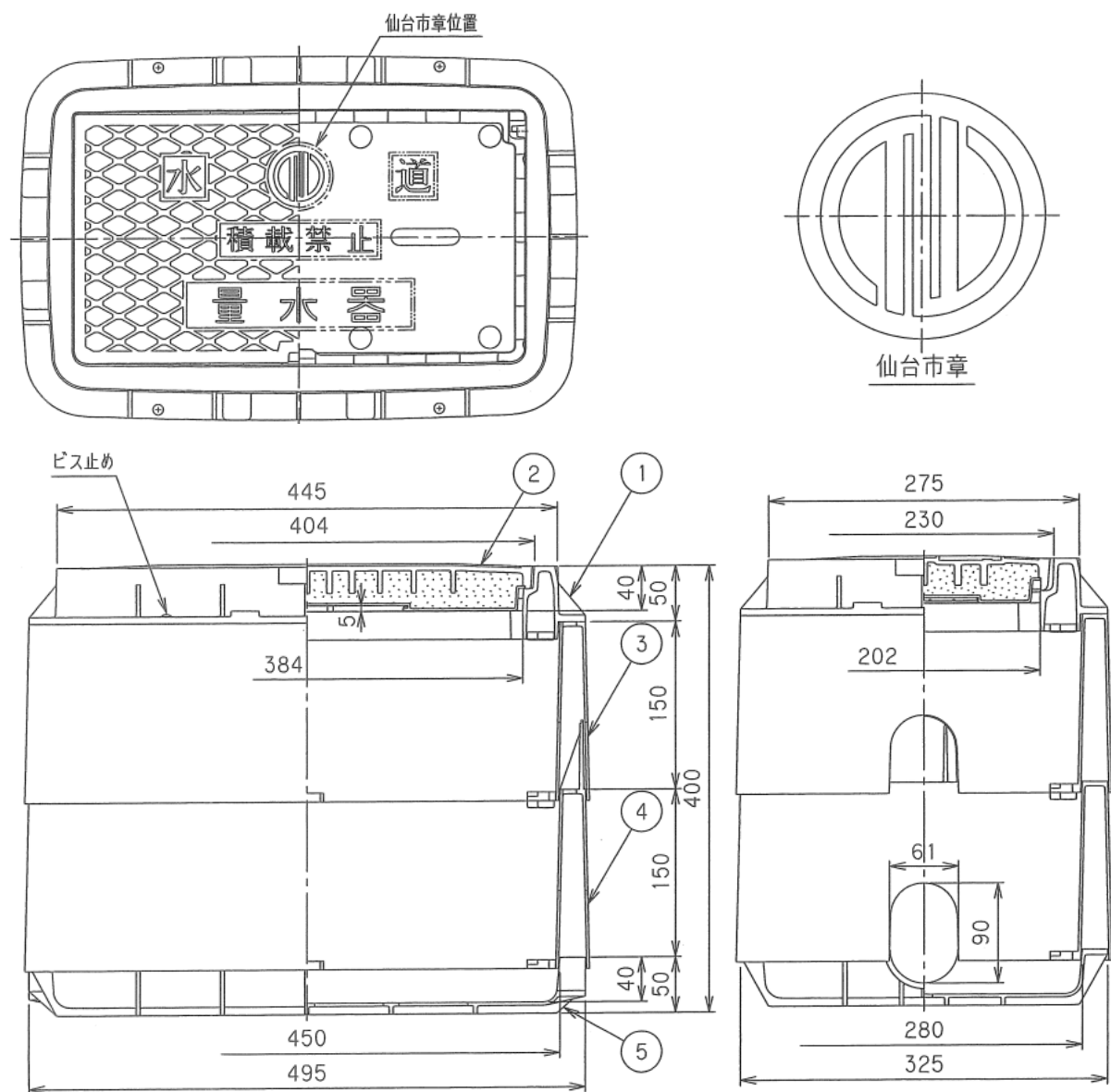
仙台市章

番号	部品名称	材質	数量	備考
1	枠	A B S	1	
2	耐寒蓋	A B C + P V C	1	保温材付き
3	本体	A B S	1	
4	調整枠	A B S	1	h = 150
5	底	A B S	1	

図
面
名
称

メーターます参考図 (2)

φ 13・20 用

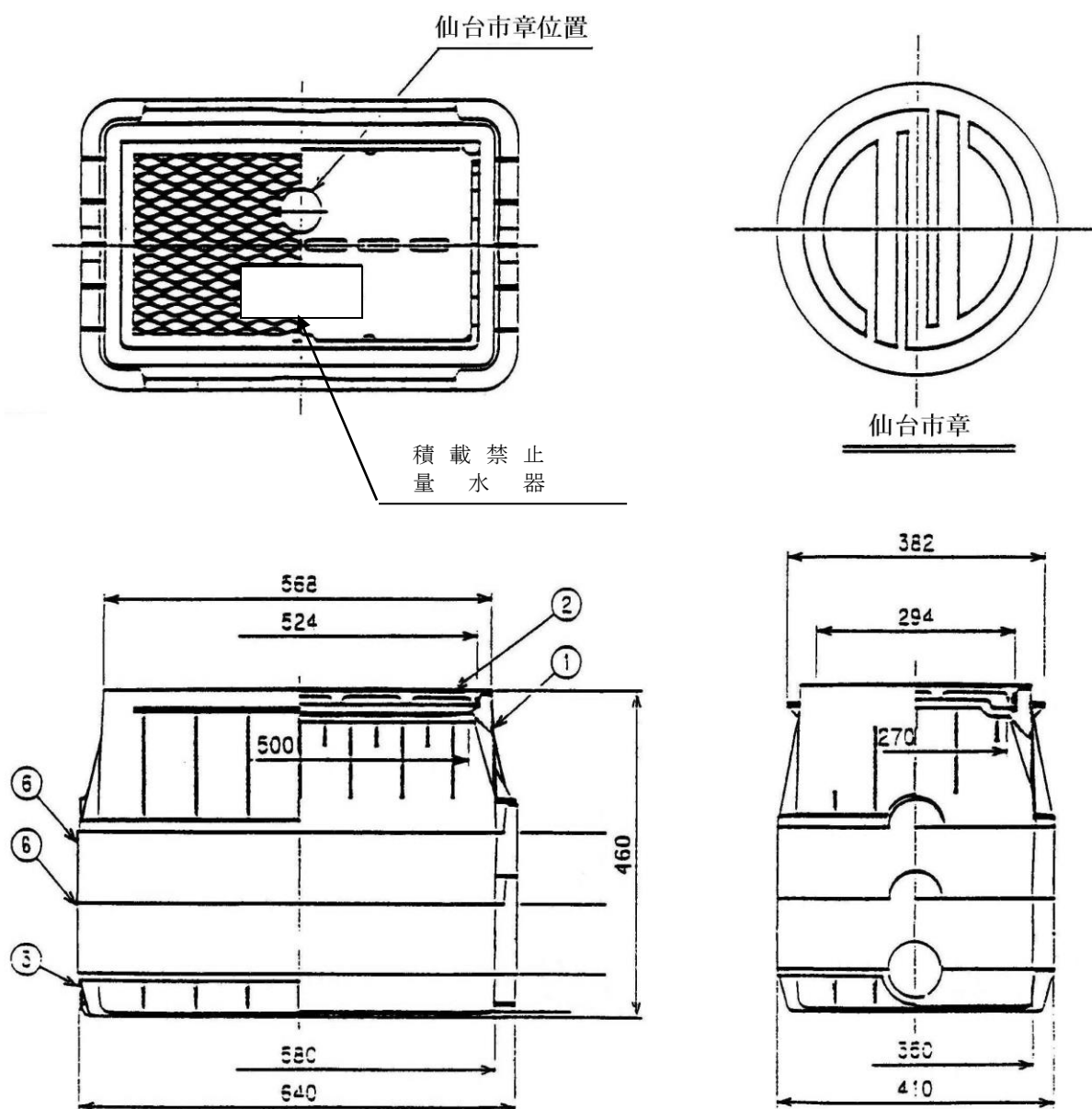


番号	部品名称	材質	数量	備考
1	枠	ABS	1	
2	耐寒蓋	ABC+PVC	1	保温材付き
3	本体	ABS	1	
4	調整枠	ABS	1	h = 150
5	底	ABS	1	

図面名称

メーターます参考図 (3)

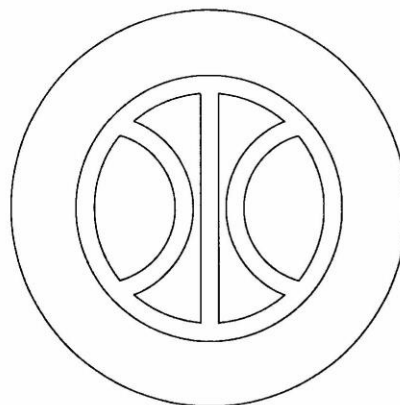
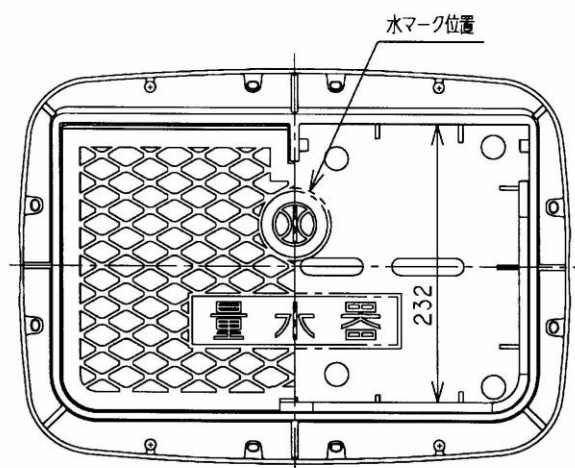
φ 25~40 用



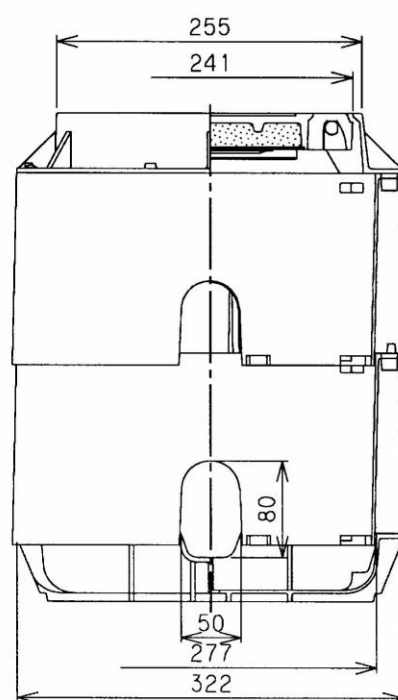
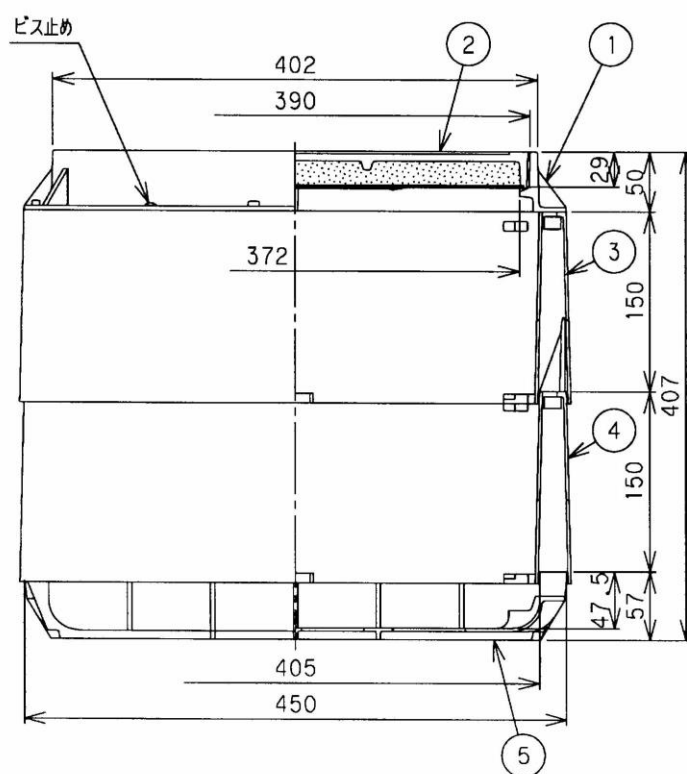
番	部	品	名	称	材	質	数	量	単	価	備	考
1	工	金			FRP		1					
2	蓋				FRP		1					
3	蓋	金			FRP		1					
4												
5												
6	蓋	金	100H		ポリコン		2					

図
面
名
称

メーターます参考図 (4)

φ 13 用
蓋・枠 F C D

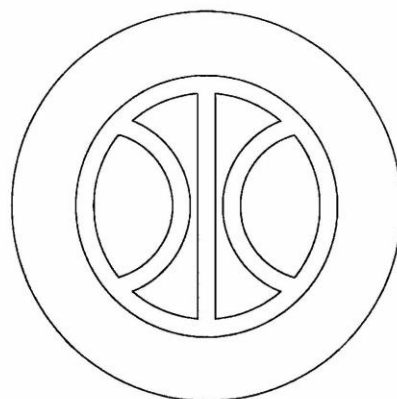
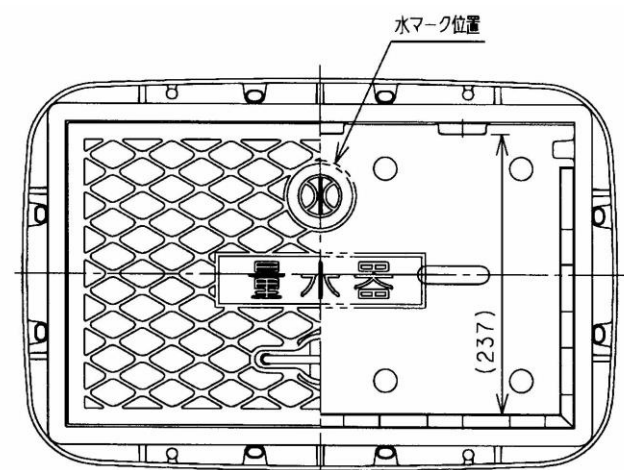
水マーク S=1:1



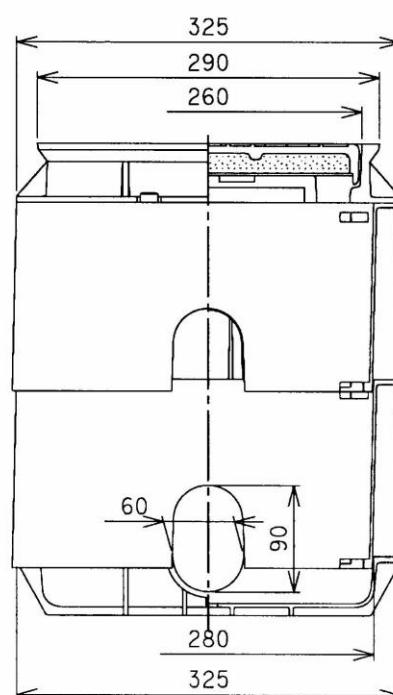
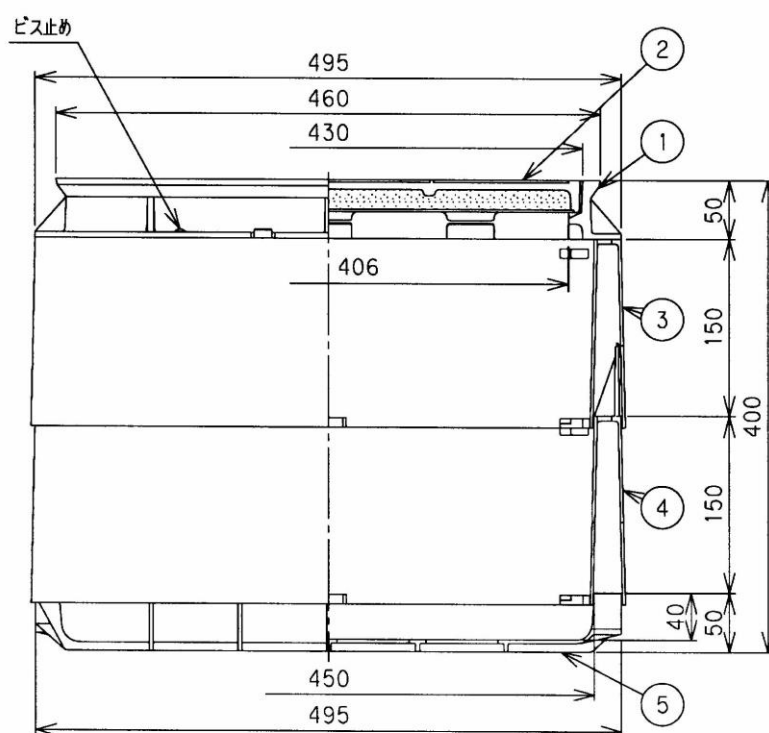
番号	部 品 名 称	材 質	数 量	備 考
1	枠	F C D	1	
2	耐 寒 蓋	F C D	1	ウレタン入り
3	本 体	A B S	1	
4	調 整 枠	A B S	1	
5	底 板	A B S	1	

図
面
名
称

メーターます参考図 (5)

φ 13・20 用
蓋・枠 F C D

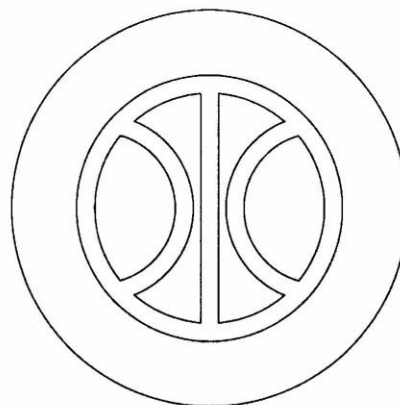
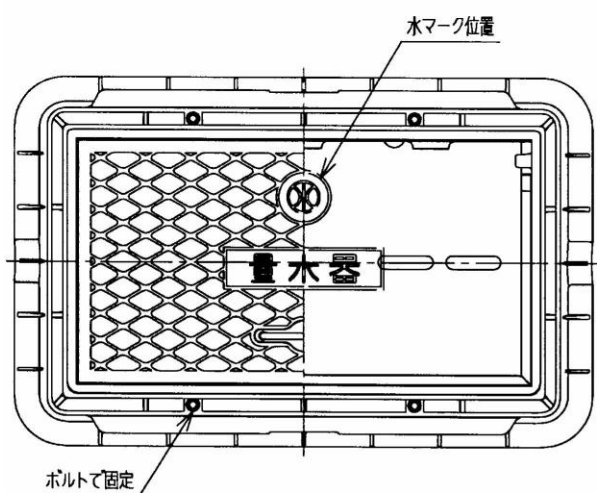
水マーク S=1:1



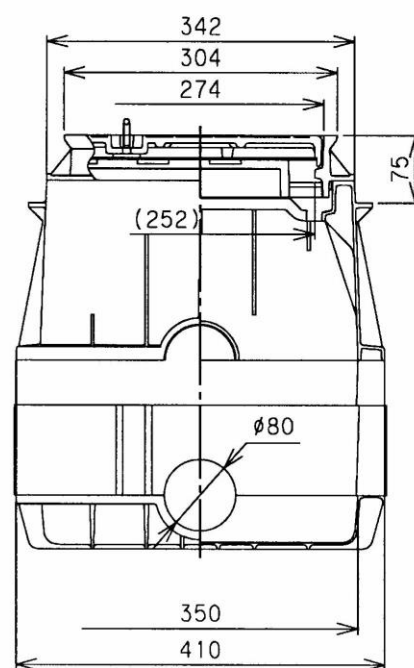
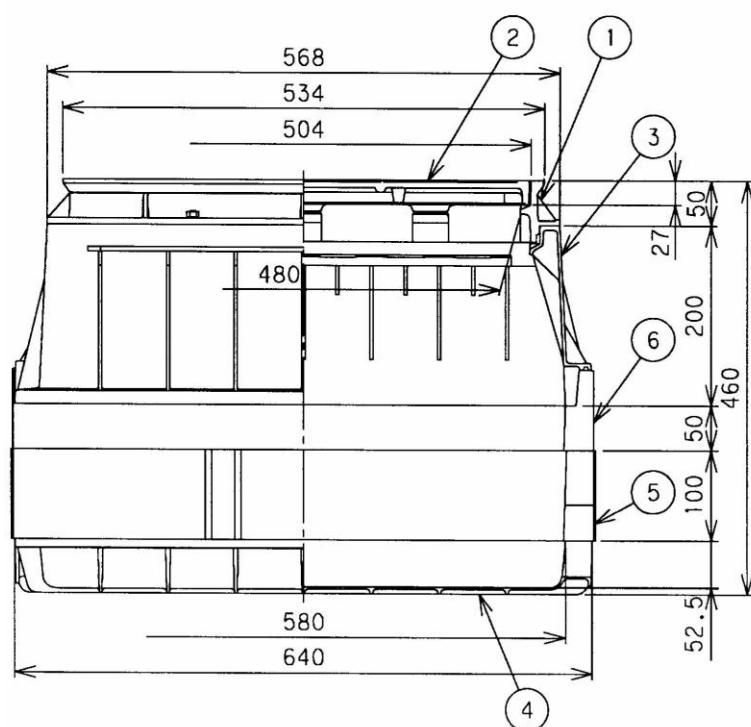
番号	部 品 名 称	材 質	数 量	備 考
1	枠	F C D	1	
2	耐 寒 蓋	F C D	1	ウレタン入り
3	本 体	A B S	1	
4	調 整 枠	A B S	1	
5	底 板	A B S	1	

図面
名称

メーターます参考図 (6)

φ 25～40 用
蓋・枠 F C D

水マーク S=1:1



番号	部 品 名 称	材 質	数量	備 考
1	枠	F C D	1	
2	蓋	F C D	1	
3	本 体	F R P	1	
4	底 板	F R P	1	
5	調整枠 100H B	複 合 材	1	凸 部 無 し
6	調整枠 50H C	複 合 材	1	

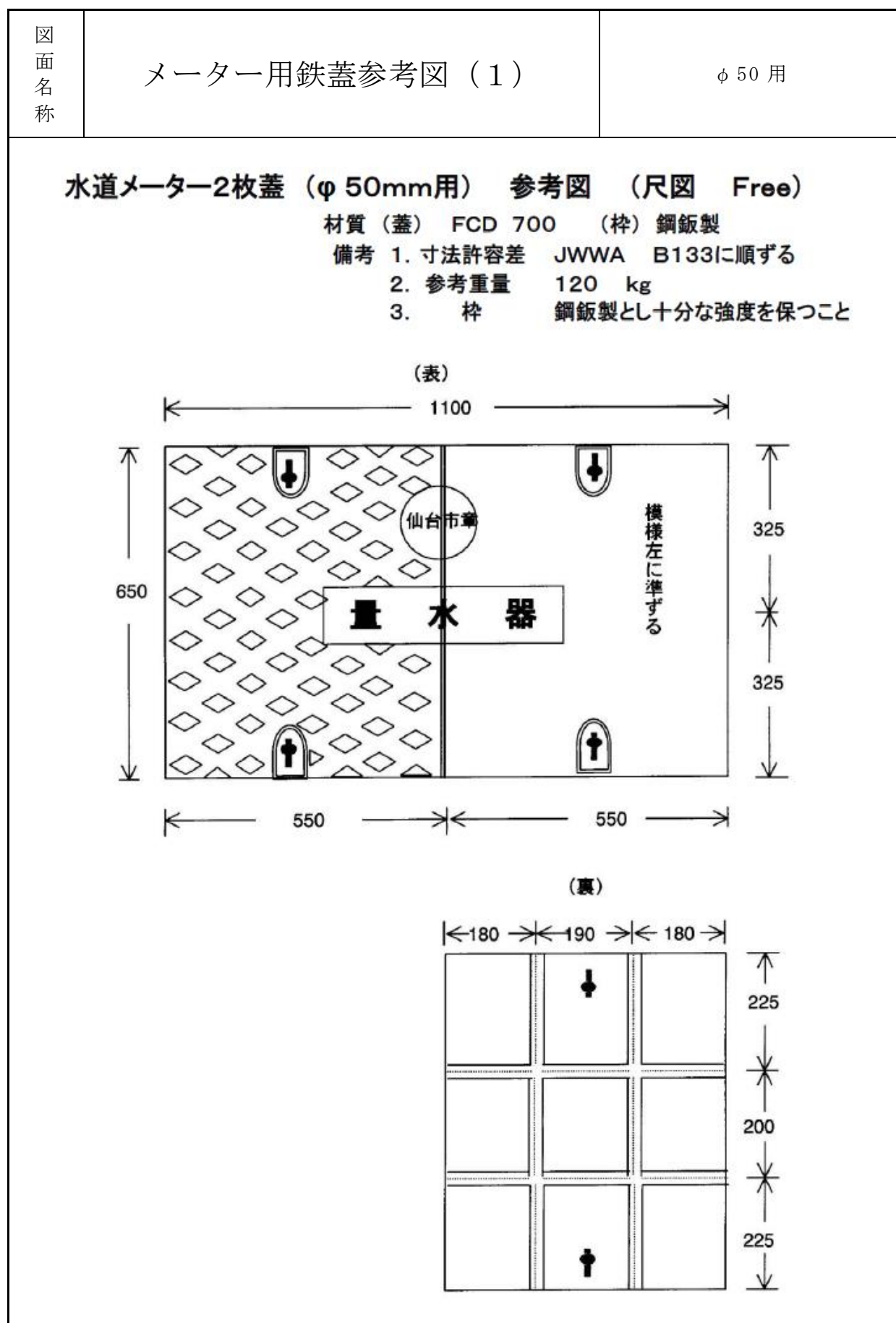


図
面
名
称

メーター用鉄蓋参考図（2）

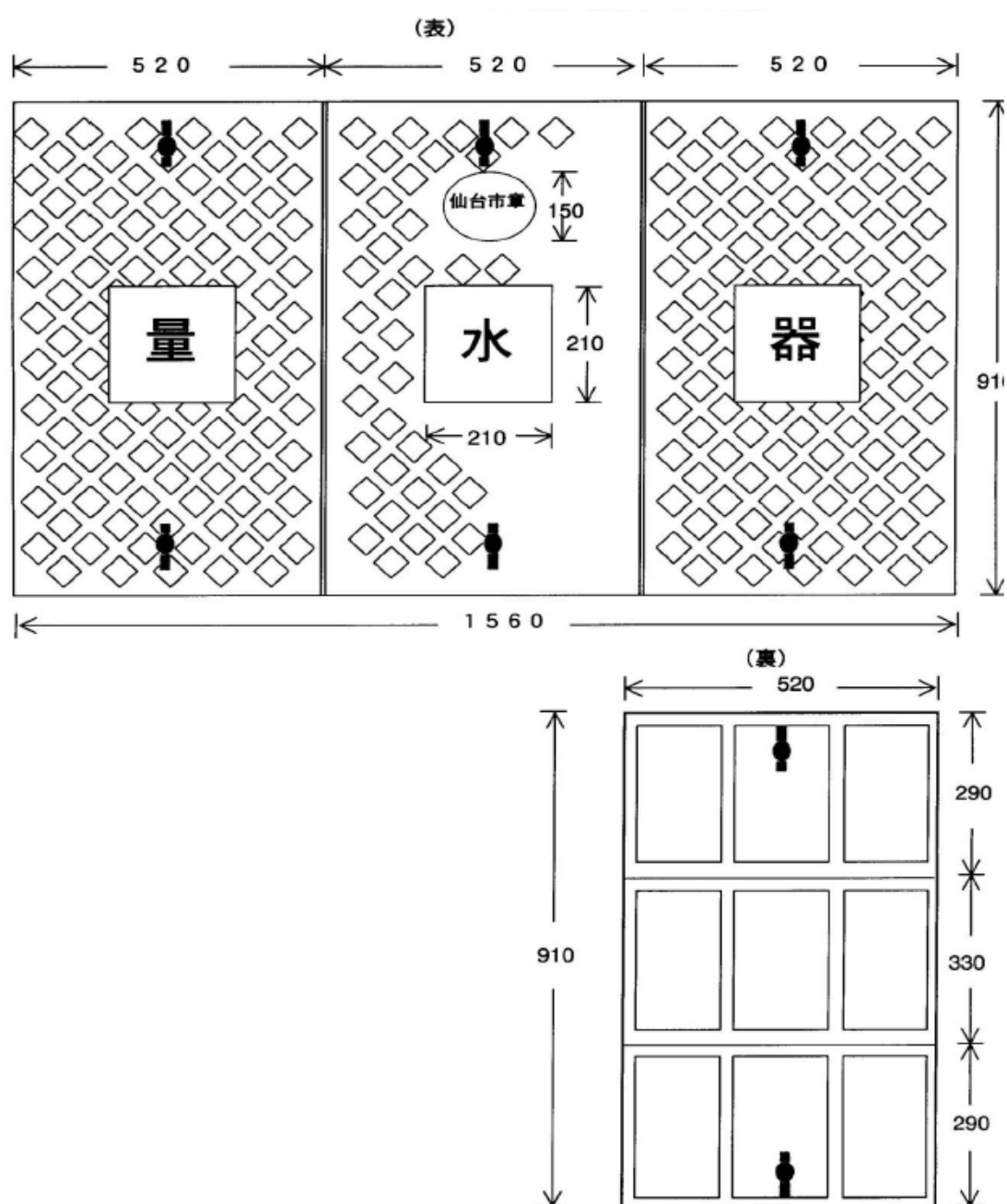
 $\phi 75 \sim \phi 200$ 用水道メーター3枚蓋（ $\phi 75\text{mm}$ 用） 参考図（尺図 Free）

材質（蓋） FCD 700

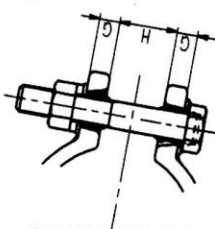
備考 1. 寸法許容差 JWWA B133に順ずる

2. 参考重量 210 kg

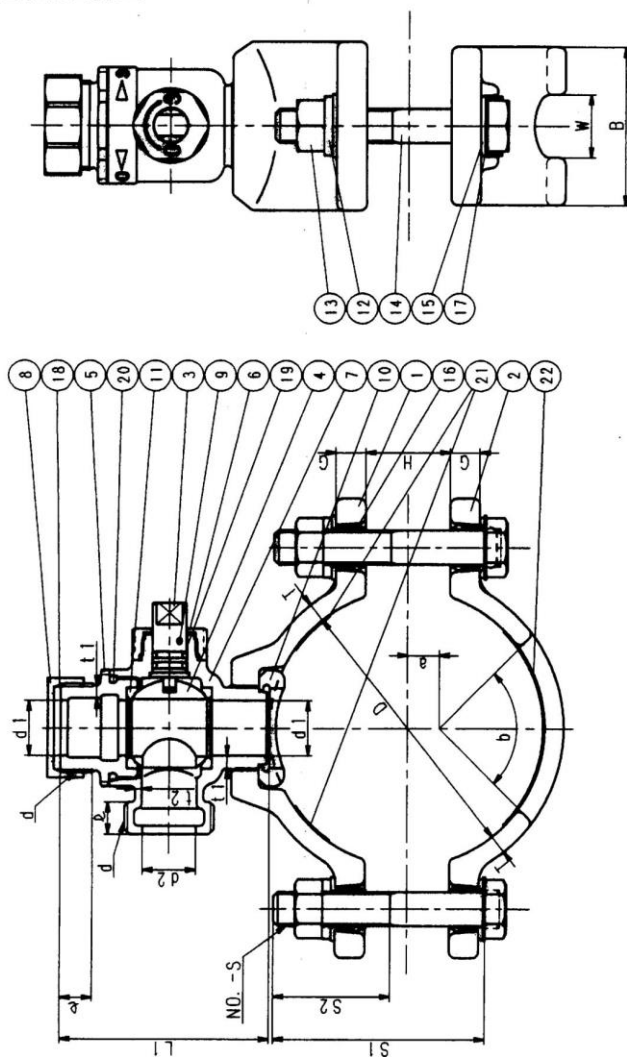
3. 枠 鋼板製とし十分な強度を保つこと



- 注 (1) dは、JIS B0202 (常用平行ねじ) B級とする。
 (2) t1, t2の公差は、+規定値とする。
 (3) Tの公差は、10mm以下は +規定値、11mm以上は -2.5mmとする。
 (4) Bの公差は、+規定値、-2mmとする。
 (5) Gの公差は、+2.0mmとする。
 (6) 平座金の寸法は、JIS B1256 (平座金) による。
 (7) Hは参考寸法とする。
 (8) 本水龍頭は、口径25の場合、印サドルと接続の所、口径40との接続はありません。
 (9) 本体には、材料番号の記入又はしを要すること。



D75用、VS40、50用



サドルと接続寸法表

取付管の種類	取付管記号	サドル呼び	D	T	B	G	H	最大 W	最大 a	b	S	ポルト S1	S2	NO.
タワイル接続管	D	75	98	8.5	80	12	40	—	—	—	M16	90	45	2
		100	125	9.0	80	14	40	30	15	90°	M16	100	55	2
		150	179	9.0	80	15	80	30	15	90°	M16	140	50	2
		200	233	11.0	100	18	100	35	15	90°	M20	170	70	2
		250	287	12.0	100	18	134	35	15	90°	M20	200	90	2
ビニル管 接続	VS	300	341	12.5	100	18	134	35	15	90°	M20	200	90	2
		400	491	14.0	100	18	134	35	15	90°	M20	200	90	2
		500	621	15.0	100	18	134	35	15	90°	M20	200	90	2
		750	911	17.0	100	18	134	35	15	90°	M20	200	90	2
		1000	1161	18.0	100	18	134	35	15	90°	M20	200	90	2
銅管	S	150	167	9.0	80	15	10	—	—	—	M16	70	38	2
		200	218	9.0	100	18	20	—	—	—	M20	90	45	2

上水龍頭寸法表

呼び	d	t1	t2	d1	d2	L1	L2
13	G 3/4	4.0	2.5	14	14	77.5	11
20	G 1	4.5	3.0	21	20	92.5	13
25	G 1 1/4	6.0	3.0	26	25	98.5	15

番号	部品名	材料	数量
22	VSバッキン	NBR	1 VSのみ
21	VSバッキン	NBR	2 VSのみ
20	Oリング	NBR	1
19	Oリング	NBR	2
18	キャップガスケット	NBR	1
17	保護ワッシャー	SUS304	2
16	調整体B	ポリカーボネイト	2
15	調整体A	ポリカーボネイト	2
14	六角ボルト	SUS304	2
13	六角ナット	SUS304	2
12	平座金	SUS304	2
11	ボーマウント	PTFE	2
10	サドルガスケット	NBR	1
9	止めピン	SUS303/SUS304	1
8	キャップ	CAC406	1
7	ボーマウント	銅レス鋼合金	1
6	ステムナット	CAC406	1
5	ボーマウント	銅レス鋼合金	1
4	ボール	銅レス鋼合金	1
3	ステム	銅レス鋼合金	1
2	バンド	FCD450	1
1	サドル	FCD450	1

単位 mm Free

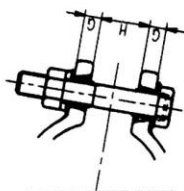
図法

図名

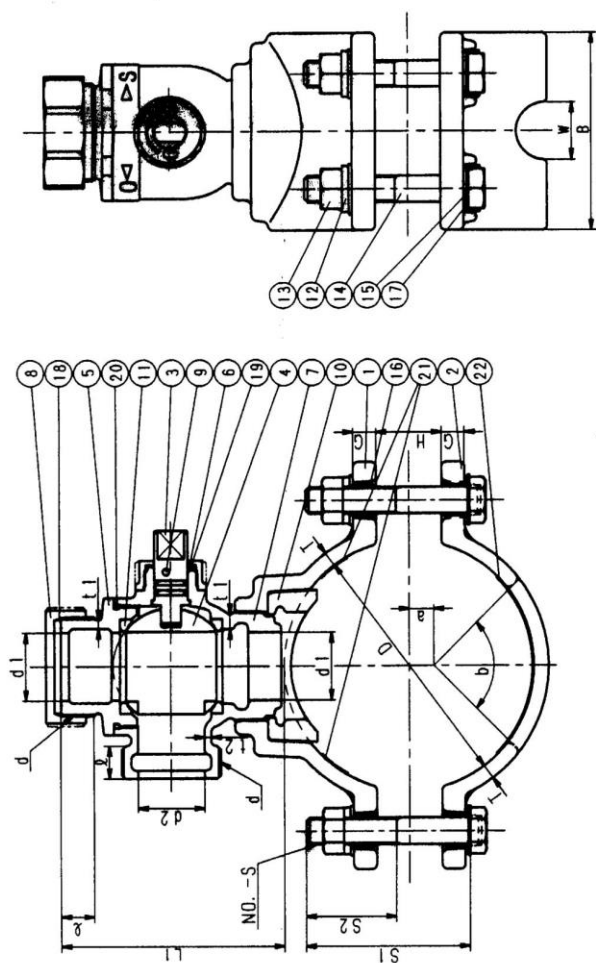
銅レス鋼合金製
水通サドル付分水栓
取出口径 13~25

仙台市水道局

- 注 (1) dは、JIS B0202 (標準平行ねじ) B線とする。
 (2) t1, t2の許容差は、+規定せずとする。
 (3) Tの許容差は、10mm以下は -2.0mmとし、11mm以上は -2.5mmとする。
 (4) Bの許容差は、+規定せずとする。
 (5) Gの許容差は、+2.0mmとする。
 (6) 平面の寸法は、JIS B1256 (形状、寸法) による。
 (7) Hは参考寸法とする。
 (8) 本図には、材料調配の凡しを省略すること。



D75, 100用、VS75, 100用



サドル継ぎ寸法表

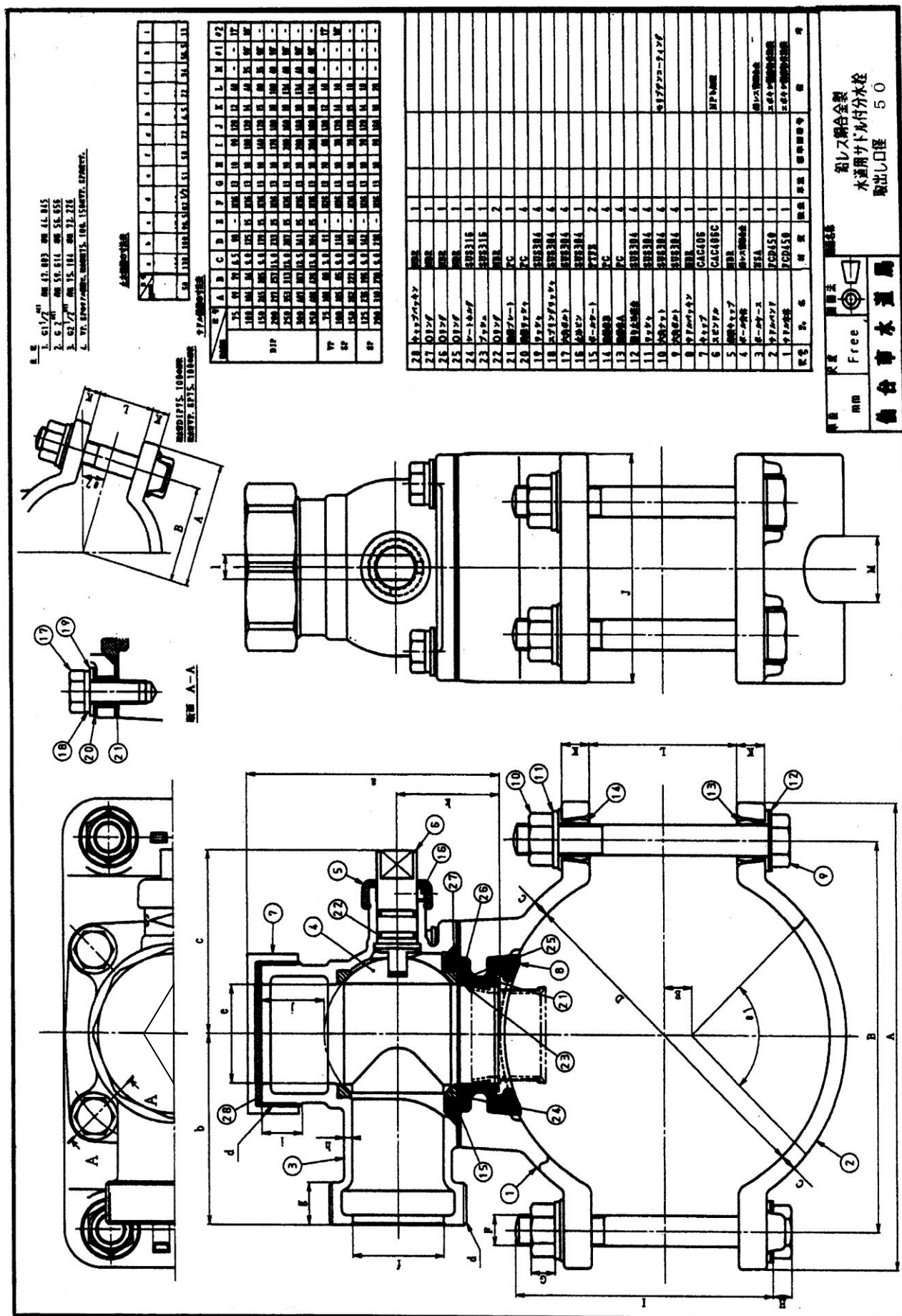
取付管の径	取付管記号	サドル径	D	T	B	G	H	W	最大	a	b	ボルト				S2	NO.
ダクタイル鋳鉄管	D	75	98	8.5	120	12	40	—	—	—	—	S	S1	S2	NO.	4	4
		100	125	9.0	120	14	40	35	15	90°	90°	M16	M16	100	55	4	4
		150	179	9.0	120	15	80	35	15	90°	90°	M16	M16	140	60	4	4
		200	233	11.0	160	18	100	40	15	90°	90°	M16	M16	170	70	4	4
		250	287	12.0	160	18	134	40	15	90°	90°	M16	M16	200	90	4	4
ビニル管 鋼管	VS	300	341	12.5	160	18	134	40	15	90°	90°	M16	M16	200	90	4	4
		75	91	7.0	120	12	10	—	—	—	—	M16	M16	60	38	4	4
鋼管	S	100	116	9.0	120	14	10	—	—	—	—	M16	M16	70	38	4	4
		150	167	9.0	120	15	10	—	—	—	—	M16	M16	70	38	4	4
鋼管	S	200	216	9.0	160	18	20	—	—	—	—	M16	M16	90	45	4	4

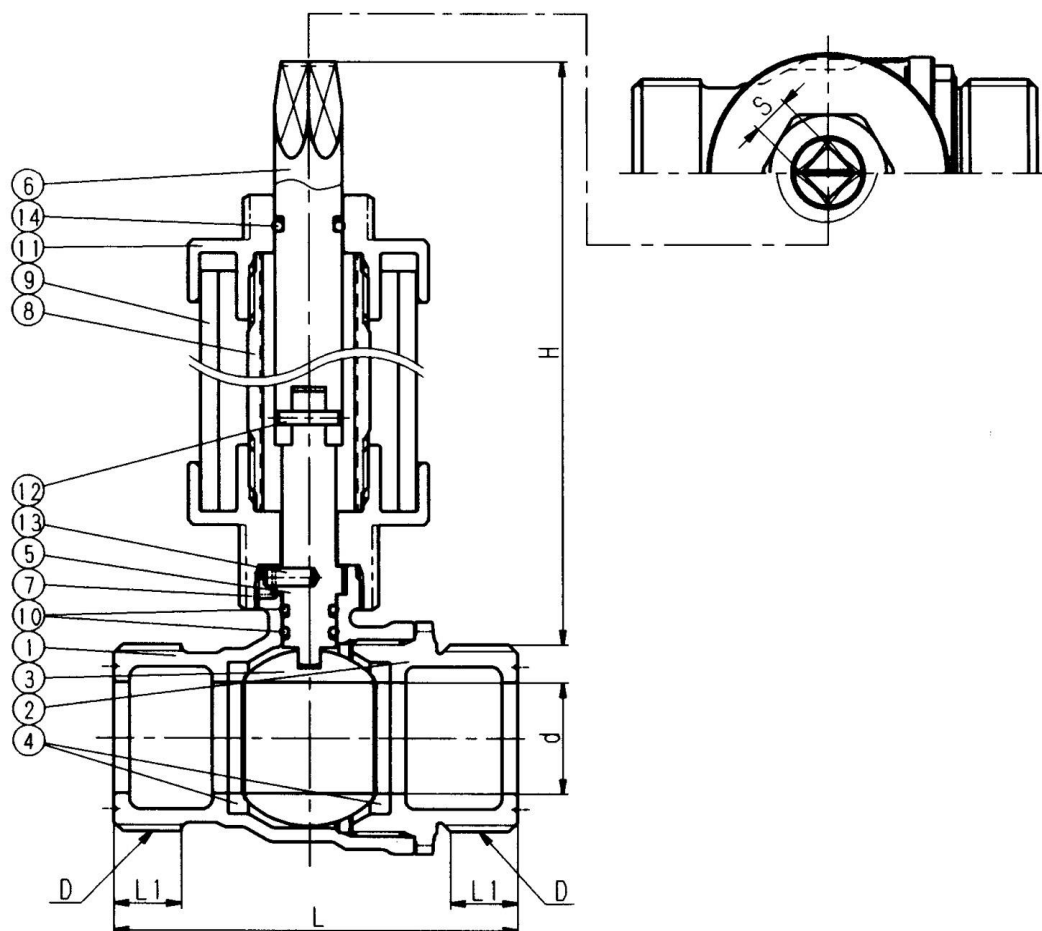
上水道用寸法表

呼び	d	t1	t2	d1	d2	L1	L2
30	G 1. 1/2	5.0	3.5	31	30	118.5	17
40	G 2	5.0	4.0	41	40	135	20

22	VSパッキン	NBR	1	VSのみ
21	VSパッキン	NBR	2	VSのみ
20	Oリング	NBR	1	
19	Oリング	NBR	2	
18	キャップガスケット	NBR	1	
17	保護ワッシャー	SUS304	4	
16	配管継手	ポリカーボネイト	4	
15	配管継手	ポリカーボネイト	4	
14	六角ボルト	SUS304	4	
13	六角ナット	SUS304	4	
12	平垫金	SUS304	4	
11	ボルトシート	PTFE	2	
10	サドルガスケット	NBR	1	
9	止めピン	SUS303/SUS304	1	
8	キャップ	CAC406	1	
7	ボールドケース	鋳造鋼合金	1	
6	スラムナット	CAC406	1	
5	ボールドケース	鋳造鋼合金	1	
4	ボルト	鋳造鋼合金	1	
3	スラム	鋳造鋼合金	1	
2	バンド	FCD450	1	
1	サドル	FCD450	1	

単位: mm
 公差: Free
 製造: 自由
 材料: 鉛レス銅合金製
 用途: 水道用サドル付分水栓
 取出口径: 30・40
 製造局: 仙台市水道局





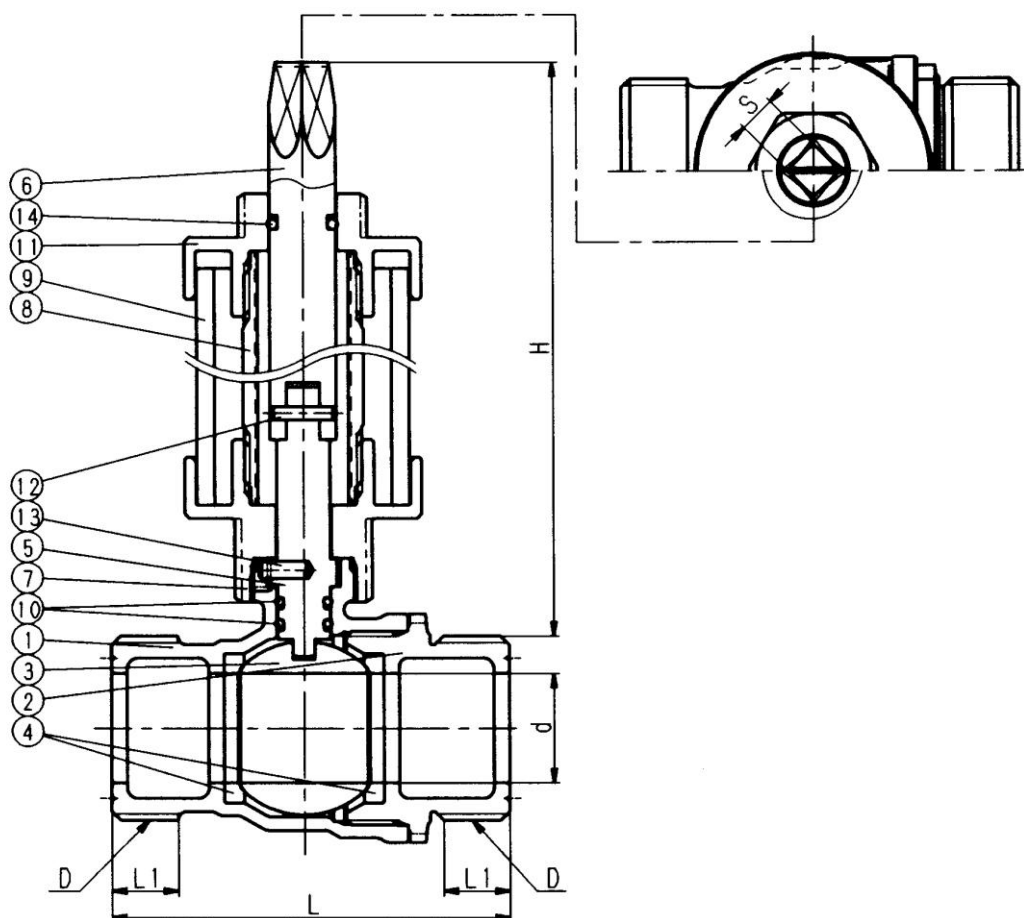
注2. 本体には、材料識別記号の△又は△を表示すること。

注1. 開閉方向は、右回し開き、左回し閉じとする。

呼び径	D	d	L	L1	H	S
20	G 1	20	80	13	450	8.5
25	G 1 1/4	25	90	15	450	8.5
30	G 1 1/2	30	110	17	450	8.5
40	G 2	40	120	20	450	8.5

部品番号	部品名	材料	数量	摘要
14	Oリング	NBR	1	
13	止めピン	SUS303/SUS304	1	
12	ピン	SUS303/SUS304	1	
11	キャップ	CAC406	1	
10	Oリング	NBR	2	
9	外筒管	VP	1	
8	内管	SGP-PA	1	
7	外筒管受け	CAC406	1	
6	ハンドル軸	C3604	1	
5	ステム	鉛レス銅合金	1	
4	ボールシート	PTFE	2	
3	ボール弁体	鉛レス銅合金	1	テフロンコーティング
2	ボール押え	鉛レス銅合金	1	
1	胴	鉛レス銅合金	1	

単位	尺度	製図法	図面名称
mm	Free		鉛レス銅合金製 ボール式止水栓（浅層埋設用） 20～40/L=450
仙台市水道局			



注2. 本体には、材料識別記号の△又は△を表示すること。

注1. 開閉方向は、右回し開き、左回し閉じとする。

呼び径	D	d	L	L1	H	S
20	G 1	20	80	13	750	8.5
25	G 1 1/4	25	90	15	750	8.5
30	G 1 1/2	30	110	17	750	8.5
40	G 2	40	120	20	750	8.5

14	Oリング	NBR	1	
13	止めピン	SUS303/SUS304	1	
12	ピン	SUS303/SUS304	1	
11	キャップ	CAC406	1	
10	Oリング	NBR	2	
9	外筒管	VP	1	
8	内管	SGP-PA	1	
7	外筒管受け	CAC406	1	
6	ハンドル軸	C3604	1	
5	ステム	鉛レス銅合金	1	
4	ボールシート	PTFE	2	
3	ボール弁体	鉛レス銅合金	1	テフロンコーティング
2	ボール押え	鉛レス銅合金	1	
1	胴	鉛レス銅合金	1	
部番	部品名	材料	数量	備考

単位 尺度 製図法 図面名称

mm

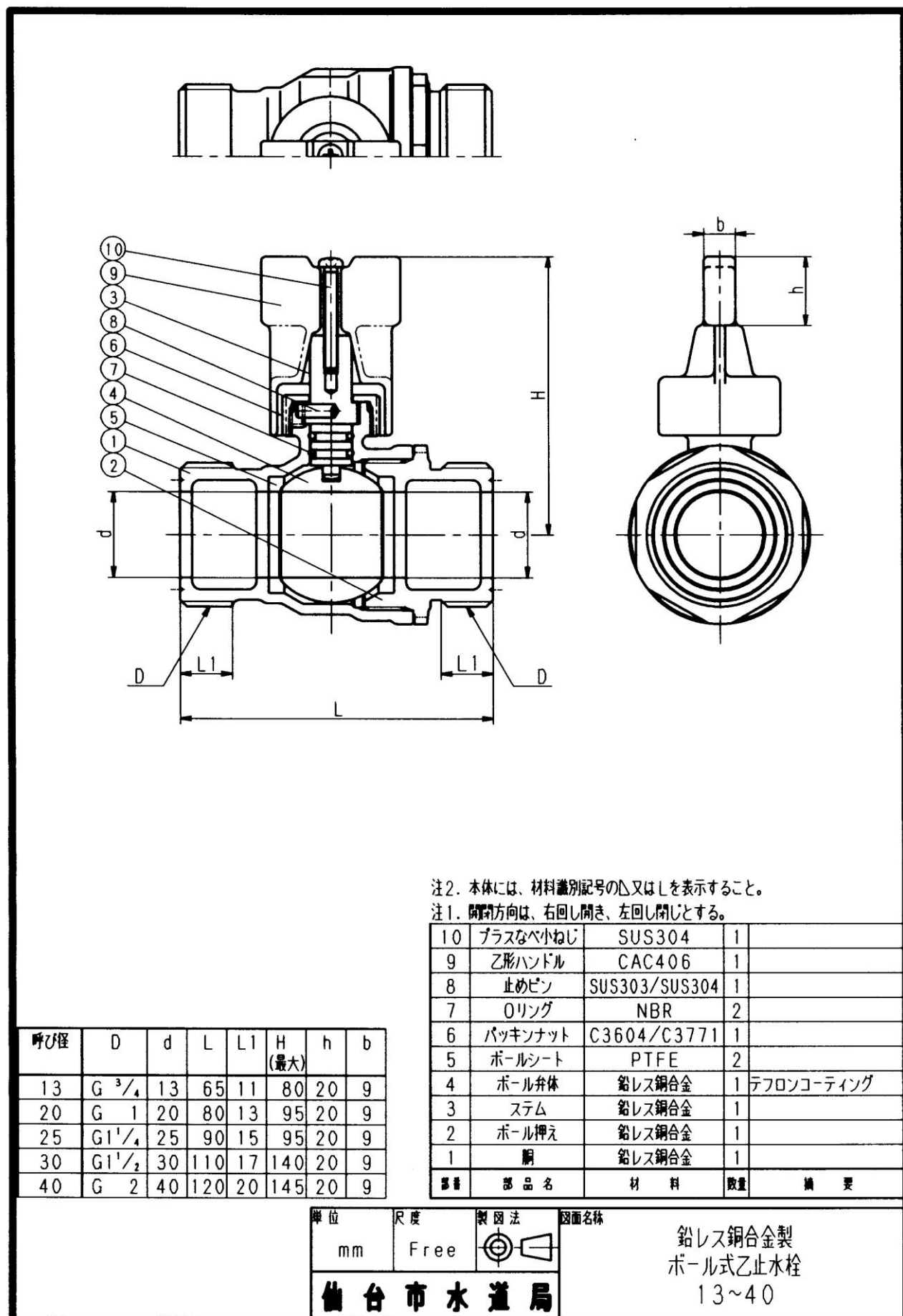
Free

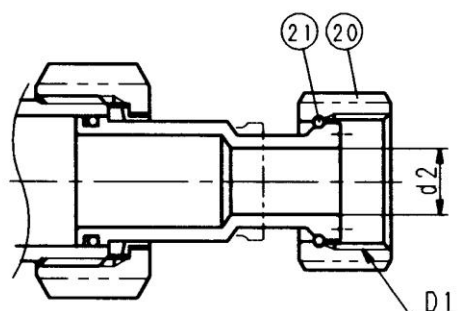
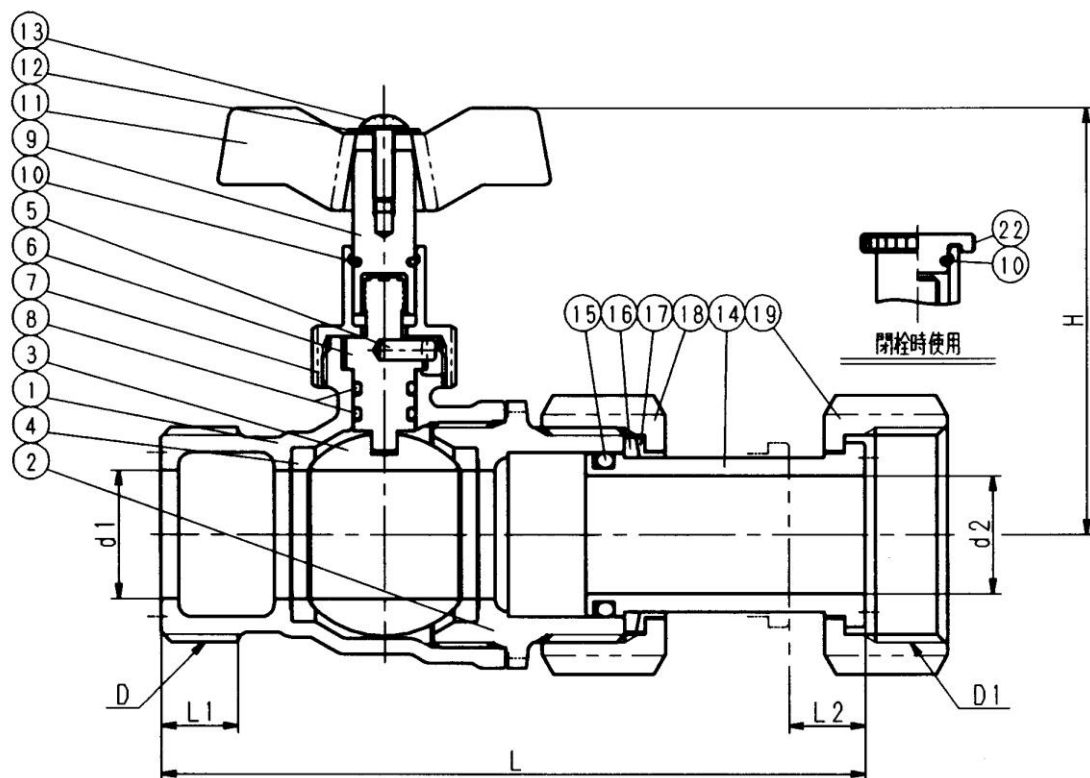


図面名称

仙台市水道局

鉛レス銅合金製
ボール式甲止水栓
20~40/L=750





呼び 20×13 の場合

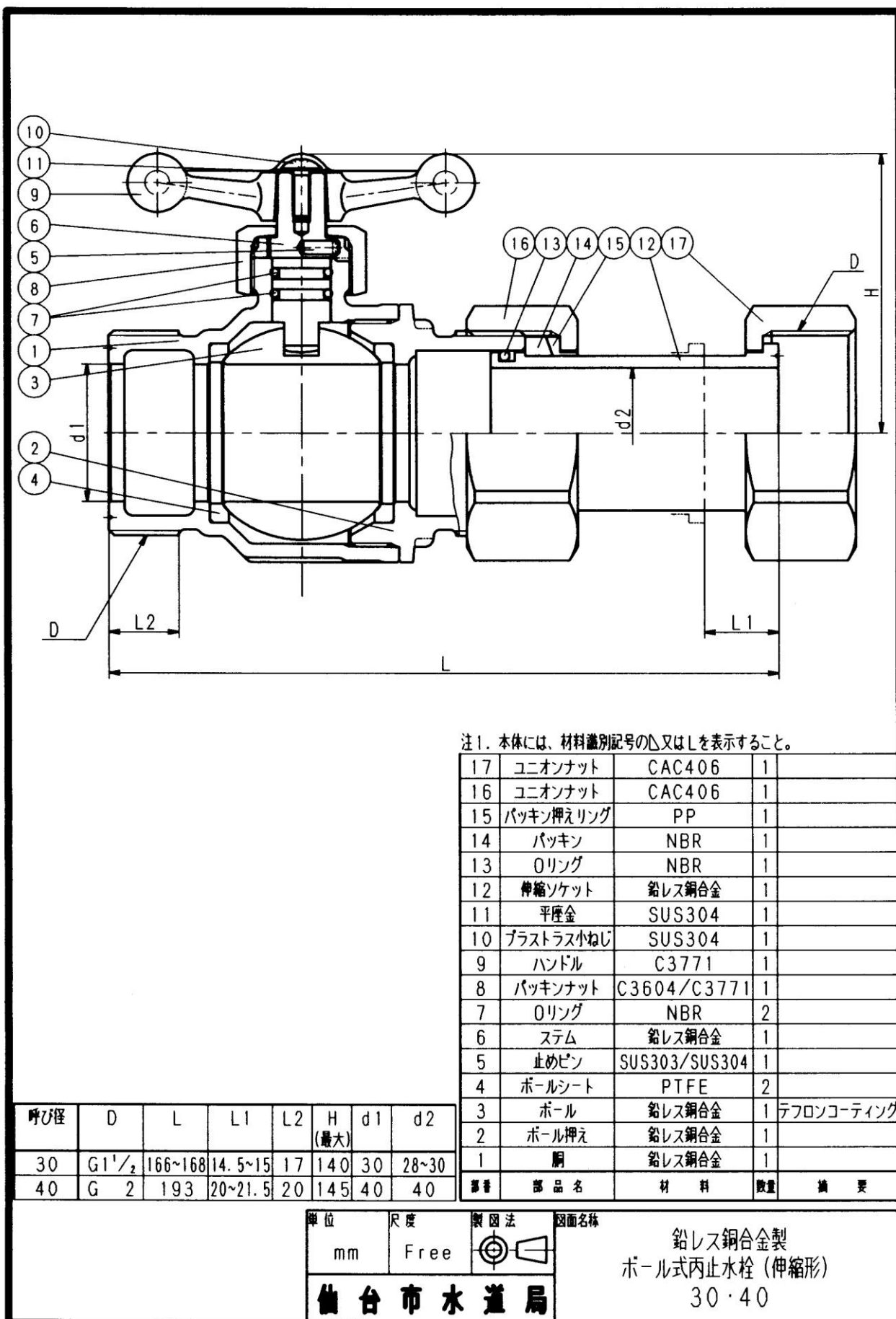
注1. 本体には、材料識別記号の△又はLを表示すること。

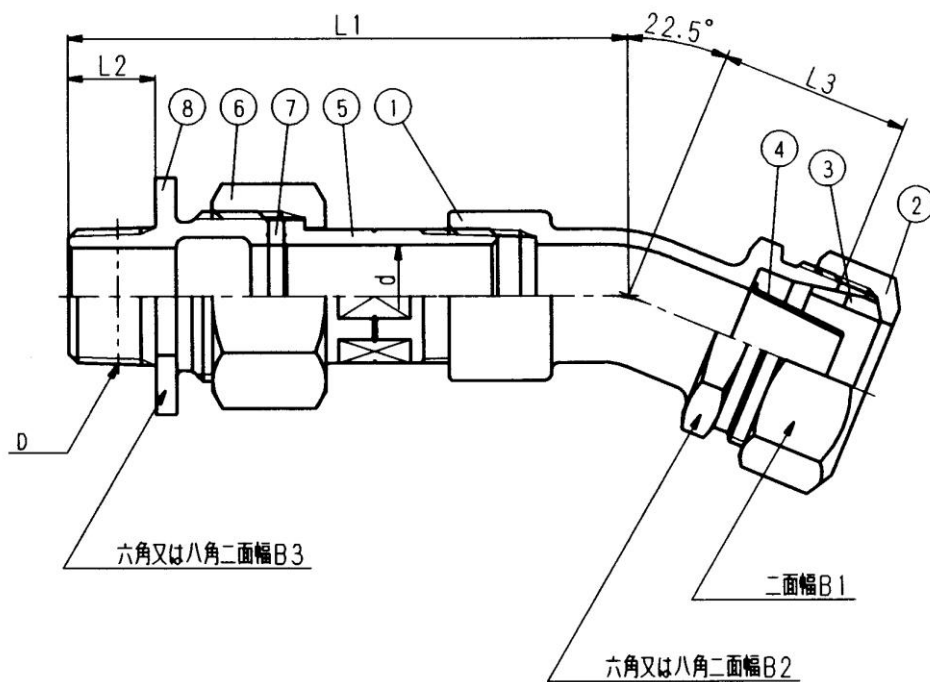
呼び径	D	D1	L	L1	L2	H (最大)	d1	d2
13	G 3/4	G 3/4	95~96	12	12.0	80	13	12.5~13
20	G 1	G 1	119~121	13	11.0~15.5	95	20	18
20×13	G 1	G 3/4	116~121	13	11.0~15.5	95	20	13
25	G 1 1/4	G 1 1/4	133~137	15	11.0~16.0	95	25	23

22	閉栓プラグ	C3604	1	
21	止め輪	C5191	1	
20	溝付袋ナット	CAC406	1	
19	ユニオンナット	CAC406	1	
18	ユニオンナット	CAC406	1	
17	パッキン押えリング	PP	1	
16	パッキン	NBR	1	
15	Oリング	NBR	1	
14	伸縮ソケット	鉛レス銅合金	1	
13	ブラストラス小ねじ	SUS304	1	
12	平座金	SUS304	1	
11	ハンドル	CAC406	1	
10	止め輪	SUS304	2	
9	ハンドル軸	C3604	1	
8	Oリング	NBR	2	
7	パッキンナット	C3604/C3771	1	
6	ステム	鉛レス銅合金	1	
5	止めピン	SUS303/SUS304	1	
4	ボールシート	PTFE	2	
3	ボール	鉛レス銅合金	1	テフロン・ティン
2	ボール押え	鉛レス銅合金	1	
1	胴	鉛レス銅合金	1	
部番	部品名	材料	数量	備 考

単位	尺度	製図法
mm	Free	
仙台市水道局		

図面名称
鉛レス銅合金製
ボール式丙止水栓 (開閉防止形)
13~25, 20×13



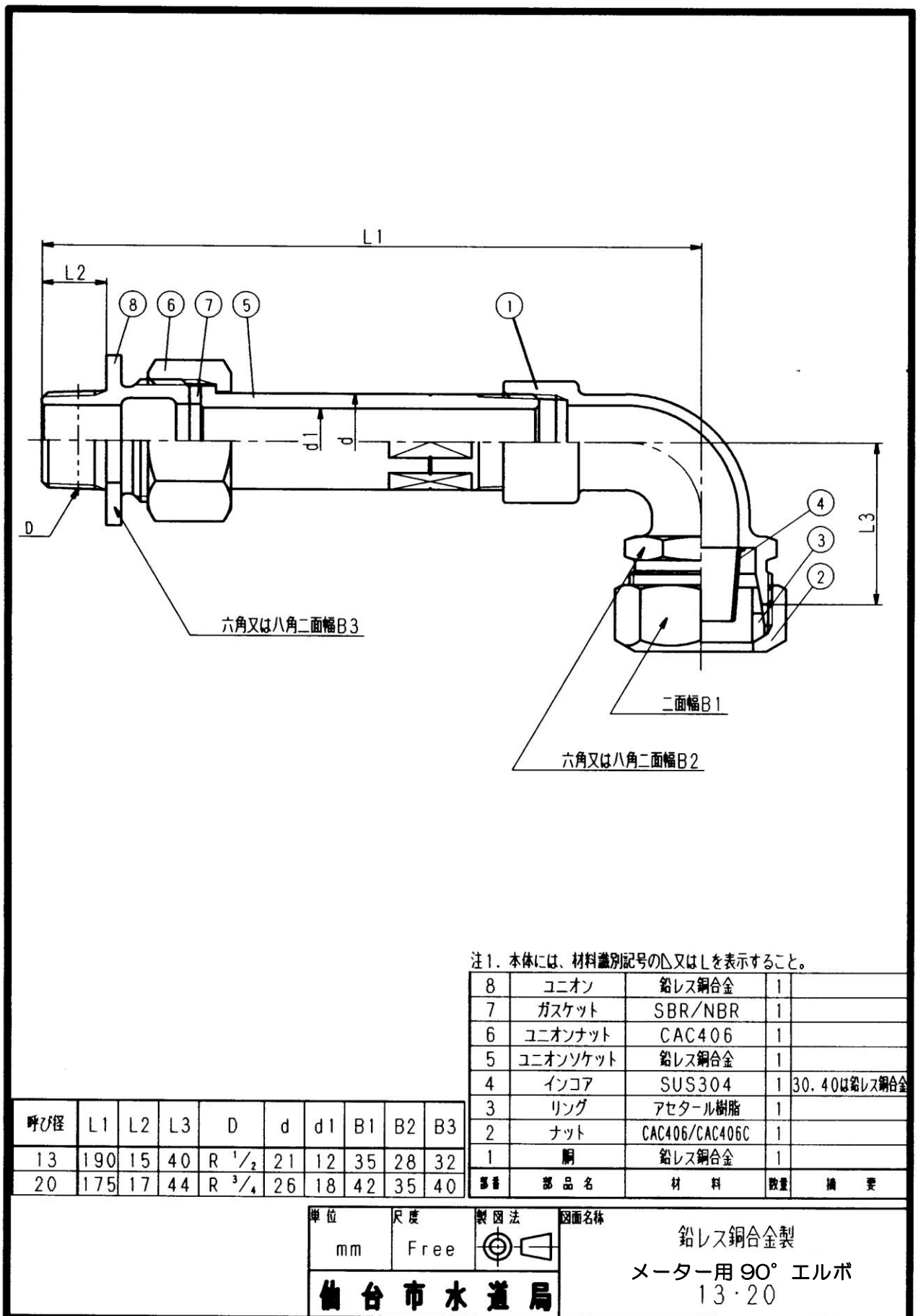


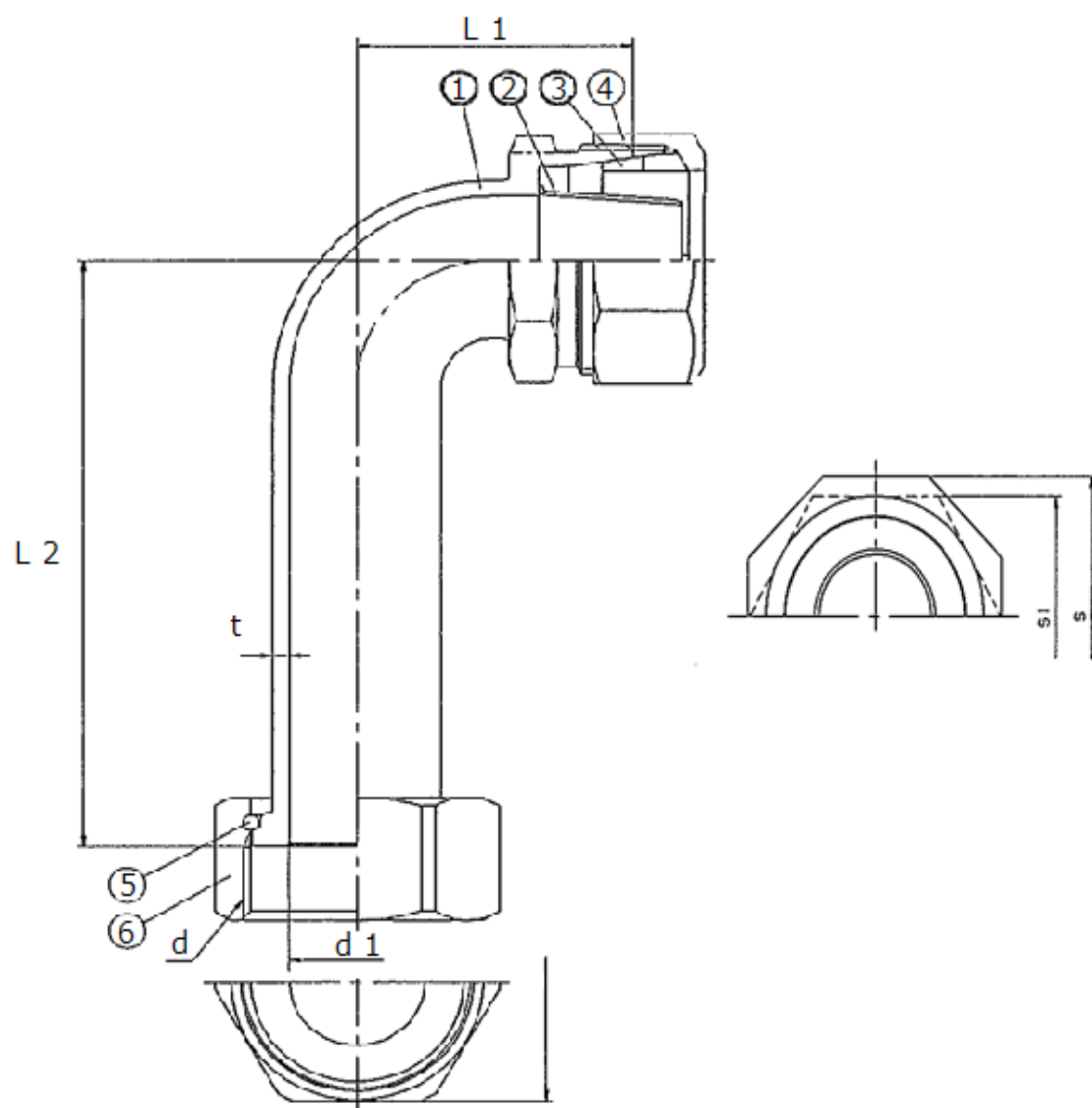
注1. 本体には、材料識別記号の△又は△を表示すること。

呼び径	L1	L2	L3	D	d	B1	B2	B3	番号	部品名	材料	数量	摘要
13	95	15	32	R 1/2	13	35	28	32	8	ユニオン	鉛レス銅合金	1	
20	109	17	37	R 3/4	20	42	35	40	7	ガスケット	SBR/NBR	1	
25	127	19	43	R 1	25	49	42	50	6	ユニオンナット	CAC406	1	
30	142	22	47	R 1 1/4	30	60	53	56	5	ユニオンソケット	鉛レス銅合金	1	
40	151	22	54	R 1 1/2	40	68	60	70	4	インコア	SUS304	1	30, 40は鉛レス銅合金
									3	リング	アセタル樹脂	1	
									2	ナット	CAC406/CAC406C	1	
									1	胴	鉛レス銅合金	1	

単位 mm
尺度 Free
製図法
図面名称
仙台市水道局

鉛レス銅合金製
メーター用 22° 1/2 バンド
13~40



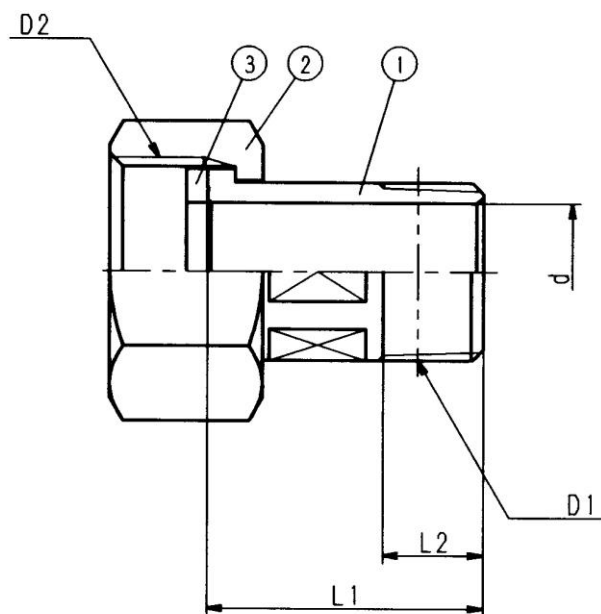


番号	部品名	個数	材料	摘要
1	胴	1	鉛レス銅合金	
2	インコア	1	sus304	
3	リング	1	アセタール樹脂	
4	ナット	1	鉛レス銅合金	
5	止め輪	1	c5191w	
6	直結ナット	1	鉛レス銅合金	

単位: mm

呼び径	L1 (最大)	L2 (最大)	d	d1	S	S1	S2	t
25	55	120	G1. 1/4	25	49	42	47	3.0

単位	尺度	製図法	図名
mm	Free		鉛レス銅合金製 メーター用 90° エルボ 25
仙台市水道局			



呼び径	D1	D2	d	L1	L2
13	R 1/2	G 3/4	13	40	13.2
20	R 3/4	G 1	20	40	14.5
25	R 1	G 1 1/4	25	55	16.8
30	R 1 1/4	G 1 1/2	32	65	19.1
40	R 1 1/2	G 2	39	68	19.1

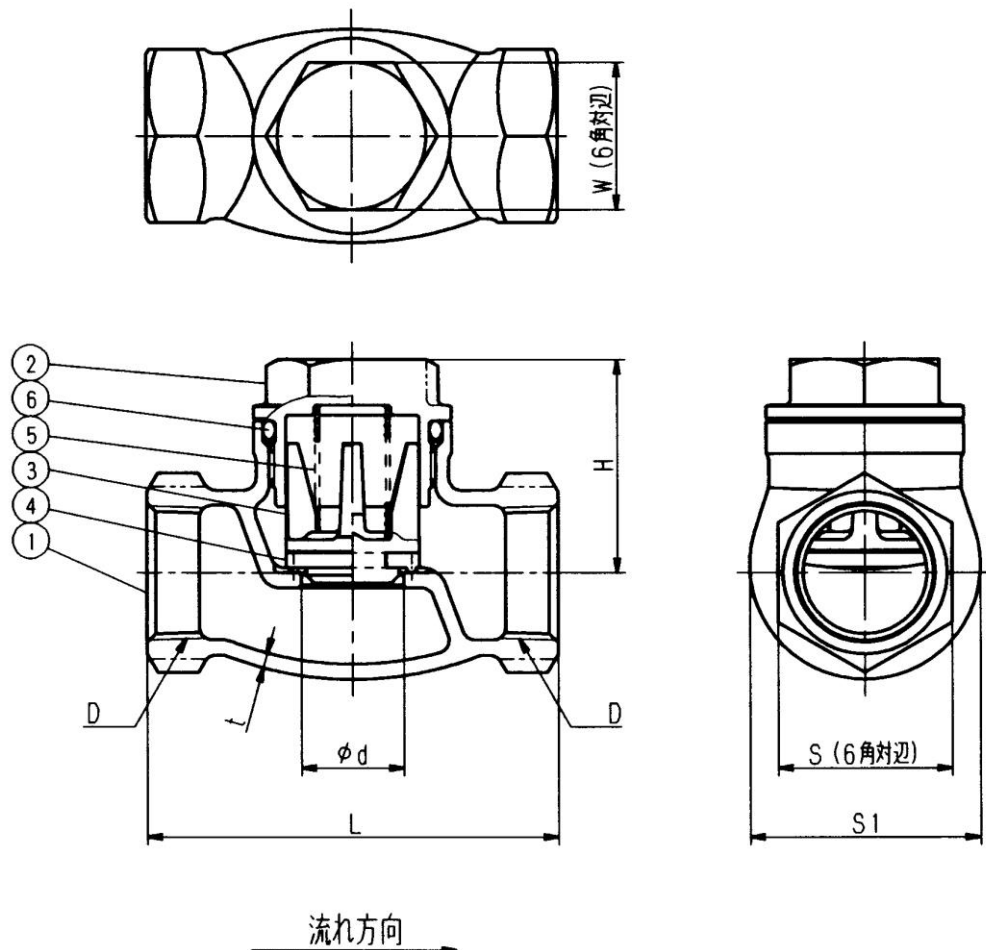
注1. 本体には、材料識別記号の△又はLを表示すること。

3	ガスケット	SBR/NBR	1	
2	GPナット	CAC406	1	
1	銅GPソケット	鉛レス銅合金	1	
部番	部品名	材料	数量	備 考

単位	尺度	製図法	図面名称
mm	Free		

仙台市水道局

鉛レス銅合金製
メーター用ユニオン
13~40



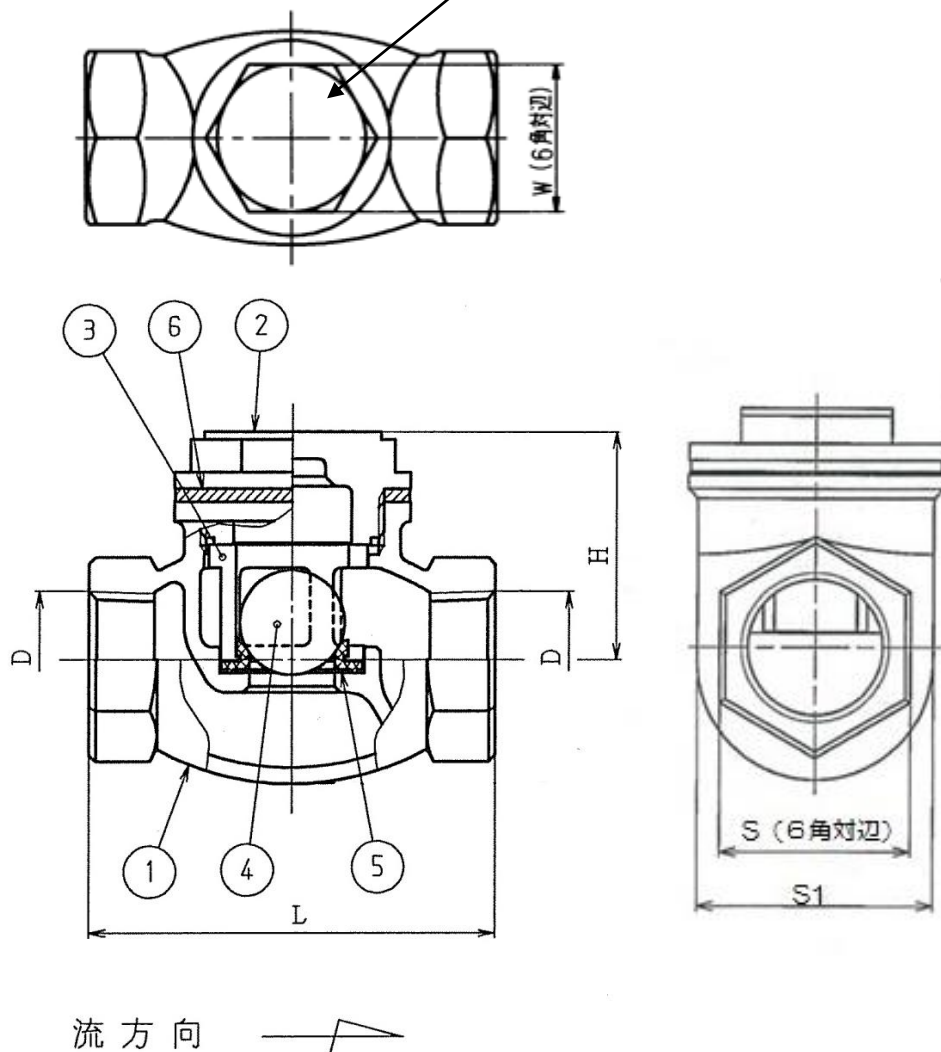
呼び径	D	d	L	S (最大)	S1 (最大)	H (最大)	t (最小)	W (最大)
13	Rc 1/2	15	65	29	39	45	3	30
20	Rc 3/4	20	80	35	45	55	3	30
25	Rc 1	25	90	44	56	60	3	33
30	Rc 1 1/4	32	105	54	66	70	3.5	52
40	Rc 1 1/2	40	120	62	77	75	4	57
50	Rc 2	50	140	74	96	90	4.5	68

注1. 本体には、材料識別記号の△又はLを表示すること。

6	Oリング	NBR	1	
5	スプリング	SUS304	1	
4	ソフトシート	NBR	1	
3	ジスクホルダー	鉛レス銅合金	1	
2	ふた	鉛レス銅合金	1	
1	弁箱	鉛レス銅合金	1	
部番	部 品 名	材 料	数量	備 考

単位	尺度	製図法	図面名称
mm	Free		鉛レス銅合金製 逆止弁（ばね式） 13～50
仙台市水道局			

ばね式と区別するため印
を印字または打刻する。



呼び径	D	d	L	S (最大)	S1 (最大)	H (最大)	t	W (最大)
13	Rc 1/2	φ13	62~65	29	45	45	3	30
20	Rc 3/4	φ20	75~80	35	55	55	3	30
25	Rc 1	φ25	90	45	60	60	3	35
30	Rc 1 1/4	φ30	140 (最大)	55	70	75	3.5	52
40	Rc 1 1/2	φ38	160 (最大)	60	80	85	4	57
50	Rc 2	φ50	200 (最大)	75	100	95	4.5	68

注1. 本体には、材料識別記号の△又はLを表示すること。

⑥	キャップパッキン	PE	1	
⑤	逆止パッキン	NBR/EPDM	1	
④	逆止ボール	PTFE	1	
③	パケット	POM	1	
②	蓋	鉛/銅合金	1	
①	弁箱	鉛/銅合金	1	
記号	品名	材質	数量	摘要

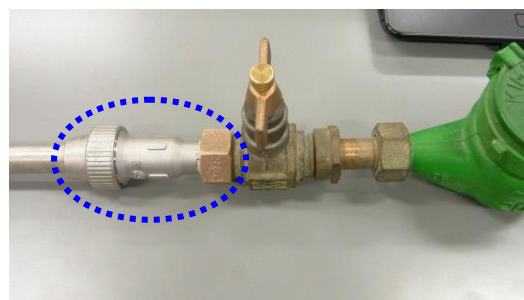
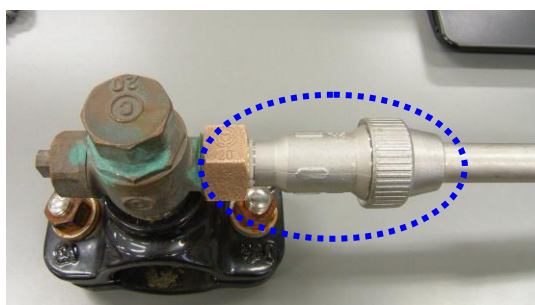
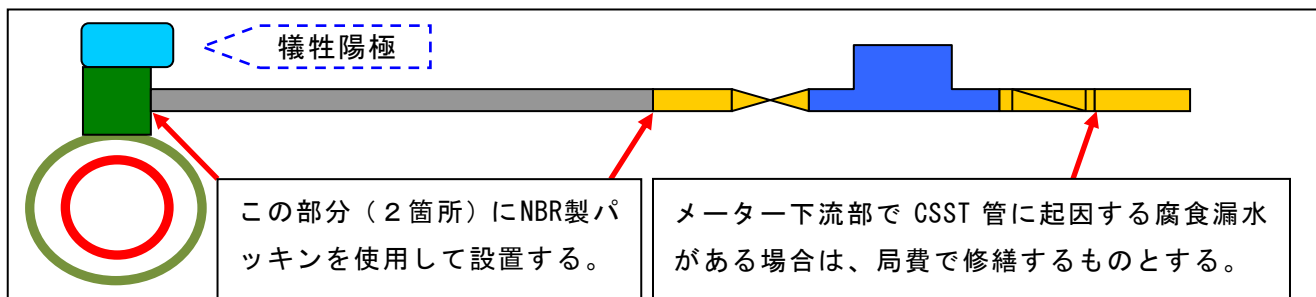
単位	尺度	製図法	図名
mm	Free		鉛/銅合金製 逆止弁（ボール式） 13~50
仙台市水道局			

ステンレス管施工時の留意事項

(CSST φ20～50)

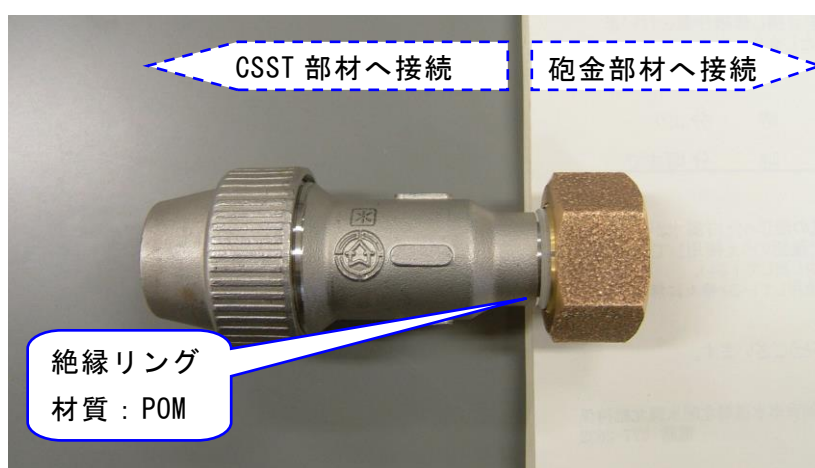
【留意事項】

- 犠牲陽極はフィルム・ポリスリーブで被覆しないこと。
- 分水栓とCSST接続部及びCSSTと止水栓接続部には、NBR製パッキン付の絶縁機能付ソケットを使用すること。
- 標準的な施工方法は、下図参照のこと。



※挿入したソケット（分水栓及び止水栓とCSST接続部）

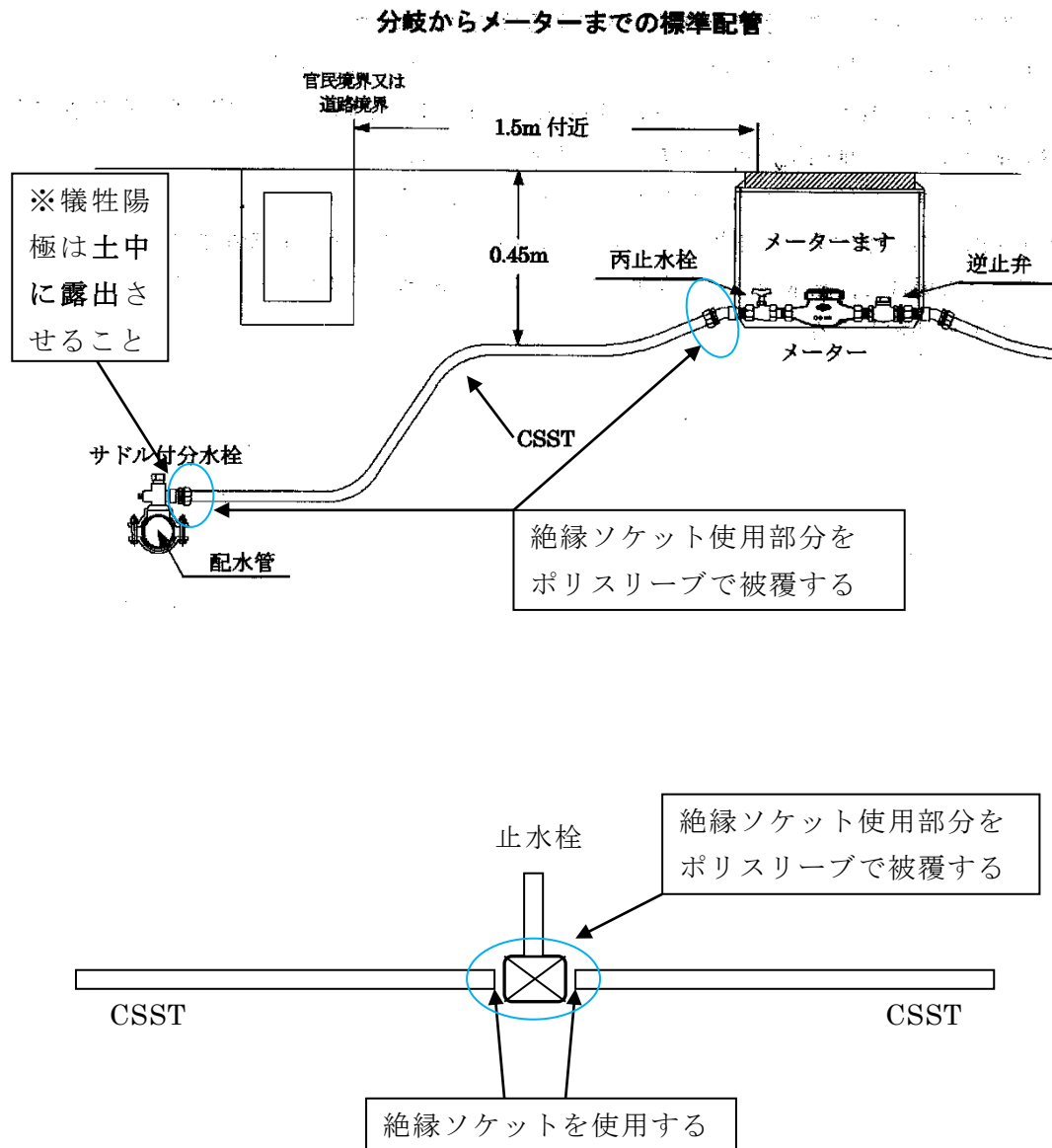
○絶縁用ソケット……絶縁リング付でソケット部分が砲金製であること。



○使用するパッキン……絶縁性を有するNBR製を使用すること。

ステンレス管接続部ポリスリーブ装着施工標準図

(CSST φ20 の場合)



しゅん工図等作成方法

□ しゅん工図等作成方法		3 2 0
□ 給水装置の標準表示		3 2 2
□ 一戸建新設工事の例		3 2 4
□ 一戸建改造工事の例		3 2 6
□ 集合住宅新設工事の例		3 2 8
□ 中高層建築物新設工事の例		3 3 0
□ 受水槽工事の例		3 3 6
□ 装廃工事の例		3 3 8
□ 先行取出工事しゅん工図（例）		3 3 9

しゅん工図等作成方法

1 しゅん工図の作成

- (1) 将来の維持管理の基本資料となるのでC A D処理により正確に作成する。
- (2) 構成は、位置図・平面図・立面図及び施行情報とし、必要に応じ詳細図を作成する。
- (3) 平面図の縮尺は、1/100を基本とし、位置図、立面図及び詳細図は任意とする。
- (4) 記号は、給水装置の標準表示による。ただし、表に示されない器具及び材料は、品名等を記入する。
- (5) 「工事用水」の写真検査に添付する「しゅん工図」は、管種、口径、管延長を記入する。

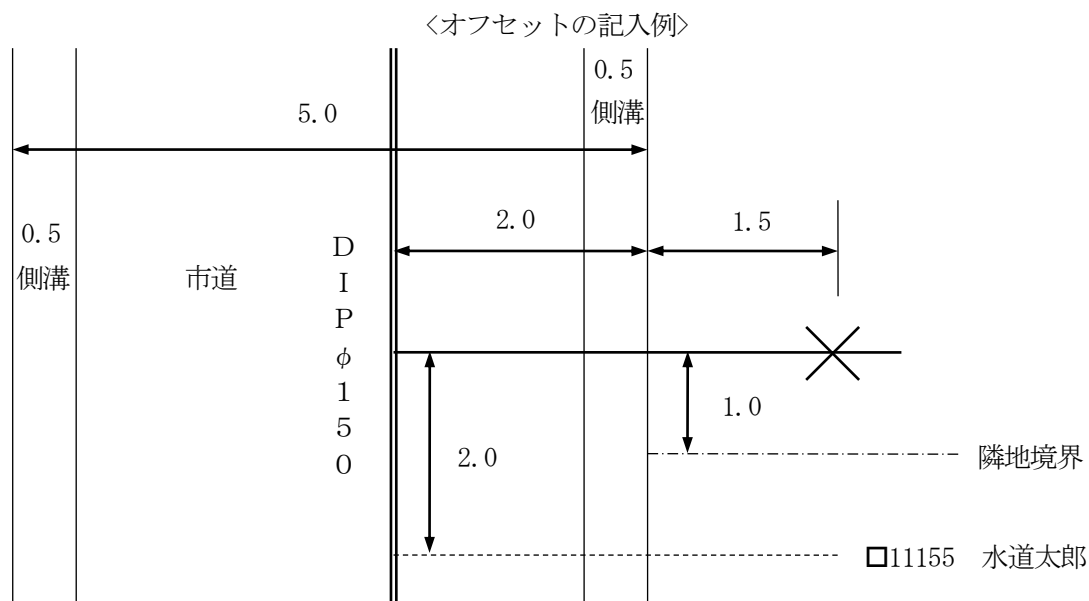
2 しゅん工図における各図面等の記入方法

(1) 位置図

- ア 位置図は、施工場所を中心とし、付近の町名、主な建築物名等を記入し当該場所が判断できるように作成する。
- イ 開発行為等の団地造成地に給水装置を新設する場合は、一区画全体の区割りに申請地を記入する。
- ウ 位置図は、北を上にする 것을基本とする。

(2) 平面図

- ア 給水する家屋を基に、配管経路、及び給水栓の位置を記入する。
- イ 道路の舗装種別、歩車道の区別、公道・私道の区別、官民境界、側溝、石積み、柵、汚水ます、消火栓、仕切弁、マンホール等を記入する。
- ウ 既設給水装置から分岐した場合は、既設給水管の口径、管種及び水道番号を記入する。
- エ 平面図は、北を上にするものが望ましいが、図面作成上困難な場合は方位を明記する。
- オ 平面図には、オフセットを記入するものとし、基準測点は、配水管、道路境界、隣地境界等からとし、直線距離を記入する。なお、隣地に既設給水装置がある場合は、分岐間の距離や水道番号、及び所有者名等を記入する。



(3) 立面図

ア 平面図で表すことのできない部分の材料と配管を記入する。

イ 平面図上で水平な線は水平に、縦の線は右上り 45 度の角度、立ち上り部分は垂直に記入し、給水管種、口径、管延長及び給水栓の種類を記入する。

(4) 詳細図

平面図及び立面図で判断できない配管の部分は、詳細図で拡大して記入する。

例 伏せ越し配管、添架配管等

(5) 施行情報として次の項目を記入すること。

- ・給水装置場所 ・水道番号 ・申込収受番号 ・指定事業者名 ・メーター口径
- ・受水槽番号（ある場合） ・取出し口径 ・管種及び延長 ・耐圧試験報告
- ・主任技術者名 ・道路分使用材料

3 設計図の作成

上記、1項・2項に準じるが、各種設計図例を参考に作成することができるものとする。

給水装置の標準表示

1. 管種の文字記号

管 種	文字記号	管 種	文字記号
ダクタイル鋳鉄管	DIP	耐衝撃性硬質塩化ビニル管	HIVP
鋳鉄管	CIP	ゴム輪形硬質塩化ビニル管	RRVP
塗覆装鋼管	SP	ゴム輪形耐衝撃性硬質塩化ビニル管	RRHIVP
亜鉛メッキ鋼管	GP	ステンレス鋼管	SSP
鉛 管	LP	波状ステンレス鋼管	CSST
銅 管	CP	耐熱性硬質塩化ビニルライニング鋼管	SGP-HV
ポリエチレン管	PP	硬質塩化ビニルライニング鋼管	SGP- VA・VB・VD
架橋ポリエチレン管	XPEP		
ポリブデン管	PBP	ポリエチレン粉体ライニング鋼管	SGP-PA・PB・PD
硬質塩化ビニル管	VP	配水用ポリエチレン管	PE

2. 管口径の表示記号

口 径	表示記号
φ 50mm 以下	-----
φ 75mm	-----
φ 100mm	-----
φ 150mm	-----
φ 200mm	-----
φ 300mm	-----
φ 350mm 以上	-----

3. 工事別の給水管表示

〔凡 例〕

新設管 

既設管 

撤去管・埋没管 

新設管  既設管 

(管長 m)

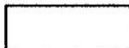
3.8 7.7

PP φ 20 VP φ 13

(管種・口径 mm)

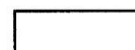
4. メーター(ます)の給水階表示

・各階パイプシャフト内メーター位置表示

1 階 

2 階 

3 階 



名 称	乙止水栓・甲止水栓	仕切弁	逆止弁	口径変更	管の交差	防護管 (さや管)	ヘッダー
図示記号							

名 称	キャップ止	排流装置	加圧ポンプ (ユニット)	受水槽	高置水槽	ポンプ	メーター
図示記号							

名 称	水 抜 栓				消火栓	スプリンク ラーヘッド	減圧弁
	地下型	屋内操作型	電 動	センサー			
図示記号							

地下式

一次側 二次側

区 分	平 面 図		立 面 図				
種 別	一般用具	その他用具	一 般 用 具				その他用具
			給水栓類	シャワーヘッド	フラッシュバルブ	ボールタップ	
図示記号							

注：その他用具とは、給湯器、湯沸器、ウォータークーラーなどをいう。（名称記入）

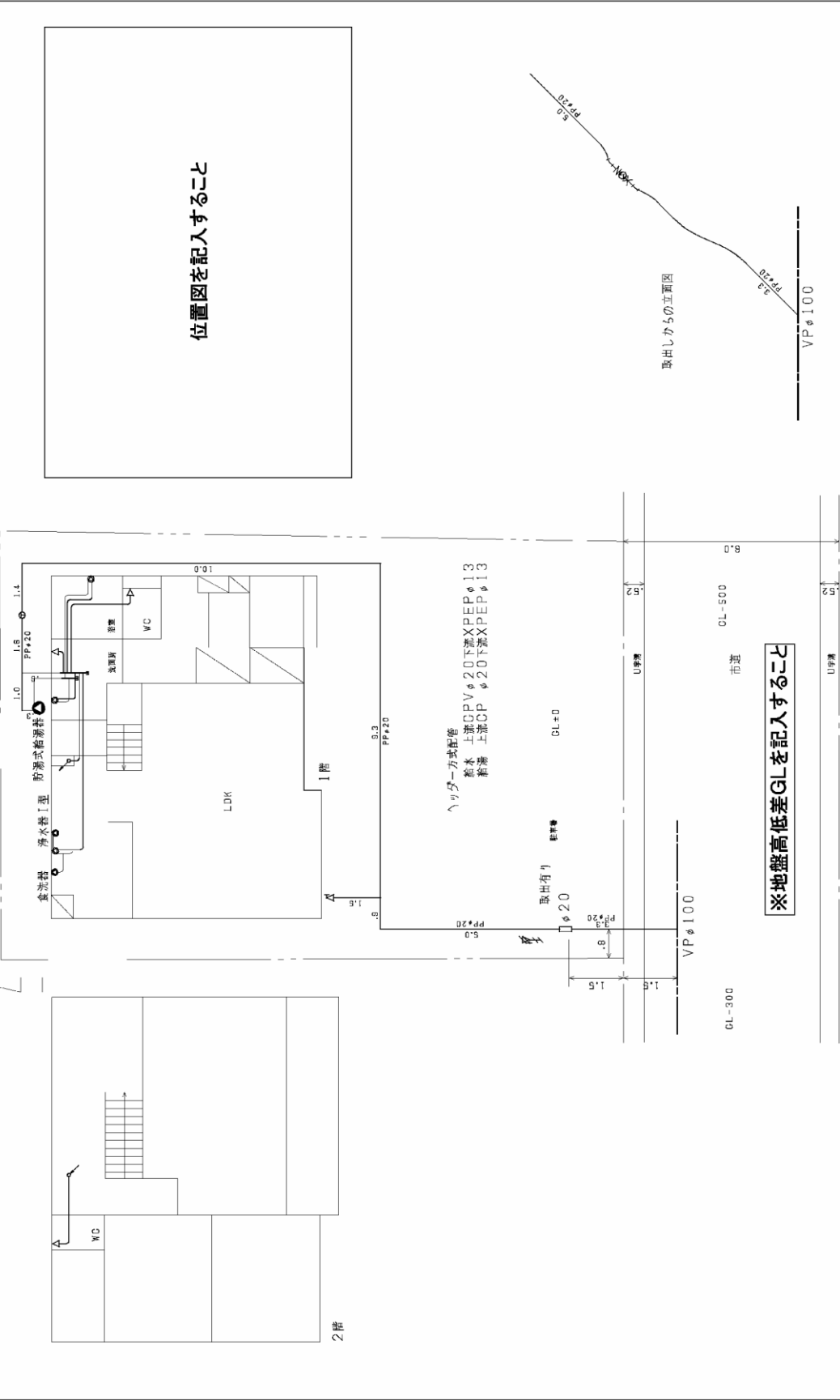
区 分	立 面 図						
名 称	径違い止水栓	ストップバルブ	ストレートバルブ	混合水栓	不凍水栓柱	ヘッダー	弁付割T字管
図示記号							

区 分	立 面 図						参 考
名 称	減圧弁	吸排気弁	吸気弁	電磁弁	定水位弁	防震継手	
図示記号							

標準	組合
----	----

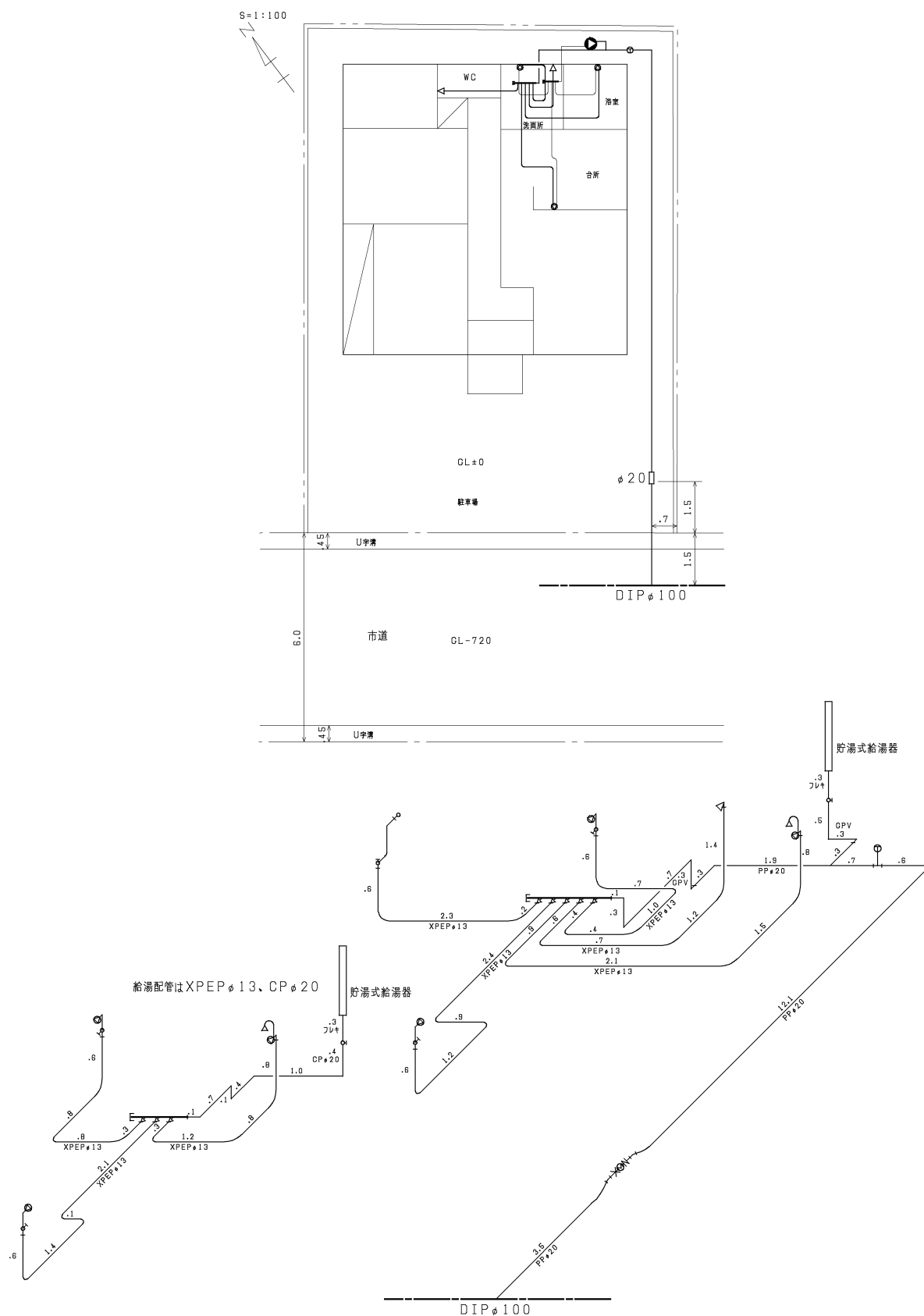
給水装置工事 設計図（略図）

※一戸建て新設工事の例（設計図）



図番	仙台市 〇〇区〇〇〇丁目〇〇番〇〇号	指定工事 業 者	〇〇設備工業㈱	主任 技師 氏 名	主0000	氏 名	水道 太郎
----	--------------------	----------	---------	-----------	-------	-----	-------

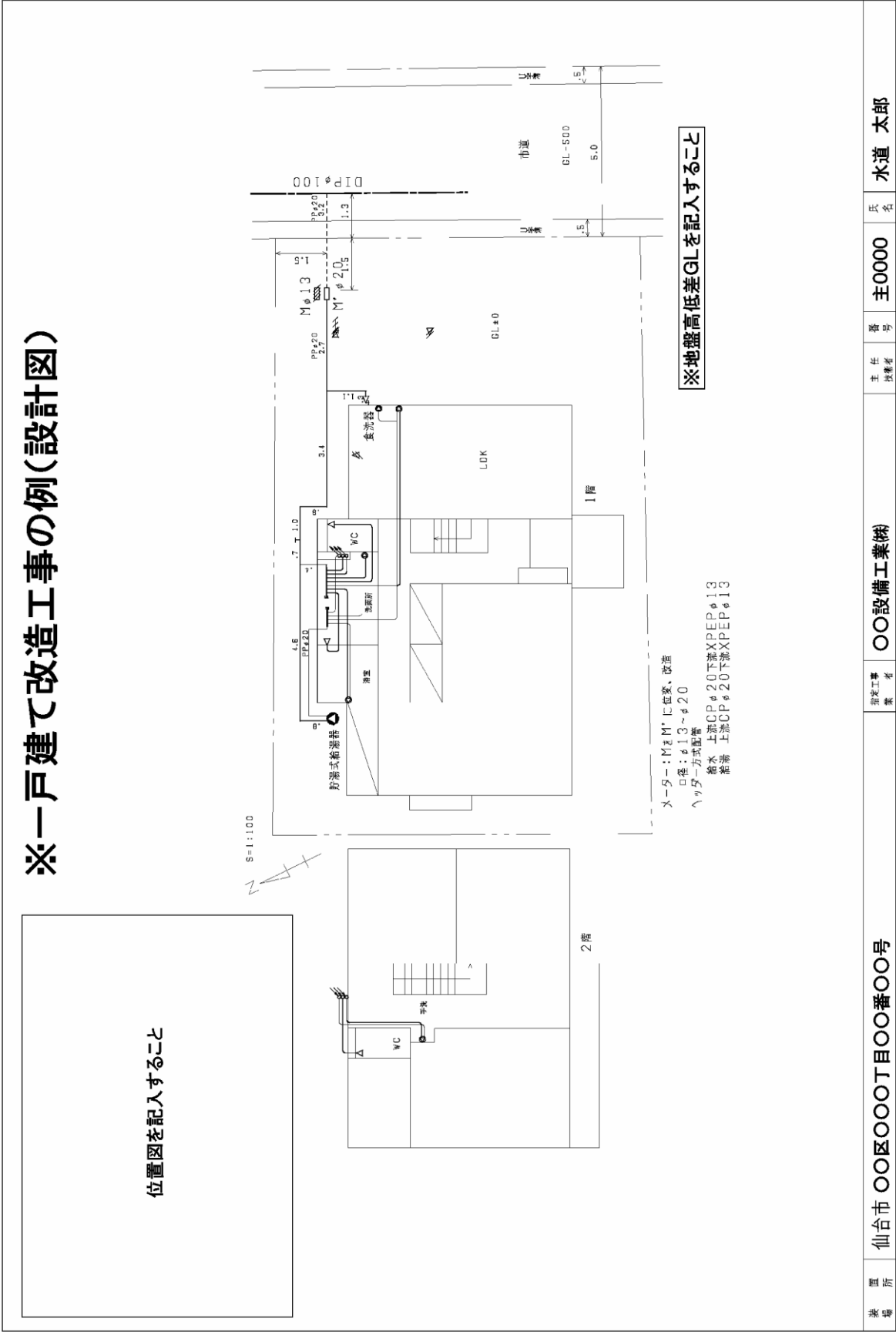
※一戸建て新設工事の例(しゅん工図)



審 査	照 合

給水装置工事 設計図（略図）

※一戸建て改造工事の例(設計図)



番 号 00区0000丁目00番00号

業 者 〇〇設備工業㈱

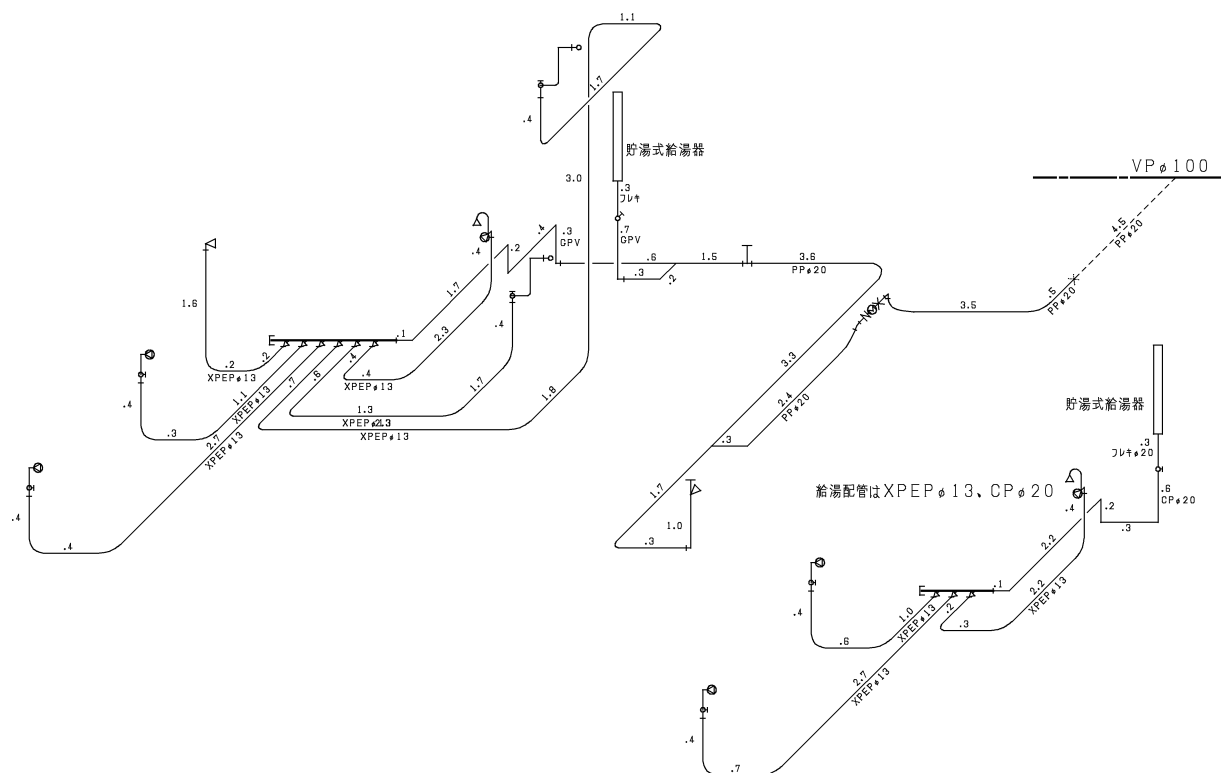
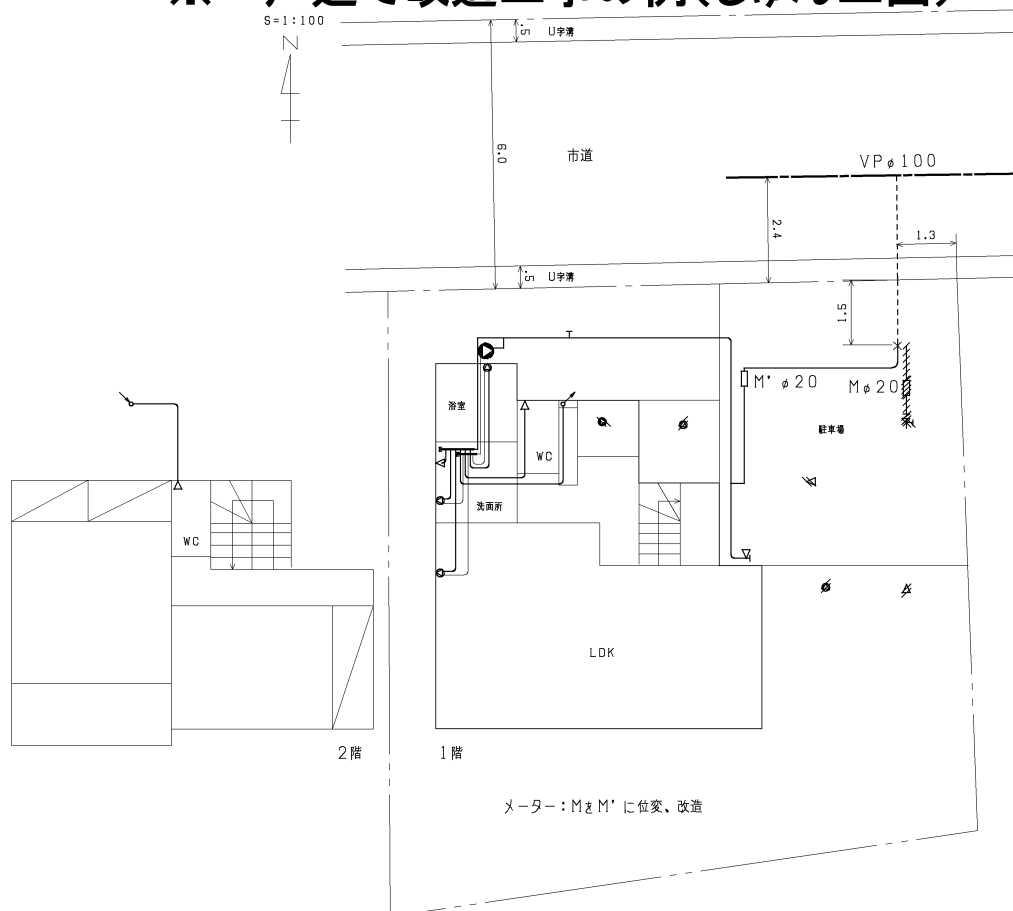
主 任 技 術 者

番 号 主0000

氏 名

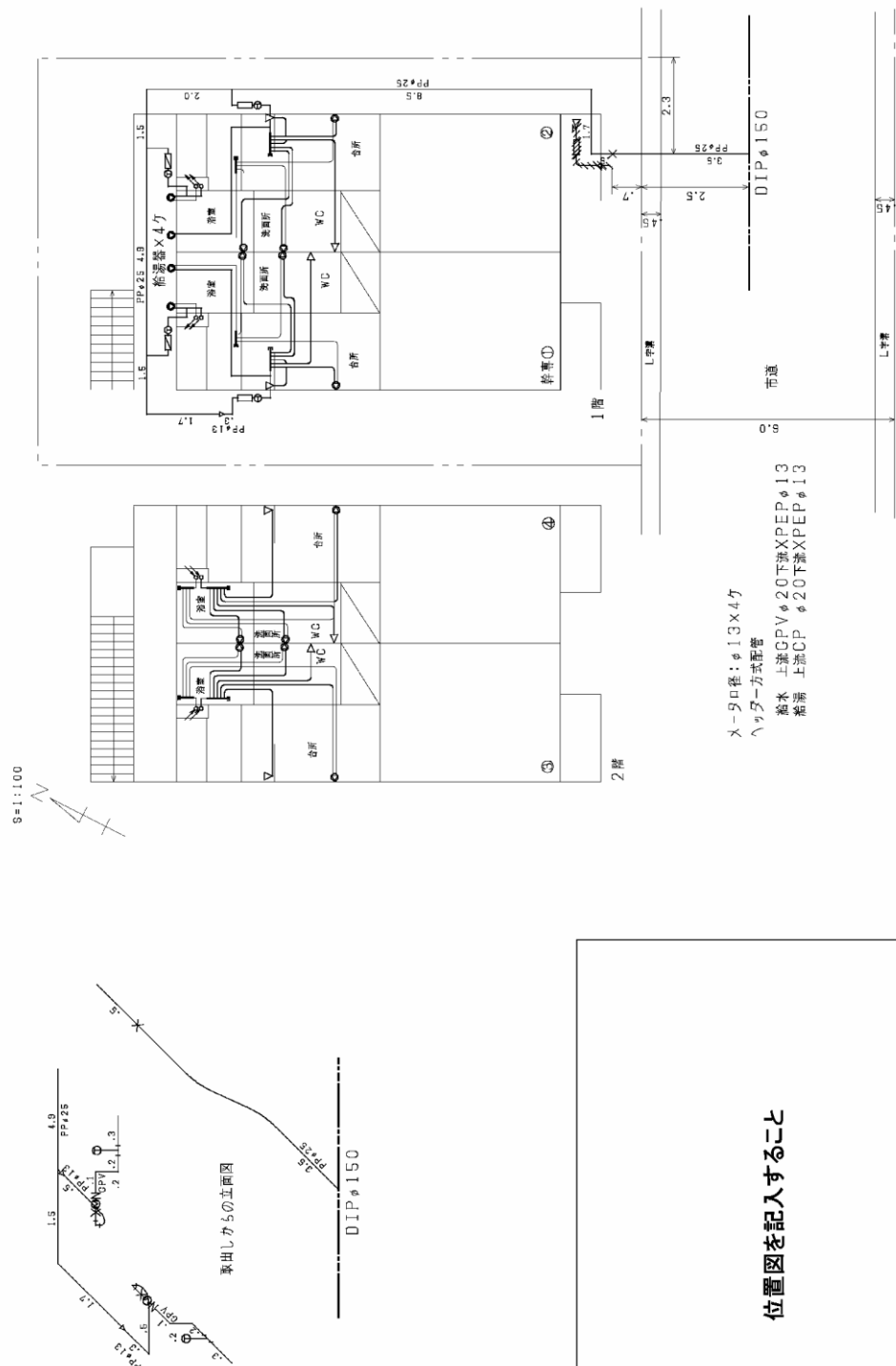
水道 太郎

※一戸建て改造工事の例(しゅん工図)



給排水配置工事設計図(配水)

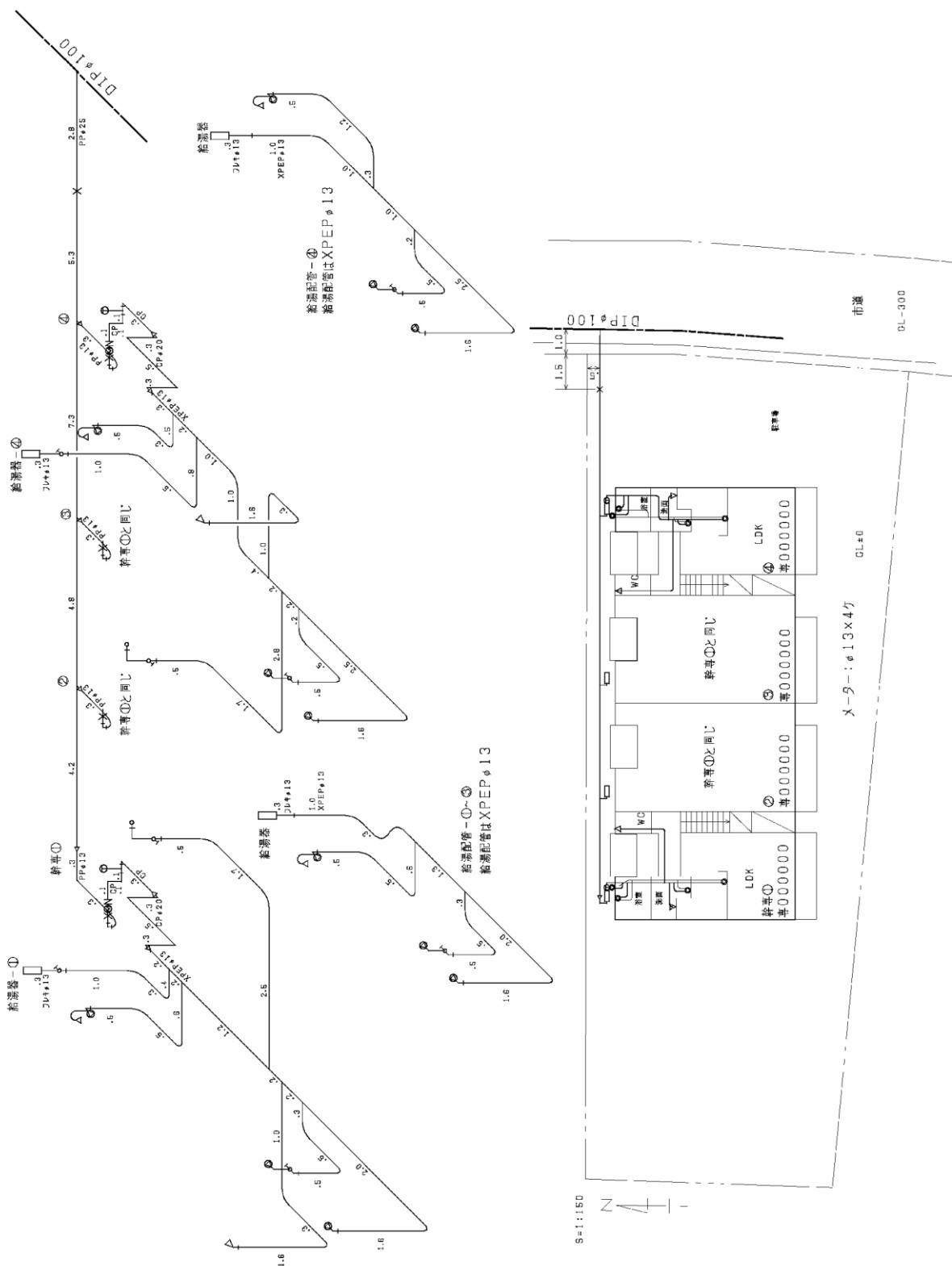
※集合住宅新設工事の例(設計図)



合	
照	
查	
書	

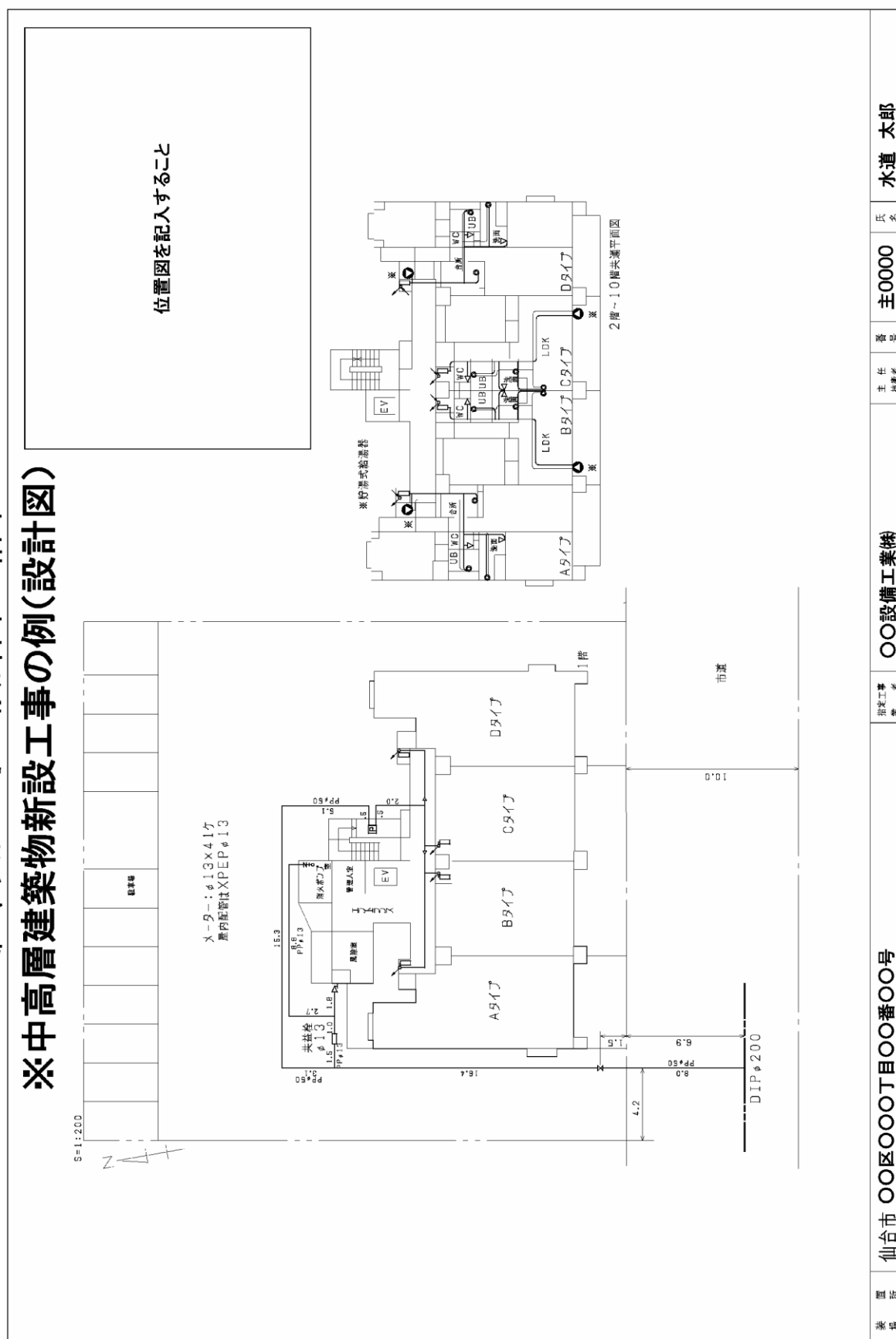
〒	市	区	丁目	番	号
仙台市	〇〇区	〇〇〇丁	目	〇〇番	〇〇号
種 業 別	設備工業(株)				
主 生 産 品	主0000				
氏名	水道 太郎				

※集合住宅新設工事の例(しゅん工図)



合	
照	
查	
審	

給水装置工事 設計図（略図）

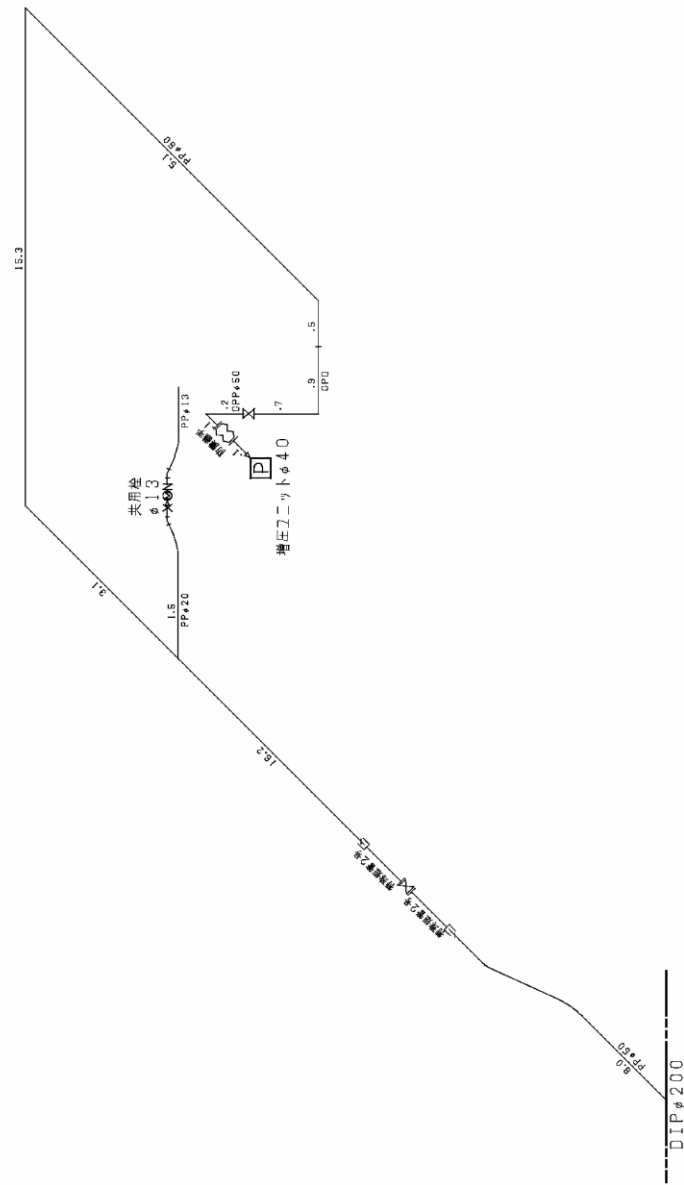


装 置 番 号	仙台市 〇〇区〇〇〇丁目〇〇番〇〇号
主 体 工 事 名 称	〇〇設備工業株式会社
主 持 者 の 姓 名	主0000
氏 名	水道 太郎

審查	照合
----	----

給水装置工事設計図(略図)

※中高層建築物新設工事の例(設計図)



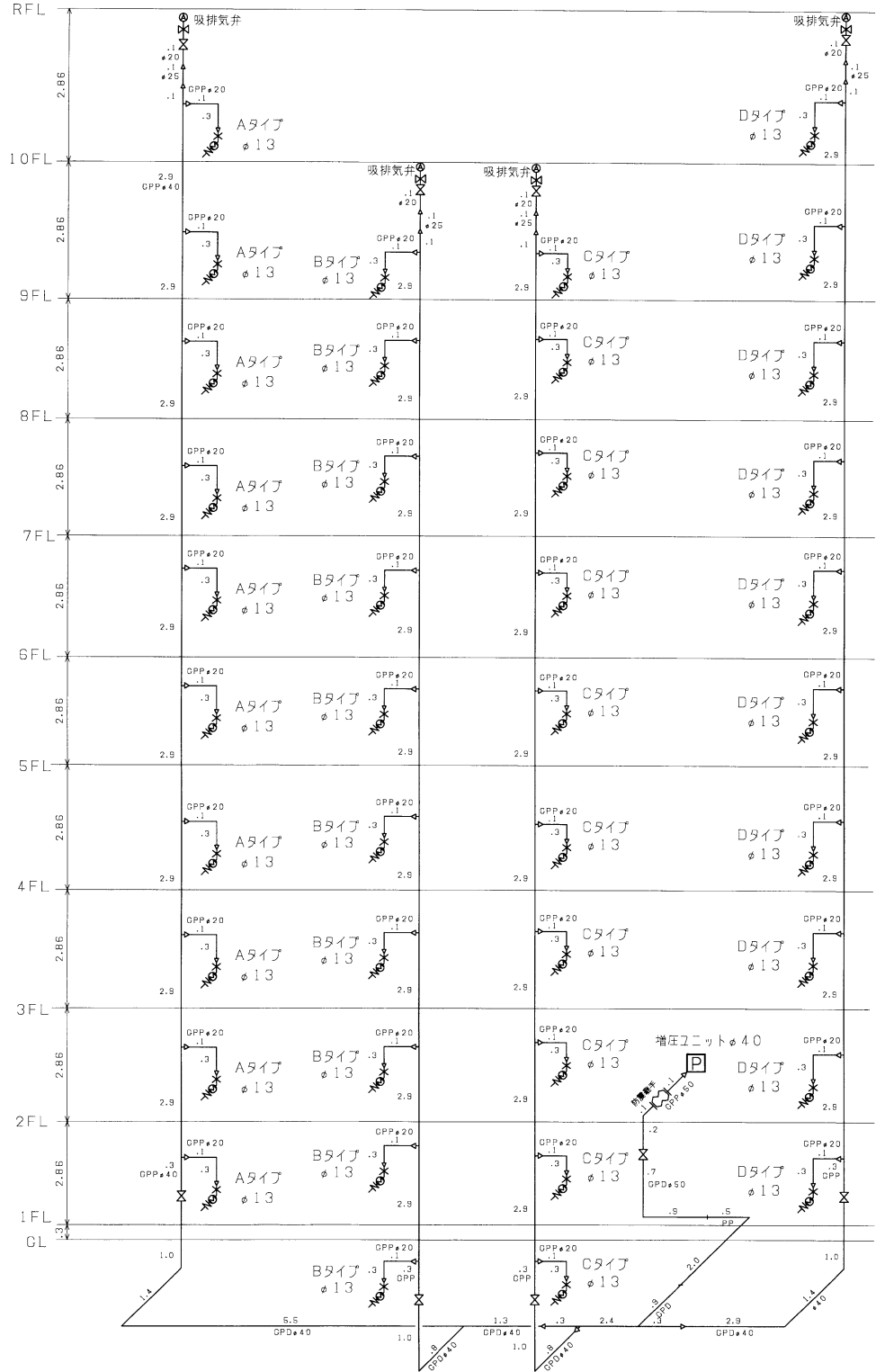
業 場	置 所	仙台市〇〇区〇〇〇〇丁目〇〇番〇〇号	設 工 事 業 者 名	〇〇設備工業(株)	主 任 技 術 者	登 号	氏 名
						主0000	水道 太郎

給水装置工事 設計図（略図）

審 査	照 合

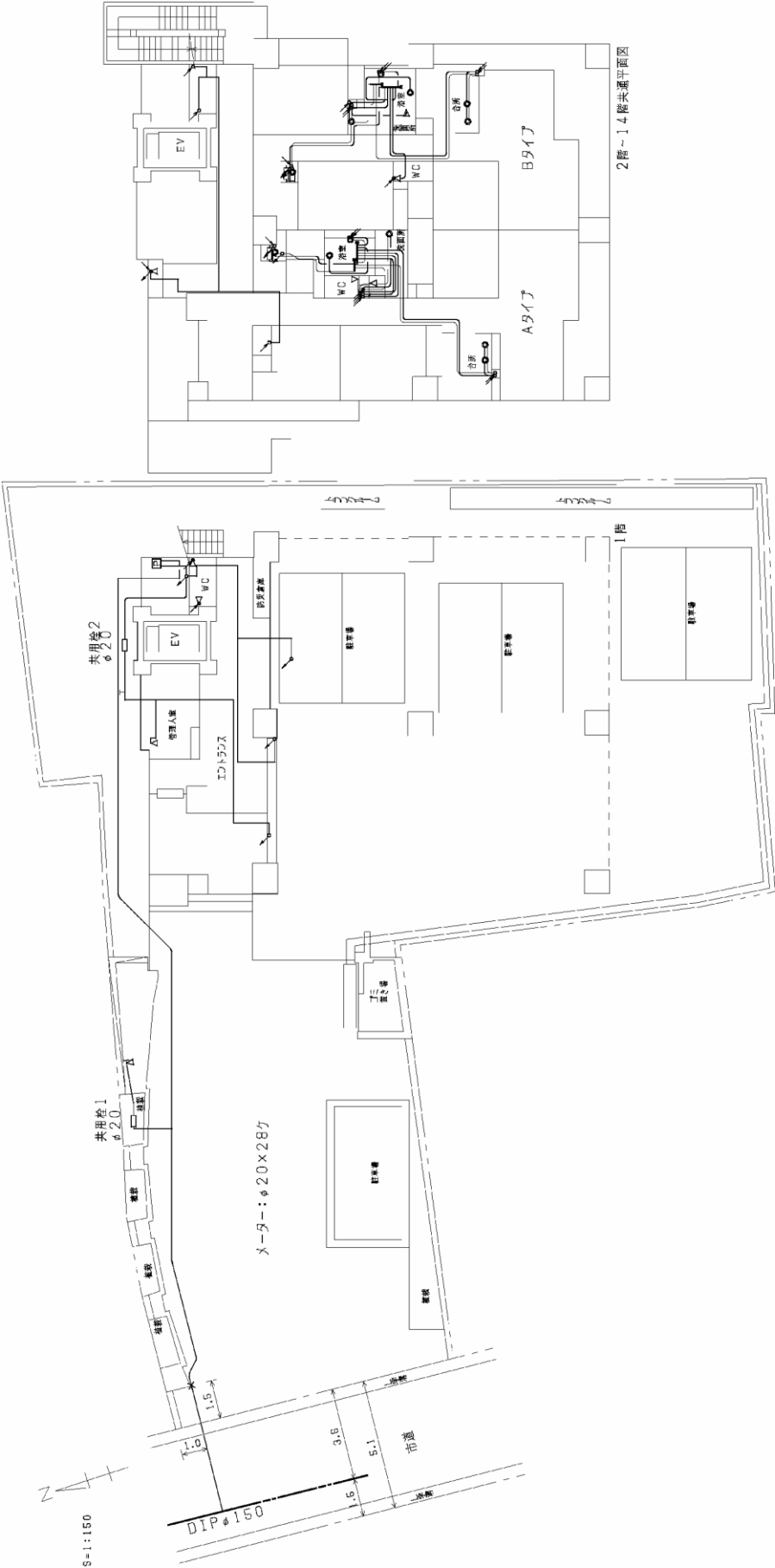
※中高層建築物新設工事の例(設計図)

[給水系統図]



装 置 所	仙台市 〇〇区〇〇丁目〇〇番〇〇号	主 任 者	主0000	氏 名	水道 太郎
指 定 工 事 業	〇〇設備工業(株)	主 任 者	主0000	氏 名	水道 太郎

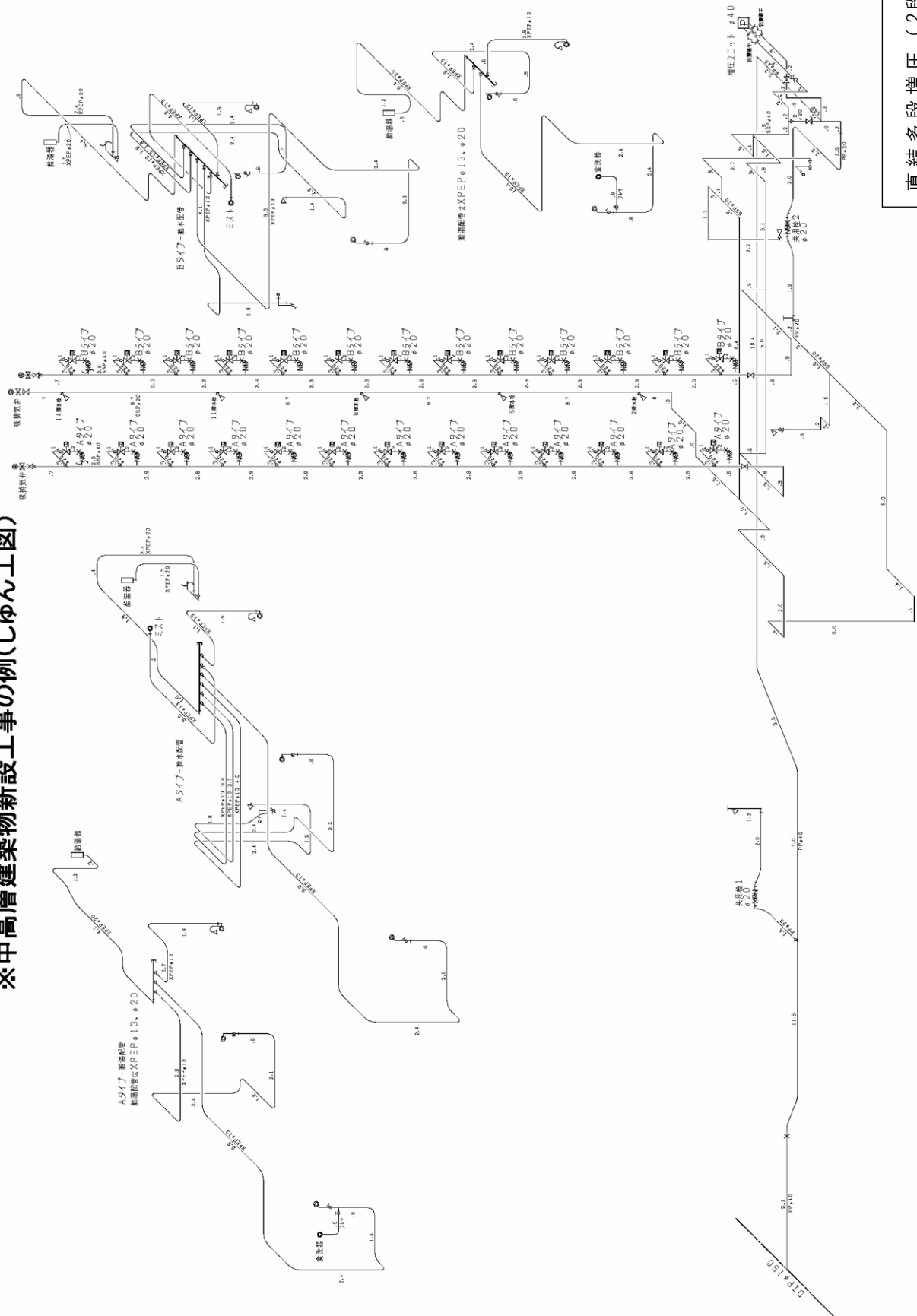
※中高層建築物新設工事の例(しゅん工図)



直結多段増圧（2段）

※直結多段増圧（2段）の場合は、その旨明記すること

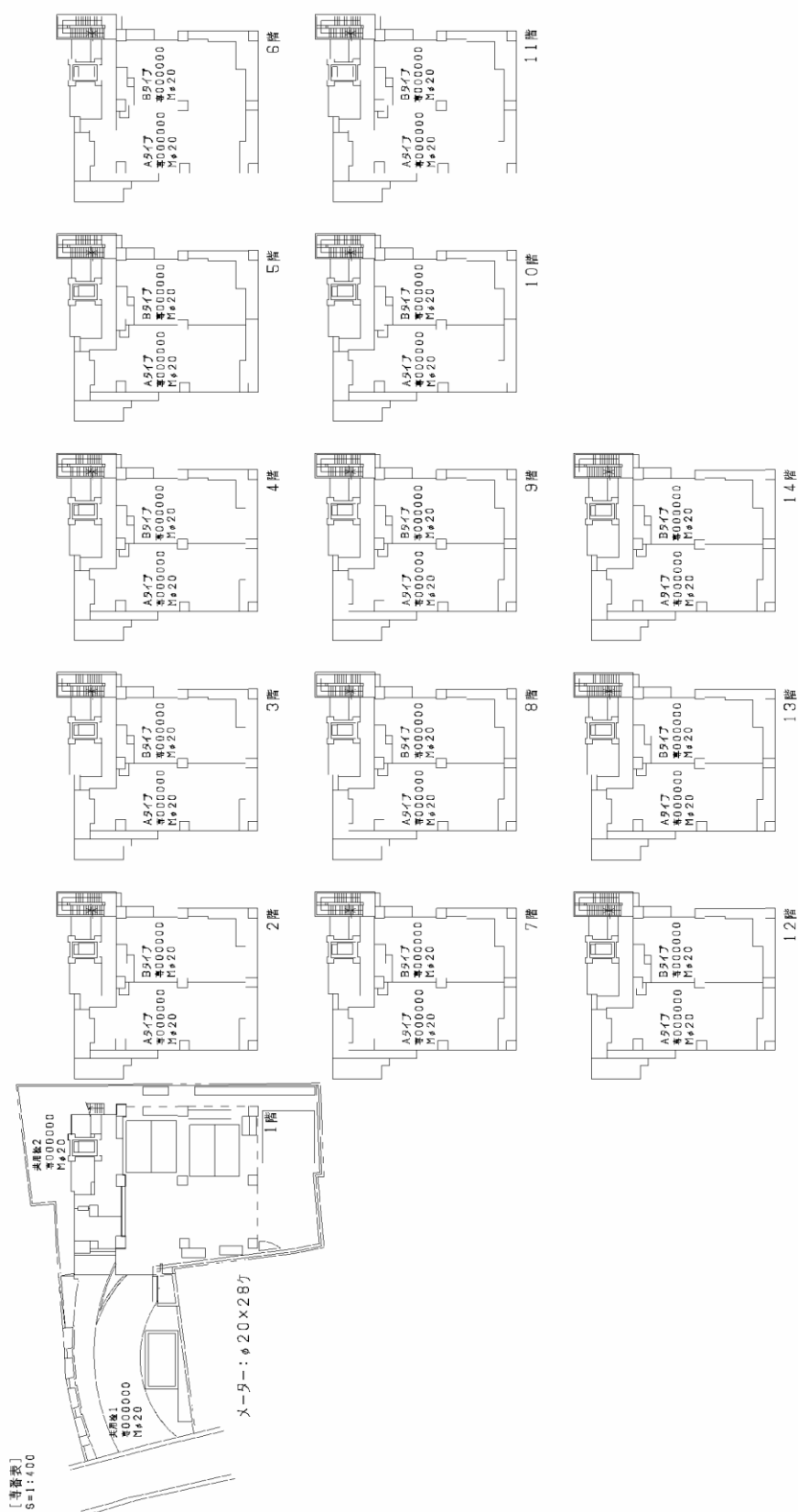
※中高層建築物新設工事の例(しゅん工図)



直結多段増圧（2段）

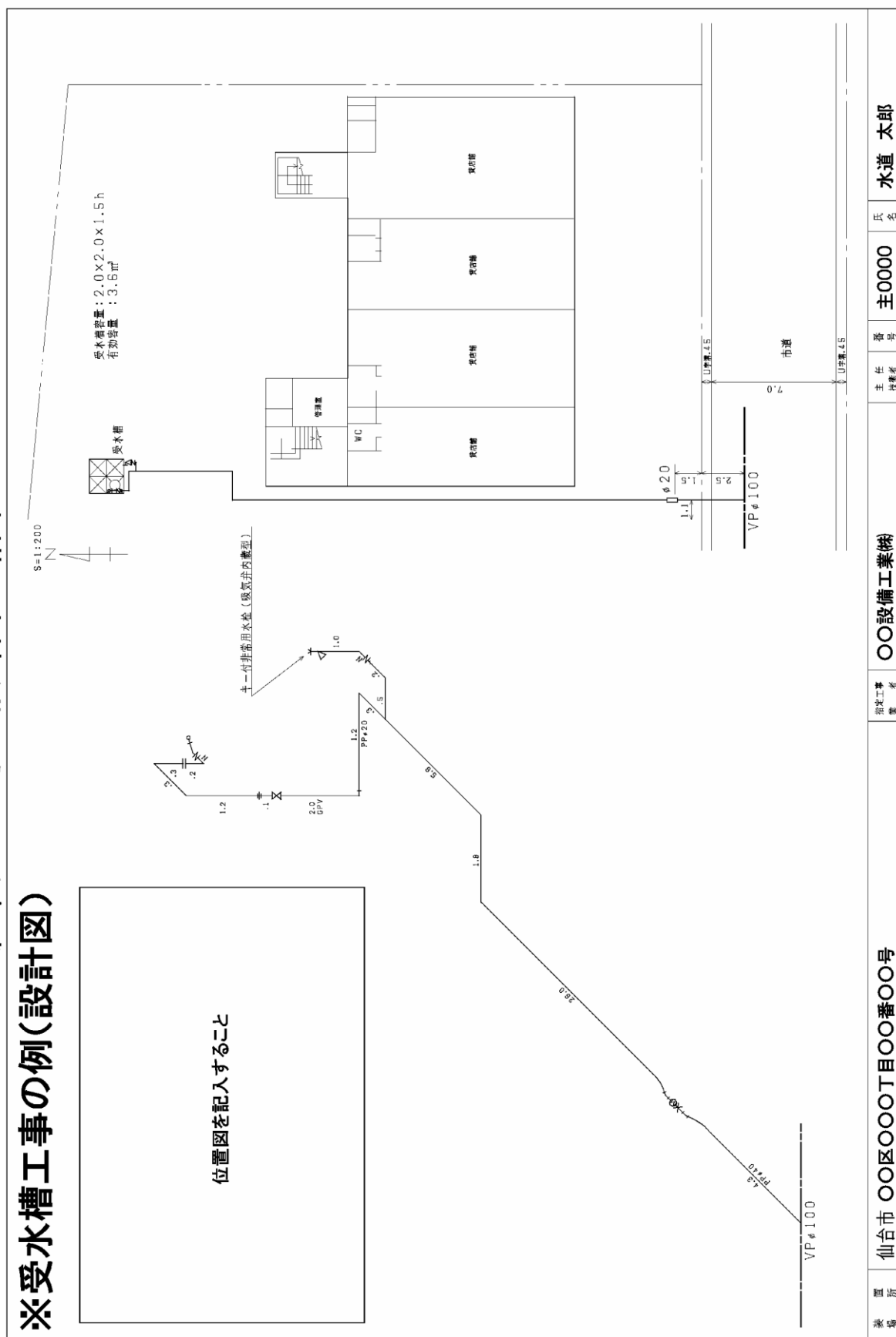
※直結多段増圧（２段）の場合は，その旨明記すること

※中高層建築物新設工事の例(しゅん工図)

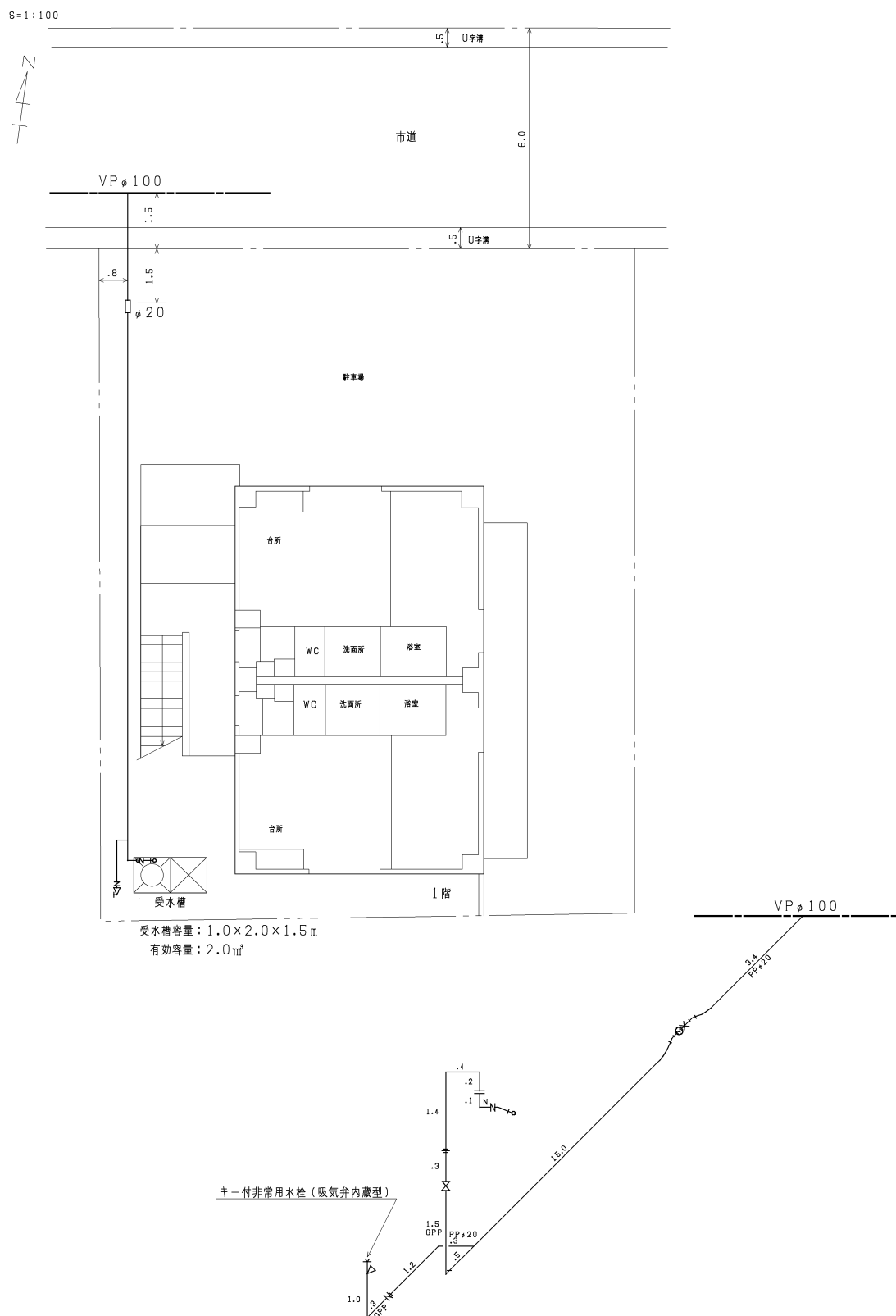


給養工程設計圖(畧)圖(一)

※受水槽工事の例(設計図)



※受水槽工事の例(しゅん工図)

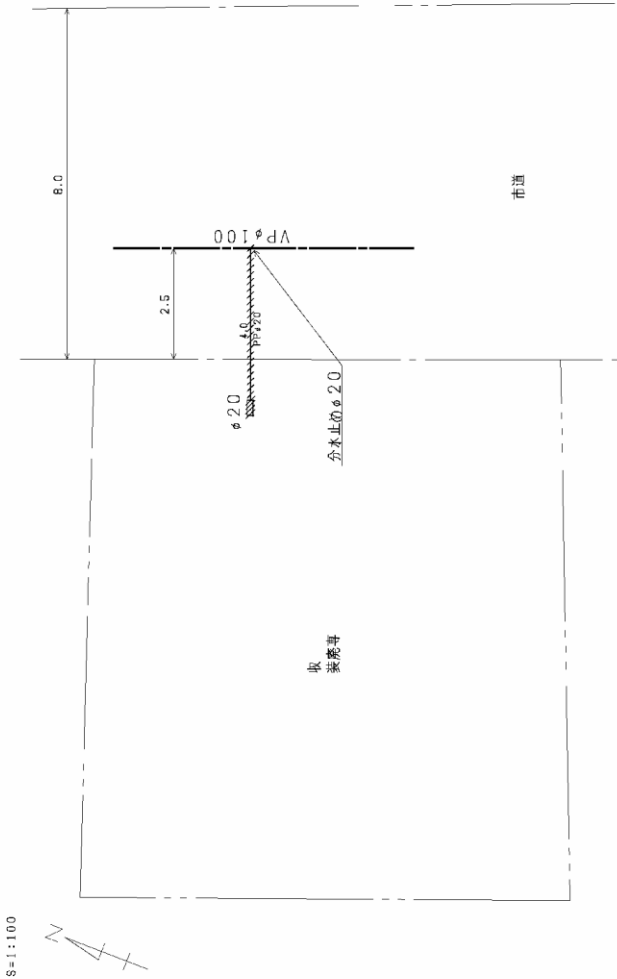


給水装置工事 設計図（略図）

※装廃工事の例（設計図）

番	号	配	合

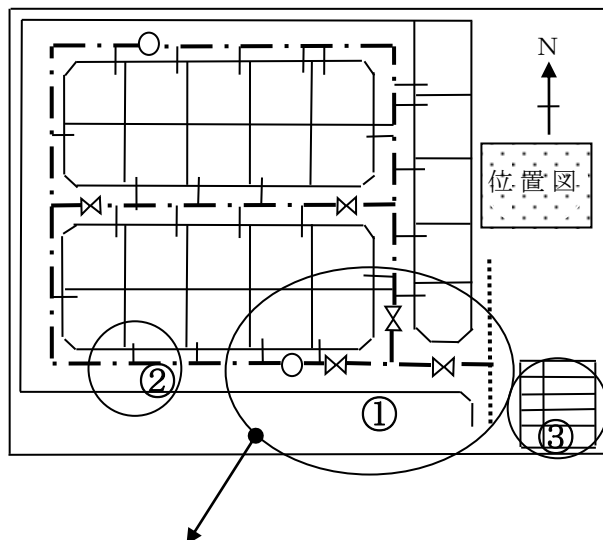
位置図を記入すること



番 号	仙台市 〇〇区〇〇〇丁目〇〇番〇〇号	装 設 工 事 名 称	〇〇設備工業㈱	主 任 技 術 者	落 号	主 0000	氏 名	水道 太郎
--------	--------------------	----------------------------	---------	-----------------------	--------	-----------	--------	-------

先行取出工事しゅん工図（例）

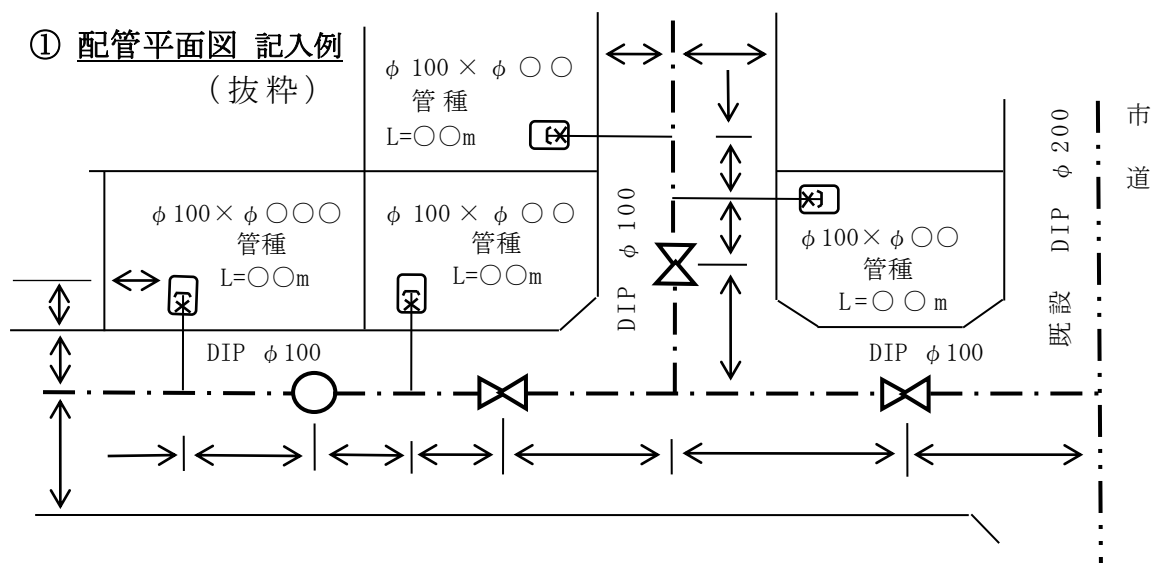
しゅん工平面図 全体図例（縮小）



凡 例

- $\longleftrightarrow$ オフセットの記入
- $\text{---} \boxed{\times} \text{---}$ メータボックス
- $\text{---} \bowtie \text{---}$ 仕切弁
- $\text{---} \bigcirc \text{---}$ 消火栓
- ① ② ③ 拡大図参照

拡大図

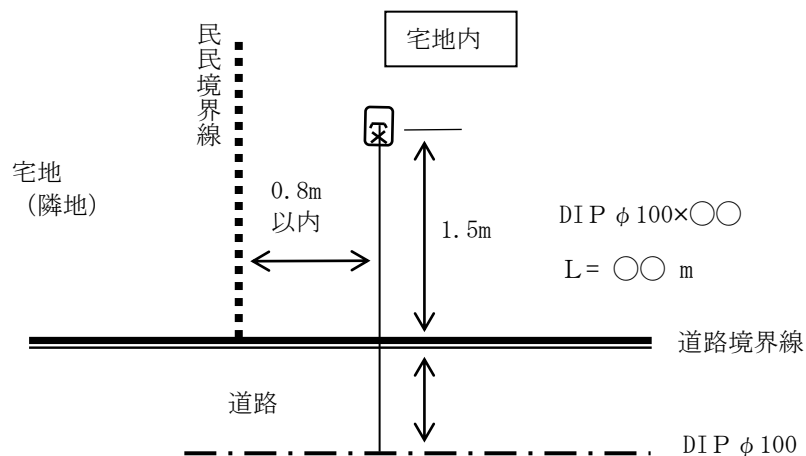


◎ しゅん工図は、表題、位置図、配管平面図を見やすく作成し、下記項目を必ず記入すること。

- 1、・道路内既設局管の管種、口径及び分岐管の管種、口径。
 - ・局管の分岐地点から、仕切弁、消火栓及び各分岐（先行取出し）間の距離。
 - ・道路は国、県、市道別を記入し、配管埋設地の道路幅員及び配管位置の距離。
- 2、・先行取出し分岐地点から、道路宅地境界までの距離、及び宅内メータボックスまでの距離、給水管種、口径。
 - ・宅内隣地境界（民地境界）からメータボックスまでの距離。（②参照）

拡大図

② 配管平面図（宅内先行取出し部）



◎ 宅地内の先行取り出し給水管は、民界線から0.8m以内に埋設することを原則とし、道路境界（敷地境界）から1.5m付近に水道メータボックス（丙止水栓）を設置する（ボックス内丙止水栓先キャップ止め）。

集合住宅の場合は、乙止水栓を設置し、乙止水栓先キャップ止めとする。

拡大図

③ 表題例

取出し工事（申請図・しゅん工図）			
申請地			
申請者			
工期	自	平成	年 月 日
	至	平成	年 月 日
しゅん工日	平成 年 月 日		
工事請負人			
現場代理人			
受配・開配 又は 共用管番号		縮尺	図番
		1/500	/

◎ 申請図は「取出し工事申請図」とし、工期を記入する。

しゅん工図は「取出し工事しゅん工図」とし、しゅん工日を記入する。

水 理 計 算

□ 直結直圧式給水	2 階	戸建て住宅メーター口径 25mmの例	3 4 2
□ 直結直圧式給水	3 階	戸建て住宅・店舗併用の例	3 4 4
□ 直結直圧式給水	5 階	集合住宅 40 戸の例	3 4 6
□ 直結直圧式給水	5 階	事務所ビルの例	3 4 8
□ 直結増圧式給水	10 階	集合住宅 40 戸の例	3 5 1
□ 受水槽式給水	6 階	集合住宅 74 戸の例	3 5 5

直結直圧式給水

2階戸建て住宅 メーター口径 25mmの例 (1/2)

立面図 (別紙でも可)

【口径決定計算方法】

- 1 設計水圧を設定する。(0.3 MPa, 備考参照)
- 2 区間ごとの損失水頭を算出する。
下表② 給水栓数を設定する。
下表③ 表 3-1「同時使用率を考慮した給水用具数」により同時開栓数を求める。
下表④ 使用水量(栓当り L/s)を設定する。表 3-2「種類別吐水量と対応する給水用具の口径」より算出もできるが、1 栓当たりの吐水量を 120/min (12 L ÷ 60 = 0.2 L/S) として扱う。
下表⑤ 区間流量を求める。区間流量⑤ = 同時開栓数③ × 使用水量④
下表⑥ 立面図より管延長を求める。給水用具は表 3-9「給水用具等損失水頭の直管換算表」より管延長に換算する。
下表⑦ 動水勾配を、表 3-8「動水勾配早見表」より求める。この際、⑤の流量が流速 2.0m/S 以下となる口径①の動水勾配とする。
下表⑧ 損失水頭を求める。損失水頭⑧ = 管延長⑥ × 動水勾配⑦ ÷ 1000 (少数点第 3 位四捨五入)
- 3 安全率(継手類等の損失水頭)として区間ごとの損失水頭の計に 10%を乗じた値を計上する。
- 4 給水する高さ(立ち上がり高さ)を求める。
- 5 給水栓等の最低作動水圧を計上する。
- 6 給水装置全体の所要水頭 < 設計水圧 であるので、仮定口径どおりの口径で適当である。

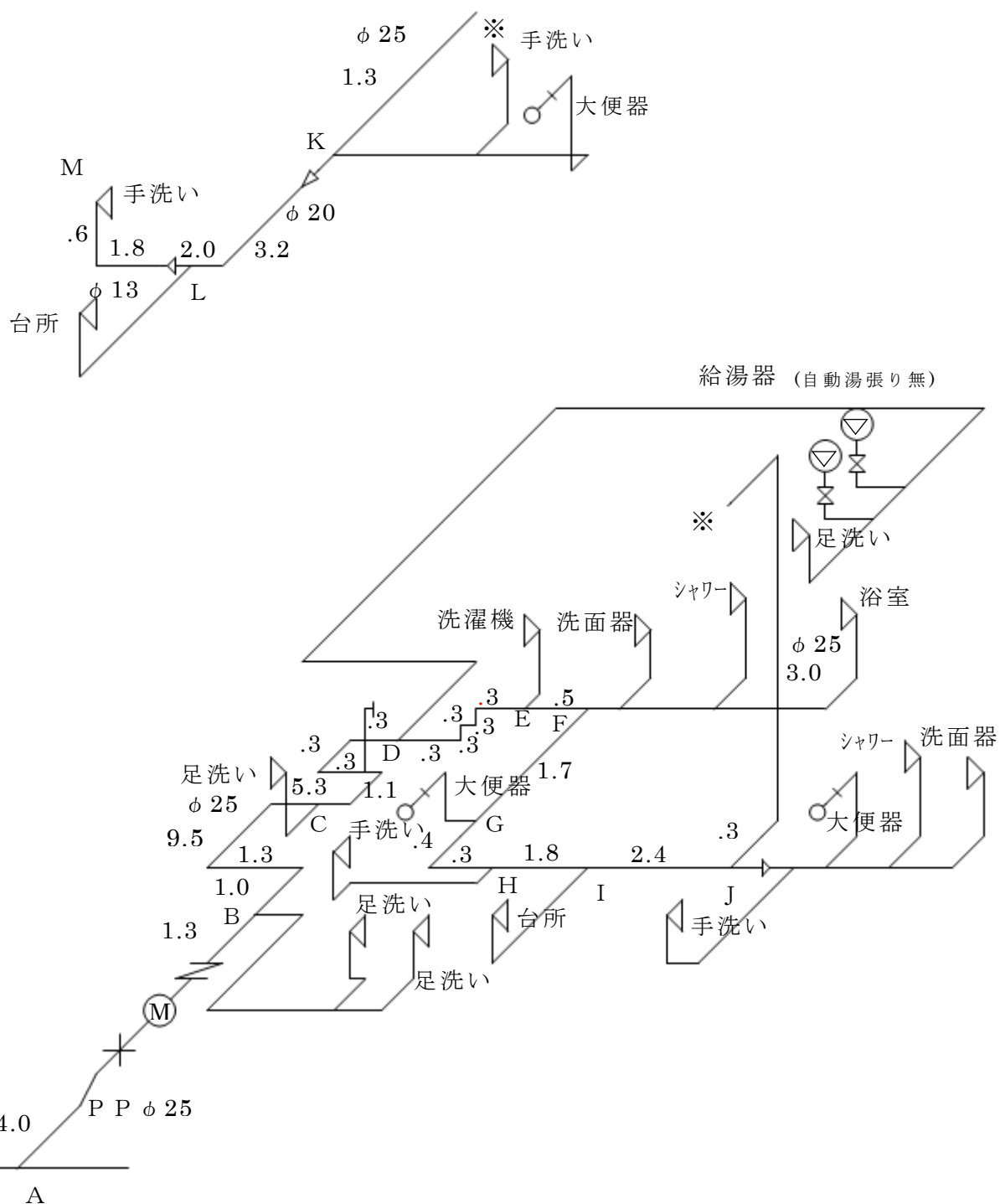
損失水頭の計算

損失水頭の計算	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	
区間及び器具	口径	戸数	栓数	同時開栓数	使用水量	流量	管延長	動水勾配	損失水頭
	mm	戸	個	個	栓当りL/s	L/s	m	‰	m
分岐	25		19	5	0.2	1.0	0.5	194	0.10
A～B	25		19	5	0.2	1.0	5.3	194	1.03
丙止水栓	25		19	5	0.2	1.0	0.18	194	0.03
メーター	25		19	5	0.2	1.0	12.0	194	2.33
逆止弁	25		19	5	0.2	1.0	6.0	194	1.16
B～C	25		17	5	0.2	1.0	17.1	194	3.32
C～D	25		16	5	0.2	1.0	2.0	194	0.39
水抜栓	25		16	5	0.2	1.0	5.0	194	0.97
D～E	25		15	4	0.2	0.8	1.5	131	0.20
E～F	25		14	4	0.2	0.8	0.5	131	0.07
F～G	25		11	4	0.2	0.8	1.7	131	0.22
G～H	25		10	3	0.2	0.6	0.7	79	0.06
H～I	25		9	3	0.2	0.6	1.8	79	0.14
I～J	25		8	3	0.2	0.6	2.4	79	0.19
J～K	25		4	2	0.2	0.4	4.6	39	0.18
K～L	20		2	2	0.2	0.4	5.2	108	0.56
異径	25×20		2	2	0.2	0.4	0.5	108	0.05
L～M	13		1	1	0.2	0.2	2.4	228	0.55
異径	20×13		1	1	0.2	0.2	0.5	228	0.11
小計									11.66
安全率(10%)	継手類等 11.66×0.1								1.17
立ち上がり高さ	H=1.2-0.45(宅内埋設深度)+0.3+0.3+3.0+0.6								4.95
所要水頭(給水栓)	給水栓等=2.0 湯沸器、シャワー 水洗フラッシュ等=5.0								2.0
地盤～高低差									
小計									8.12
計									19.78
残存水頭	30m-損失水頭計								10.22m
備考	① 同時使用率より算出した。 ② 1栓当たりを12L／minとして算出した。 ③ 設計水圧は0.3 MPaとして算出した。								

直結直圧式給水

2階戸建て住宅 メーター口径 25mmの例 (2 / 2)

別紙立面図



直結直圧式給水

3階戸建て住宅・店舗併用の例（1／2）

立面図（別紙でも可）

別紙立面図による

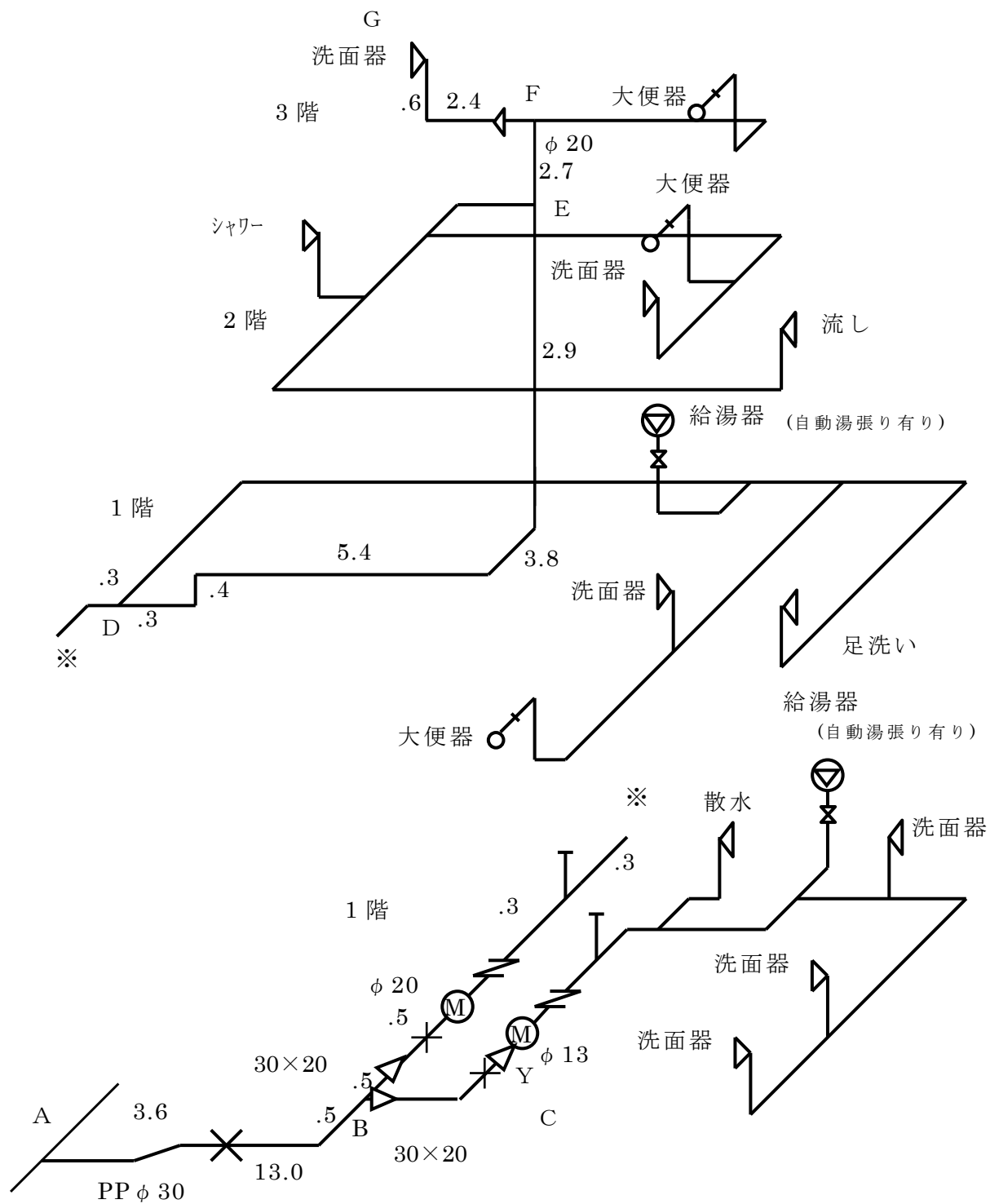
損失水頭の計算

区間及び器具	口径	戸数	栓数	同時開栓数	使用水量	流量	管延長	動水勾配	損失水頭
	mm	戸	個	個	栓当り L/s	L/s	m	‰	m
分岐	30	2	下記参考参照→			1.2	0.5	115	0.10
乙止水栓	30	2				1.2	0.18	115	3.32
A～B	30	2				1.2	17.1	115	0.03
B～C	30		10	3	0.2	0.6	0.5	34	0.02
異径	30×20		10	3	0.2	0.6	0.5	220	0.11
C～D	20		10	3	0.2	0.6	1.1	220	0.24
丙止水栓	20		10	3	0.2	0.6	0.15	220	0.03
メーター	20		10	3	0.2	0.6	8.0	220	1.76
逆止弁	20		10	3	0.2	0.6	4.0	220	0.88
水抜栓	20		10	3	0.2	0.6	4.0	220	0.88
D～E	20		10	3	0.2	0.6	12.8	220	1.38
E～F	20		6	2	0.2	0.4	2.7	108	0.29
F～G	13		2	2	0.2	0.4	0.5	108	0.68
異径	20×13		1	1	0.2	0.2	0.5	228	0.11
小計									9.83
安全率(10%)	継手類等 9.83×0.1								0.98
立ち上がり高さ	H=1.2-0.45+0.4+2.9+2.7+0.6								7.35
所要水頭(給水栓)									5.00
地盤～高低差									
小計									13.33
参考	A～B = (B～C) + (B～Y)								
	B～C	φ 20 の最大	15	4	0.2	0.8			
	B～Y	φ 13 の最大	6	2	0.2	0.4			
	小計					1.2			
計									23.16
残存水頭	3階 (30m-損失水頭計)								6.84m
備考	① 同時使用率より算出した。 ② 1栓当たりを 12L/min とし算出した。 ③ ～B間の使用水量 = (B～C) + (B～Y) で、戸別に算出する。 ④ 設計水圧は 0.3 MPa とし算出した。 ⑤ φ 13 と φ 20 の最大栓数で算出した。								

直結直圧式給水

3 階戸建て住宅・店舗併用の例（2 / 2）

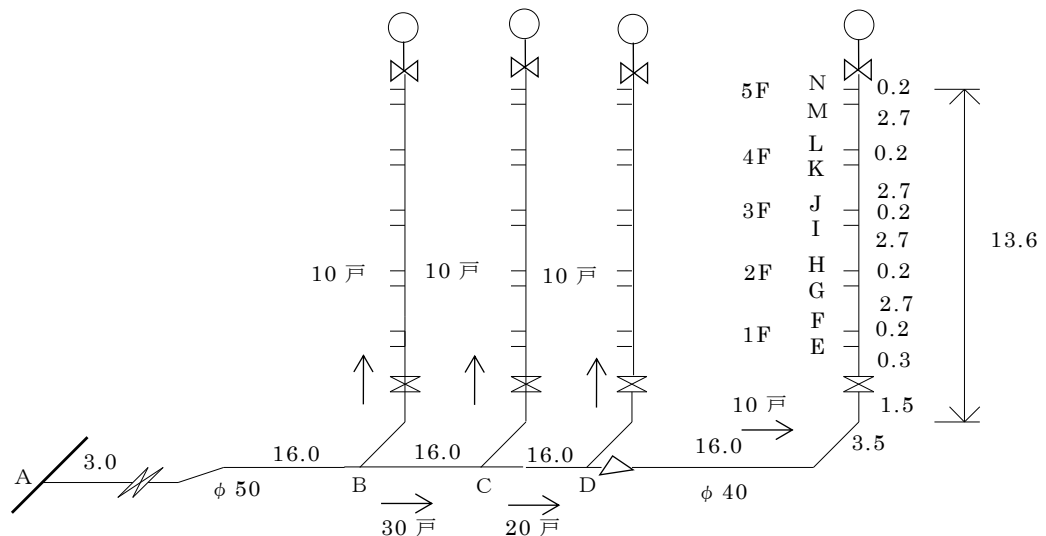
別紙立面図



直結直圧式給水

5階集合住宅 40 戸の例（1／2）

立面図（別紙でも可）



損失水頭の計算

区間及び器具	口径	戸数	栓数	同時開栓数	使用水量	流量	管延長	動水勾配	損失水頭
	mm	戸	個	個	栓当り L/s	L/s	m	‰	m
分岐	50	40		表 3-3 早見表より		3.2	1.0	60	0.06
A～B	50	40				3.2	19.0	60	1.14
仕切弁	50	40				3.2	0.39	60	0.02
B～C	50	30				2.7	16.0	44	0.70
C～D	50	20				2.1	16.0	28	0.45
D～E	40	10				1.5	21.3	45	0.96
異径	50×40	10				1.5	1.0	45	0.05
仕切弁	40	10				1.5	0.3	45	0.01
E～F	40	9				1.4	0.2	40	0.01
F～G	40	8				1.4	2.7	40	0.11
G～H	40	7				1.3	0.2	35	0.01
H～I	40	6				1.2	2.7	30	0.08
I～J	40	5				1.1	0.2	26	0.01
J～K	40	4				1.1	2.7	26	0.07
K～L	40	3				1.0	0.2	22	0.00
L～M	40	2				0.8	2.7	15	0.04
M～N	40		6	2	0.2	0.4	0.2	4.6	0.00
小 計									3.72
合 計									
残存水頭							階（ m-損失水頭計）		m
備 考	①流量は表 3-3 同時使用水量（ファミリータイプ）より算出。 ②最奥の住宅部は、同時使用率より算出。 ③ファミリータイプにて算出。 ④設計水圧は 0.3 MPa として算出した。								

直結直圧式給水

5階集合住宅 40 戸の例 (2 / 2)

立面図 (別紙でも可)

《参考》

φ 16 の動水勾配	
流量 (L/s)	動水勾配 (‰)
0.1	28
0.2	89
0.3	181
0.4	299
0.5	445
0.6	616

損失水頭の計算

区間及び器具	口径	戸数	栓数	同時開栓数	使用水量	流量	管延長	動水勾配	損失水頭
	mm	戸	個	個	栓当り L/s	L/s	m	‰	m
分岐	40×20		6	2	0.2	0.4	0.5	108	0.05
N～O	20		6	2	0.2	0.4	0.6	108	0.06
丙止水栓	20		6	2	0.2	0.4	0.15	108	0.02
メーター	20		6	2	0.2	0.4	8.0	108	0.86
逆止弁	20		6	2	0.2	0.4	4.0	108	0.43
O～P	16		6	2	0.2	0.4	4.5	299	1.35
異径	20×16		6	2	0.2	0.4	0.5	299	0.15
P～Q	16		5	2	0.2	0.4	2.0	299	0.60
ヘッダー	13		1	1	0.2	0.2	0.9	228	0.21
Q～R	13		1	1	0.2	0.2	2.1	228	0.48
小計									4.21
計									7.93
安全率(10%)	継手類類 7.93×0.1								0.79
立ち上がり高さ	H=1.2-0.60(宅内埋設深度)+13.6-0.2+1.0								15.00
所要水頭(湯沸器)									5.00
地盤～高低差									
小計									20.79
合計									28.72
残存水頭	5 階 (30m-28.72)								1.28m
備考									

- 348 -

[illegible]

直結直圧式給水

5階事務所ビルの例（2／3）

給水用具給水負荷単位による同時使用水量の算出

同時使用水量の算出は、表 3-5「給水用具給水負荷単位表」より各種給水用具の給水負荷単位に末端給水用具数を乗じたものを累計し、図 3-1「給水用具給水負荷単位による同時使用水量」より同時使用水量を求める。

なお、1 階～5 階までの給水用具は同じとした。

フロア当たりの給水負荷単位数の算出

給水用具	給水負荷単位 (表 3-5 より) A	給水用具数 (次頁立面図より) B	A × B
大 便 器 (FT)	5	2	10
小 便 器 (FT)	3	1	3
洗 面 器	2	1	2
事務室用流し	3	1	3
掃 除 用 流 し	4	1	4
計			22

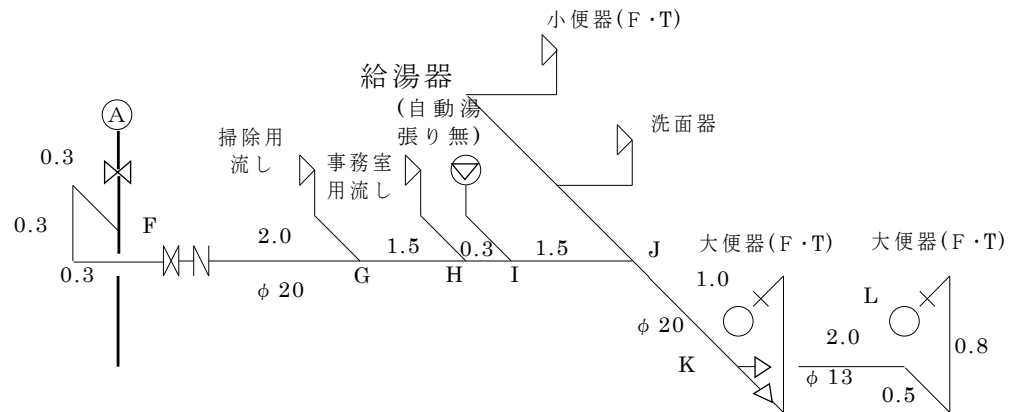
各区間の同時使用水量の算出

区 間	上表の計 C	フロア数 D	C × D	同時使用水量 ℓ/min (図 3-1 より)	同時使用水量 ℓ/s
A～B (1～5 階)	22	5	110	175	2.9
B～C (2～5 階)	22	4	88	150	2.5
C～D (3～5 階)	2	3	66	130	2.2
D～E (4・5 階)	22	2	44	100	1.7
E～F (5 階)	※同時使用率より算出				

直結直圧式給水

5階事務所ビルの例（3／3）

立面図（別紙でも可）



損失水頭の計算

区間及び器具	口径	戸数	栓数	同時開栓数	使用水量	流量	管延長	動水勾配	損失水頭
	mm	戸	個	個	栓当り L/s	L/s	m	‰	m
分岐	40×20		6	2	0.2	0.4	0.5	108	0.05
F～G	20		6	2	0.2	0.4	2.9	108	0.31
仕切弁	20		6	2	0.2	0.4	0.15	108	0.02
逆止弁	20		6	2	0.2	0.4	4.0	108	0.43
G～H	20		5	2	0.2	0.4	1.5	108	0.16
H～I	20		4	2	0.2	0.4	0.3	108	0.03
I～J	20		4	2	0.2	0.4	1.5	108	0.16
J～K	20		2	2	0.2	0.4	1.0	108	0.11
K～L	13		1	1	0.2	0.2	3.3	228	0.75
異径	20×13		1	1	0.2	0.2	0.5	228	0.11
小計									2.13
計	4.30+2.13								6.43
安全率(10%)	継手類等 6.43×0.1								0.64
立ち上がり高さ	H=1.2-0.60(宅内埋設深度)+0.7+13.4-0.3+0.8								15.20
所要水頭(湯沸器)									5.00
地盤～高低差									
計									20.84
合計									27.27
残存水頭	5階(30m-損失水頭計)								2.73m
備考	※1階～5階まで、給水用具数は同じとした。								

直結増圧式給水

10 階集合住宅 40 戸の例 (1 / 4)

立面図 (別紙でも可)

別紙立面図による

損失水頭の計算 (直結増圧装置までの計算)

区間及び器具	口径	戸数	栓数	同時開栓数	使用水量	流量	管延長	動水勾配	損失水頭
	mm	戸	個	個	栓当り L/s	L/s	m	‰	m
分岐	50	40		表 3-3 早見表より		3.2	1.0	60	0.06
A～B	50	40				3.2	7.0	60	0.42
仕切弁	50	40				3.2	0.39	60	0.02
B～C	50	40				3.2	6.2	60	0.37
仕切弁	50	40				3.2	0.39	60	0.02
小 計									0.89
安全率(10%)	継手類等 0.89×0.1								0.09
立ち上がり高さ	増圧装置まで H＝1.2-0.60(宅内埋設深度)+0.7+1.0								2.30
小 計									2.39
計									3.28
直結増圧装置	40	損失水頭はメーカー資料より(減圧式逆流防止器含む)							6.80
	(増圧設備までの総損失水頭)								
合 計									10.08
残存水頭	階 (30m-損失水頭計) ポンプ本体流入圧								19.92m
備 考	※減圧式逆流防止器直前の流入水压＝30m-3.28m＝26.72m÷0.27MPa ポンプ自動停止設定圧＝0.27MPa-0.10MPa＝0.17MPa ポンプ自動復帰設定圧＝0.27MPa ※ファミリータイプにて算出。 ※設計水压は 0.3 MPa として算出した。								

直結増圧式給水

10 階集合住宅 40 戸の例 (2 / 4)

立面図 (別紙でも可)

別紙立面図による

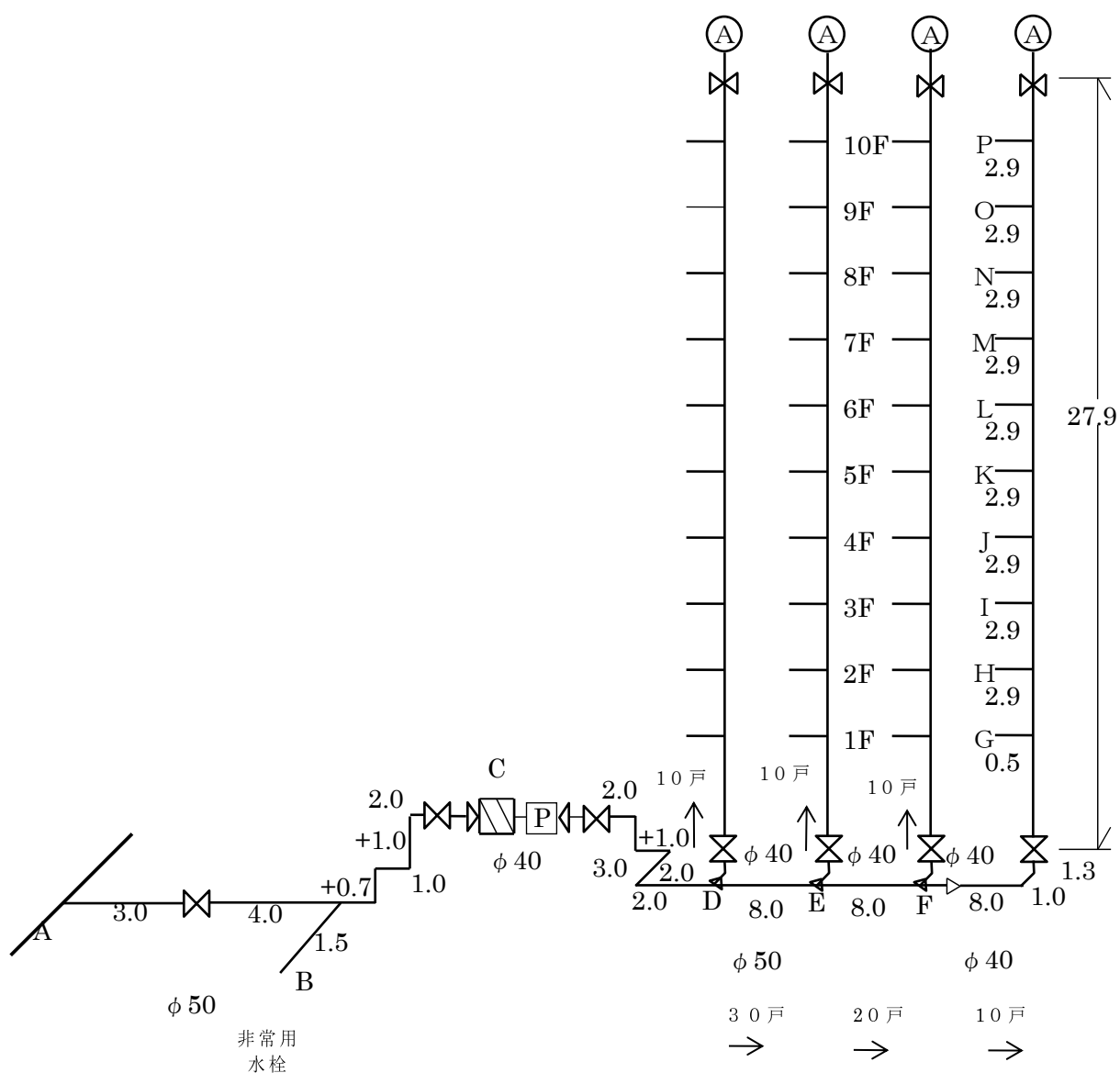
損失水頭の計算 (直結増圧装置以降の計算)

区間及び器具	口径	戸数	栓数	同時開栓数	使用水量	流量	管延長	動水勾配	損失水頭
	mm	戸	個	個	栓当り L/s	L/s	m	‰	m
C ~ D	50	40		表 3-3 早見表より		3.2	10.0	60	0.60
仕切弁	50	40				3.2	0.39	60	0.02
D ~ E	50	30				2.7	8.0	44	0.35
E ~ F	50	20				2.1	8.0	28	0.22
F ~ G	40	10				1.5	10.8	45	0.49
異 径	50×40	10				1.5	1.0	45	0.05
仕切弁	40	10				1.5	0.3	45	0.01
G ~ H	40	9				1.4	2.9	40	0.12
H ~ I	40	8				1.4	2.9	40	0.12
I ~ J	40	7				1.3	2.9	35	0.10
J ~ K	40	6				1.2	2.9	30	0.09
K ~ L	40	5				1.1	2.9	26	0.08
L ~ M	40	4				1.1	2.9	26	0.08
M ~ N	40	3				1.0	2.9	22	0.06
N ~ O	40	2				0.8	2.9	15	0.04
O ~ P	40		6	2	0.2	0.4	2.9	4.6	0.01
小 計									2.44
安全率(10%)	継手類等 2.44×0.1								0.24
計									2.68
合 計									
残存水頭	階 (m-損失水頭計)								m
備 考									

直結増圧式給水

10階集合住宅40戸の例（3／4）

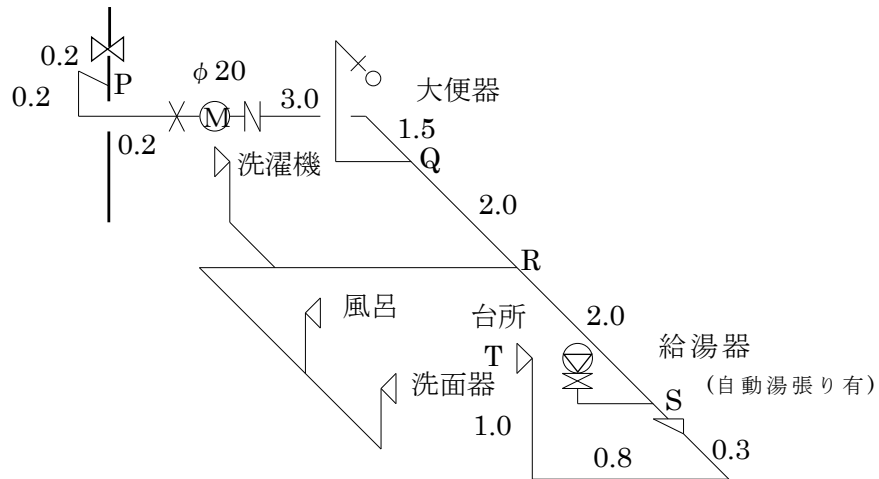
別紙立面図



直結増圧式給水

10階集合住宅40戸の例（4／4）

立面図（別紙でも可）



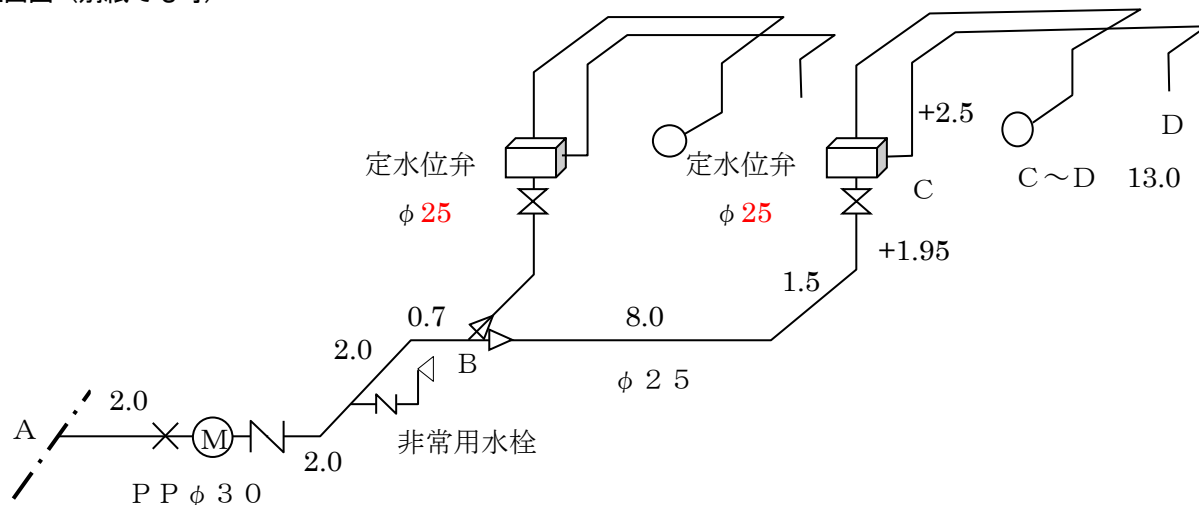
損失水頭の計算（直結増圧装置以降の計算）

区間及び器具	口径	戸数	栓数	同時開栓数	使用水量	流量	管延長	動水勾配	損失水頭
	mm	戸	個	個	栓当り L/s	L/s	m	‰	m
分岐	40×20		6	2	0.2	0.4	0.5	108	0.05
P～Q	20		6	2	0.2	0.4	5.1	108	0.55
丙止水栓	20		6	2	0.2	0.4	0.15	108	0.02
メーター	20		6	2	0.2	0.4	8.0	108	0.86
逆止弁	20		6	2	0.2	0.4	4.0	108	0.43
Q～R	20		5	2	0.2	0.4	2.0	108	0.22
R～S	20		2	2	0.2	0.4	2.0	108	0.22
S～T	13		1	1	0.2	0.2	2.1	228	0.48
異径	13		1	1	0.2	0.2	0.5	228	0.11
小計									2.94
安全率(10%)	2.94×0.1								0.29
所要水頭(湯沸器)									5.00
地盤～高低差									
小計									5.29
計									8.23
損失水頭 計	$(C \sim P) + (P \sim T) = 2.68 + 8.23$								10.91
立ち上がり高さ	$H = -1.0 + 27.9 - 0.2 + 1.0$								27.70
合計	$10.91 + 27.70$								38.61m
残存水頭	階 (m-損失水頭計)								m
備考	上記計算結果より、増圧設備の吐出圧を 38.61m≒39m(0.39MPa)に設定する。 増圧装置による増圧分は $39.0(\text{吐出設定圧}) - 19.92(\text{流入側有効水圧}) = 19.08 \div 19\text{m}$ 従って、全流量 192L/分において、全揚程 19m 以上を満足するポンプユニットを選定する。								

受水槽式給水

6階集合住宅 74 戸の例 (1 / 2)

立面図 (別紙でも可)



損失水頭の計算

区間及び器具	口径 mm	戸数 戸	栓数 個	同時開栓数 個	使用水量 栓当り L/s	流量 L/s	管延長 m	動水勾配 ‰	損失水頭 m
分岐	30					1.3	1.0	132	0.13
A～B	30					1.3	6.7	132	0.88
丙止水栓	30					1.3	0.24	132	0.03
メーター	30					1.3	19.0	132	2.51
逆止弁	30					1.3	11.0	132	1.45
B～C	25					0.7	11.45	103	1.18
異径	30×25					0.7	0.5	103	0.05
仕切弁	25					0.7	0.18	103	0.02
定水位弁	25					0.7	9.2	103	0.95
C～D	25					0.7	13.0	103	1.34
小 計									8.54
安全率(10%)	継手類等 5.58×0.1								0.85
立ち上がり高さ	$H = 1.2 - 0.45 + 1.95 + 2.5 = 5.20\text{m}$								5.20
所要水頭	定水位弁 = 3.0 ボールタップ = 2.0								3.00
地盤～高低差									
小 計									9.05
計									17.59
残存水頭	(30m (注) - 損失水頭計)								12.41m
備 考	※B～D区間の流量は、取出し流量の1/2とした。 ※設計水圧は0.3 MPaとして算出した。								

受水槽式給水

6階集合住宅 74 戸の例 (2 / 2)

【口径決定計算方法】

1 計画 1 日使用水量の算出

集合住宅 B	戸数 (戸)	給水対象人員 (人)	対象給水量 (ℓ/人/日)	計画 1 日使用 水量 (ℓ/日)
	A	B	C	$A \times B \times C$
2LDK	4	3.0	225	2,700
3LDK	54	3.0	225	36,450
4LDK	16	4.0	225	14,400
小計 (常住者)				53,550
管理人		1.0	100	100
小計 (管理人)				100

給水対象人員は「建築用途別給水対象人員算定基準表」(表 3-7) より

対象給水量は「用途別業態別標準使用水量表」(表 3-6) より

2 平均使用水量の算出

集合住宅 B	計画 1 日使用 水量 (ℓ/日)	給水時間 (h)	平均使用水量 (ℓ/h)	平均使用水量 (ℓ/s)
	A	B	A/B	
常住者	53,550	12	4,463	
管理人	100	8	13	
計			4,476	1.3

給水時間は「用途別業態別標準使用水量表」(表 3-6) より

3 設計水压を設定する。(0.3 MPa, 備考参照)

4 区間ごとの損失水頭の算出

⑤ 区間流量を求める。区間流量⑤＝同時開栓数③×使用水量④

⑥ 立面図より管延長を求める。給水用具は、表 3-9「給水用具等損失水頭の直管換算表」より管延長に換算する。

⑦ 動水勾配を、表 3-8「動水勾配早見表」より求める。この際、使用水量(流量)が流速 2.0m/s 以下となる口径の動水勾配とすること。

⑧ 損失水頭を求める。損失水頭⑧＝管延長⑥×動水勾配⑦÷1000 (少数点第 3 位四捨五入)

5 安全率(継手類等の損失水頭)として区間ごとの損失水頭の計に 10%を乗じた値を計上する。

6 給水する高さ(立ち上がり高さ)を算出する。

7 給水栓等の最低作動水压を計上する。

8 給水装置全体の所要水頭 < 設計水压 であるので、仮定口径どおりの口径で適当である。

給 水 装 置 工 事 の 変 遷

専 用 栓 水道番号	給水管番号 (共用管)	期 間	年 月	主 な 記 事	備 考	
1	100	T11.6	T11.6	放任栓を専用栓にし「全戸メーター制」とする	T11.3 T12.2 T12.3	通水式 給水条例施行 給水開始
		T12.7		鉛管－φ13・16・20・25		
		S10.9		銅管－φ13・20・25	S2.1	30年来の大寒波
20,000	220		S19.8	銅管－φ13・16・20・25・30・40・50		
				セルロイド管－φ20・25		
				鋳鉄管－φ75以上		
～25,164		～S20.8		ベークライト蛇口		
		～S21.2	S21.2	G P ・ S P ・ L P 採用		
25,164			S22.4	公認工事業者制度発足(12社)	S22.4 S22.5	地方自治法公布 宮管組合設立 (34社)
		～S23.9		新設工事は専用栓番号の権利を必要とした 直営工事(～S23.3まで)		
28,000		～S26.3	S25.8	道路部分・合金鉛管、横断は鋼管使用	S27.10	水道ガス事業 局水道部
～35,000 ～38,000	400	～S29.11 ～S30・10		水道用硬質塩化ビニル(熱間)使用(宅地内)		
～40,000		～S31.6		道路部分のみ純鉛管(一種)使用	S31.4	仙台市水道局 となる
～45,000		～S32.11		直営給水工事・一部公認業者施工	S32.6	水道法公布
～50,000		～S34.11	S34.1	「給水装置工事に関する細目」発行	S33.	仙台市公認水道 工事業者規程 給水工事 (直55・公45%)
～55,000	700	～S35.8		水道用硬質塩化ビニル(T S 冷間)使用(宅地内)		給水工事 (直40・公60%)
～60,000		～S36.11		水道用P P 管硬質管(宅地内及び共用管一部)		
～60,500		～S37.8		直営工事は「分岐・分岐止め」のみとなる		公認店数88社
～70,000	1,000	～S38.3		検査制度改正	S37.10	宮管工事部設立
～75,000		～S39.3	S38.10	宮管工事部・分水施工始まる		
～80,000		～S39・10		井水からの切替(高砂・袋原・四郎丸住宅・ 岩切地区) φ75・100はV P 使用		
～85,000		～S40.6	S39.11	屋内配管・コンクリート下配管の念書義務付け 止水栓φ13.20.25孔なし・日水協規格となる (φ30.40検討始める) P P 管縦割れ事故多く使用中止 (以降もL P を53年まで使用)		
～90,000	1,600	～S40・11	S40.9	逆流防止装置の指定・私設給水管分岐の検 査始まる		
				P P 管(融着継手・半年程度で使用中止)	S41.1	異常寒波 (-6.4℃)
～95,000		～S41.7	S41.4	止水栓φ30.40 孔なし使用開始 逆止弁地下組込み式使用		

給水装置工事の変遷

専 用 栓 水道番号	給水管番号 (共用管)	期 間	年 月	主 な 記 事	備 考	
~100,000	2,000	~S42.3	S41.8 S41.9	屋内配管SP・水圧試験1MPa・1分とする ①VP・PP管からの立ち上がりに「振止め」通知 ②2階立ち上がりの保温工指示 ③石積個所・PP横断とする ④コスモサドル(乙型) 使用開始 ⑤水抜栓改良(長) ・φ13.20.25 ⑥GP・地中配管禁止	S41.1	寒波(-10.4℃)
~105,000		~S42.9	S42.4	メーター設置基準(一給水装置に一箇所) 水抜栓・吸気弁(旧型)屋内使用可		
~110,000	2,500	~S43.3				
~120,000		~S43.12	S43.7 S43.11 S43.12	屋内配管の保温工指示 瞬間湯沸し器の一部取扱の変更 吸気弁(改良型)使用承認		
~130,000	3,000	~S44.12	S44.6 S44.8	リフト形逆止弁製造中止 受水槽給水方式で「定水位弁」使用承認 逆止弁・水抜栓・地下組み込み 増設工事に水抜栓取付け義務	S44.5 S44.11	異常干ばつ・ 断水 水道局二日町 庁舎
~135,000		~S45.8	S45.4	停電用1栓増設承認 コンクリート下にVP・LPの1種だけを承認		
~140,000	3,500	~S46.1		φ50. 道路横断部PP使用 石綿セメント管使用禁止		
~150,000	4,000	~S46.12	S46.6 S46.9	「加入金制度」導入(φ13 2万円) 検査前通水の開始 臨時工事用水の承認	S46.8	「公認水道業者 の不都合行為に 対する処分要 綱」作成
~160,000	4,500	~S47.12	S47.11	写真検査始まる	S47.5	条例改正, 用途 別~口径別へ
~170,000		~48.12	S48.7 S48.9 S48.10	給湯銅管(φ13~25)使用承認 「給水装置工事保証書」の提出義務化 修繕用スパナの配布 GPV(φ13~150)・HIVP(φ13~100)承認 スイング逆止弁の立て取付け しゅん工図のマイクロフィルム化始まる ビニルライニング黒銅管の一部承認(宅地内) ステンレス製フレキシブルチューブ使用(湯 沸し器)承認 脱酸銅管使用承認	S48.7 S48.8 S48.9	異常渇水 給水制限 給水制限解除
~180,000	5,000	~49.12	S49.4 S49.6 S49.8	表止水栓取付け・宅地内とする 地盤沈下地域・特例運用PPフレキ使用承認 リフト形逆止弁(パネ入り)使用承認	S49.3 S49.6	分水分岐工事 に関する答申 加入金 (φ13 3万5千円)

専 用 栓 水道番号	給水管番号 (共用管)	期 間	年 月	主 な 記 事	備 考	
~185,000		~S50.9	S50.4 S50.4 S50.4 S50.4 S50.4 S50.4 S50.4 S50.7 S50.8 S50.10	承認工事の検査制度の一部変更 導管設備の指導開始(～S54年度まで3,328件協議) 「受水槽以下設備の設置基準」作成 「受水槽以下の設置基準についての指導要綱」作成 「受水槽以下の設備を使用する集合住宅における各戸計量徴収に関する取扱要綱」作成 「遠隔指示装置付水道メーターの設置要綱」作成 逆止弁・水抜栓の設置義務 開発負担金制度の導入 給水管口径による設置栓数の基準化(φ13・5栓, φ20・15栓) P P管(一種・φ13～50)使用(L P使用廃止)	S50.7 S50.8 S50.10	加入金(φ13 4万4千円) 水道料金改定 泉市
~195,000	5,500	~S51.10	S51.4 S51.4 S51.4 S51.5 S51.7 S51.7 S51.9	給湯配管の保温工強化 吸気弁使用廃止・吊りコマ式給水栓の使用(装置内1栓) 給水管は日本工業規格及び日本水道協会規格品とする 導管設備に対する検査業務開始 V P φ 5 0 × 2 5 以下の分岐・サドル付分水栓の承認(チーズ禁止) 配管用炭素用鋼管(SGP-VA)廃止・水道用亜鉛メッキ鋼管(SGP-VB)とする 電気温水器使用承認	S51.1	寒波 (16,850件)
~200,000		~S52.6	S51.11 S52.2	屋内操作型水抜栓T型使用承認 屋内操作型水抜栓L型使用承認 洗面所・フレキ使用承認	S52.4 S52.4	凍結実験 料金改定 (18.8%) 公認店数・194社
~205,000		~S53.2	S52.9 S52.10 S52.10 S52.10	接続用ニップル使用承認 凍結防止ヒータ(電気加温帯)使用承認 定水位弁新型(横)使用承認 国・市道・P P管		
~210,000	5,800	~S53.1	S53.9	「細目」改正 ①P P管(一種・φ13～50)使用(L P使用廃止) ②ボール式乙止水栓・止水用ソケットの使用承認(φ13～40) ③屋内操作型水抜栓の義務化(→H10.4 水抜栓の義務化解除) ④解体型保温角柱・新型筐使用承認 ⑤給水栓つりこま式・固定こま式	S52.4 S53.6.12 S53.10	ポリブデン管 国産化 宮城県沖地震発生 第47回日水協 全国大会(仙台)
~215,000		~S54.7	S54.10 S55.3 S55.5 S55.7	伸縮型ボール式丙止水栓(φ13～25)承認 φ30～40・取出しサドル付分水栓にする 給水装置工事申込み件数 15,404件 フォームポリスチル保温3号品承認 「細目」改正 ①耐震対策としてメカニカル継手(φ13～50)使用 ②ポリ粉体ライニング鋼管(SGP-PB)使用 ③太陽熱湯沸器使用	S54.4 S54.11.9 S55.1	給水制限全面 解除 水道サービ ス公社設立 業務開始
~225,000	6,000	~S55.10	S55.8	P P継手規格使用		

専 用 栓 水道番号	給水管番号 (共用管)	期 間	年 月	主 な 記 事	備 考	
~230,000		~S56.10	S56.1 S56.2 S56.3 S56.7 S56.8	食器洗器使用承認 導管設備にゴム製可とう伸縮継手使用義務 導管設備指導・55年度, 370件 「細目」改正・太陽熱利用温水器使用承認 水抜栓操作ハンドル規格改正	S55.12 S56.4	加入金 φ13・5.4万 φ20・10.2万 開発負担金改正
~240,000	6,500	~S57.7	S57.3 S57.4 S57.7	導管設備指導・56年度, 314件 φ50~100・R R V P使用承認 「細目」改正 ①甲止水栓・H=750(ボール式)使用承認 ②V P用伸縮継手(φ13~50)使用承認 ③分水栓用銅製防食コア使用承認 ④受水槽式給水の圧力タンク方式承認		
~245,000		~S58.7	S58.3 S58.5 S58.7	導管設備指導・57年度, 296件 加温式凍結防止器の使用承認 「細目」改正 ①サドル付分水栓(φ13~25)協会規格化とする ②リフト型逆止弁(φ30~50)局承認とする ③ダクタイト鉄管・異形管, 協会規格化とする	S58.5	日本海中部地震
~255,000		~S59.12	S58.12 S59.3 S59.7	壁基礎貫通・施工承認 導管設備指導・58年度, 295件 「細目」改正 ①直結式給水の給水栓取付制限高さの変更 (整地盤から4.5⇒5.5m) ②地盤沈下地域の拡大 ③給水装置工事の申込みで設計図作成 ④竣工検査の簡略化	S59.1	寒波 (約24,000件)
~255,000		~S60.1	S60.3 S60.10	計量不能メーター復元処理・480件 「細目」改正 ①鳥居型メーター前後配管を廃止し, P Pの 砲金製 22° 1/2・90° 使用 ②合成樹脂製メーター柵の使用 ③浸透柵の使用(水抜栓) ④ライニング鋼管用管端面防食コア・コア 内蔵型防食継手の使用 ⑤地盤沈下用配管ビット施工 「給水装置工事検査要領」作成	S60.1 S60.4 S60.10	電算オンライン 組織変更(1室 4部16課46係) さや管ヘッダー システム始まる (横浜) 架橋ポリエチレン 管使用
~265,000		~S61.7	S61.7	「細目」改正	S61.8	豪雨
~270,000		~S62.4	S62.4	「細目」改正・設計変更内容大幅に改正	S62.3 S62.4	振興センター設立 建築基準法改正
~275,000		~S63.2	S63.2	「細目」改正 ①φ20以下の設計図は平面図のみ ②工事内訳書の提出廃止	S62.11	宮城町合併

専 用 栓 水道番号	給水管番号 (共用管)	期 間	年 月	主 な 記 事	備 考	
~280,500	7,000	~H1.10	S63.3 S63.11 S63.12 H1.3 H1.7 H1.8 H1.10 H1.10	水道加入金徴収取扱要綱改正 「給水装置工事の審査指導の手引き」作成 直結給水システム検討諮問委員会・発足 三階直結試験開始(H2年度まで30件) 「細目」改正 ①給水栓「固定こま式」とする ②伸縮継手, メス・オスエルボ承認 ③水抜栓電動式開閉装置器承認 ④ガス自動給茶器, 電気給湯タンク承認 ⑤メーター下流側配管及び防食継手の廃止 ⑥ガンスプレー型洗車機5台以上は受水槽式給水 ⑦コインランド洗濯機はパワースタン設置 直結給水システム検討に関する諮問答申 屋内操作型水抜栓(ストレート)機種変更 県道はP P管	S63.3 S63.3 S64.1.8	泉市秋保町合併 非常用飲料貯水 槽設置, 第1号 元号・平成に 変わる
~295,000		~H2.1	H2.2 H2.4 H2.5 H2.5 H2.7 H2.7 H2.11 H2.11	「井戸水切替資金融資あっせん制度」開始 竣工図マイクロフィルム35から16mmに変更 検定業務・振興センターで(仙台地区) 「未給水地区給水普及促進連絡会」開催 「細目」廃止・「給水装置工事設計施行基準」作成 (合併による基準統一) ①メーター前後のベンド廃止し, P Pの水平配 管(埋設深度45cm) ②φ40×20の分岐・サドル付分水栓(G P・ V P用)承認 「水道メーターの賠償金に関する取扱要綱」作成 地下型電動水抜栓・吸気弁承認 地盤沈下区域に「A地域」を補強・配管の強化	H2.4 H2.5 H2.5	水道局南大野田 に移転 開発負担金改定 加入金 φ13・6.6万 φ20・12.4万
~300,000	7,100	~H3.8	H2.12 H3.5 H3.6 H3.6 H3.7 H3.7 H3.7	宮管と「開発行為に伴う分水工事覚書」取交わす 直結給水に係る施設整備検討会・発足 「施行基準」改正・φ40以下の工事用水は 「同口径」とする 「受水槽以下設備の指導基準」改正 検定業務・泉地区開始 給水装置の電算一元化 「施行基準」等改正 ①共用管・追加 ②分岐で, 直結は「1段落ち」・受水槽は「2段落ち」 ③S S P使用・ガソリNSTAND及び油脂 取扱建築に使用 ④アパート・集合住宅は, 自動水抜栓の使用義務 (→H10.4 アパート・集合住宅の自動水 抜栓使用義務解除) ⑤地盤沈下区域に「A」・「B」区別 ⑥埋め戻しの「砂」入れ ⑦受水槽式給水の「非常用水栓・逆止弁」の設置	H3.4 H3.7	直結スプリン クラーの実用化 泉・宮城地区 に振興センター 窓口開設

給水装置工事の変遷

専 用 栓 水道番号	給水管番号 (共用管)	期 間	年 月	主 な 記 事	備 考	
~305,000		~H3.9	H3.9	給水装置工事道路内取出し工事の承認願・改正	H4.4 H4.4	厚生省「ふれっしゅ水道」提唱 3階建て直結給水実施 組織変更 4部20課4所58係
		~H3.11	H3.11	ボール止水栓(伸縮管φ20×13)承認		
		~H4.1	H4.4	ボール止水栓用伸縮管(φ20)承認		
			H4.4	「三階建て建築物直結給水施行指針」作成		
			H4.4	「基準」・解説及び運用」作成		
			H4.4	三階建て建築物直結給水の開始 (最高水栓高8m)		
			H4.4	検定業務・宮城地区開始		
			H4.4	開発行為協議ーφ75以上設計課,φ50以下給水装置課とする		
			H4.4	受水槽式給水のメーター口径最小φ20とする		
		~H4.5	H4.4	「給水装置用減圧弁設置要領」作成		
~305,000		~H4.6	H4.5	「給水装置委員会要綱」作成	H4.12 H5.4 H5.8	生活環境審議会 鉛(0.1から0.05に) 組織変更 水道記念館開館
			H4.6	「施行基準」改正		
				①PP(一種2層)の使用(公道・宅地内)		
				②SSP国道車道下使用(LP使用個所の変更)		
				③施工業者名ステッカーの貼付義務 (水道番号304,001から)		
				④共同住宅のセンサー付き電動水抜栓の使用		
				⑤加除方式の採用		
				⑥吸気弁付き不凍給水栓の使用		
				⑦分岐標準表作成		
		~H4.7				
~305,000			H5.3	「開発負担金取扱要綱」の改正・統一	H5.11 H6.5 H6.8 H7.1	新計量法施行 加入金 φ13・8.7万 φ20・16.2万 浄水器メーカー 78社・161機種 阪神淡路大震災
			H5.4	「検定」による検査開始		
			H5.4	止水用短管(赤・青色)使用義務		
			H5.6	「施行基準」改正		
				①メーター前後22° 1/2ベンド使用 (メーター深さ35cm)		
				②端面防食コア挿入廃止・管端防食継手使用		
		~H5.7				
			H5.12	給水装置工事検査省力店の認定等に関する要綱		
			H6.4	分岐・分岐止め「写真確認」		
			H6.5	書類検査に係る工事検査手数料に関する要綱改正		
7,200			H6.6	「施行基準」改正・ユニット器具の接続方法等	H8.3.29 H8.6.26 H8.12.21 H9.3.19 H9.3.19 H9.3	政府の規制緩和推進計画閣議決定 水道法改正 厚生省令第69号改正 水道法施行令改正 給水装置の構造及び材質に関する省令改正 ポリブデン管規格
			H6.7	新計量法の説明会		
			H7.3	給水装置標準修繕工事単価表について、公正取引委員会から指導・指摘		
		~H7.3				
			H7.7	「開発負担金取扱要綱」改正 (床面積に係る条項廃止)		
		~H8.3				
			H8.5	「給水装置工事検査省力店の認定等に関する要綱」改正		
			H8.6	「施行基準」改正		
				①給水装置使用材料規格表の整理		
				②密着型防食コア使用に変更		
				③計量法改正による標準流量の変更	H9.3.19 H9.3.19 H9.3	
				④湯抜栓追加承認		
			H8.7	PP管・CP管継手等技術研修会		
			H9.1	戸建て住宅の駐車スペースにおけるメーター設置指導・通達		
			H9.3	給湯器廻り配管工事の写真提出依頼		
		~H9.3				

専 用 栓 水道番号	給水管番号 (共用管)	期 間	年 月	主 な 記 事	備 考	
337, 733	7, 300	~H10. 3	H9. 4 H9. 4 H9. 4 H9. 3 H9. 8 H9. 9	検査補助業務を公社に委託 給水装置課・業務の一元化（泉・宮城廃止） 「設備指導係」設置 受水槽式給水の立ち上がり管のゴム製可とう伸縮継手の取付位置指定 インターネットの接続（認証品検索） 水道法改正説明会	H9. 4. 1 H9. 12	組織改正 加入金 φ13・9.8万 φ20・18.3万
~344, 487	7, 400	~H11. 3	H10. 4 H10. 4 H10. 10	「施行基準」改正・水道法改正による改訂 ①配水管取付け口からメーターまでの材料・工法の指定 ②局の材料検査制度の廃止・認証品の使用 ③受水槽式給水のポンプ直送5階までを削除 ④メーター以降の施工は、「望ましい」と表現 ⑤「高断熱・省エネルギー高規格住宅での水抜装置設置の省略」を追加する 給水装置工事優良店の認定等に関する要綱作成 「開発負担金取扱要綱」改正 （消防用水など対象外とする） 直結給水システム拡大に関する検討報告書・答申	H10. 4. 1 H10. 4. 1	水道料金改定 公認店から指定事業者へ （206者）
~351, 467	7, 474	~H12. 3	H11. 11 H11. 11	中高層建物直結給水・協議始まる 「施行基準」改正・中高層建物に伴う改正 ①同時使用水量の算定方法等設計編の補強 ②メーター設置基準の追加 ③立ち上がり以降の配管特例（φ13⇒20） ④手続きの改善等	H12. 3. 1	日水協・鉛問題 対策特別調査委員会
~359, 328	7, 500 7, 517	~H13. 3	H12. 4 H12. 6 H12. 6 H12. 9	受水槽式給水の「各戸計量徴収方式」の相談開始 「鉛管改善専門委員会設置要綱」再策定 鉛管改善対策専門委員会・作業部会始まる 受水槽式給水の「各戸計量徴収方式」の協議開始	H12. 4. 1 H12. 4. 1 H13. 2 H13. 3	組織改正（2部17課51係） 公社・振興センター統一 「品確法」施行 寒波（6,322件） 簡易水道廃止 上水道へ
359, 329~	7, 518	H13. 4	H13. 4 H13. 4 H13. 4	設計台帳の保管業務を公社に移管 「給水装置工事設計施行基準」から「給水装置工事設計施工指針」に改訂 ①各要綱要領の一本化 ②指定材料に「C S S T」を追加 ③開発行為に伴う舗装先行取出しを、メーターます・丙止水栓を設置し「C S S T」配管とする ④地盤沈下区域を「地下水採取規制」区域と変更 ⑤湿式メーター表現の削除等 開発行為に係る業務、給水装置課に一元化 鉛管調査公社に委託	H13. 4. 1 H13. 4. 1	水質基準法改正 組織改正 （2部16課50係）
368, 078~	7, 576	H14. 4~	H14. 4 H14. 7	道路占用申請を公社に委託 施工指針改正 ①手数料追加 ②設計内容見直し整理 ③メーター前後の写真追加 ④検査要領の改正		

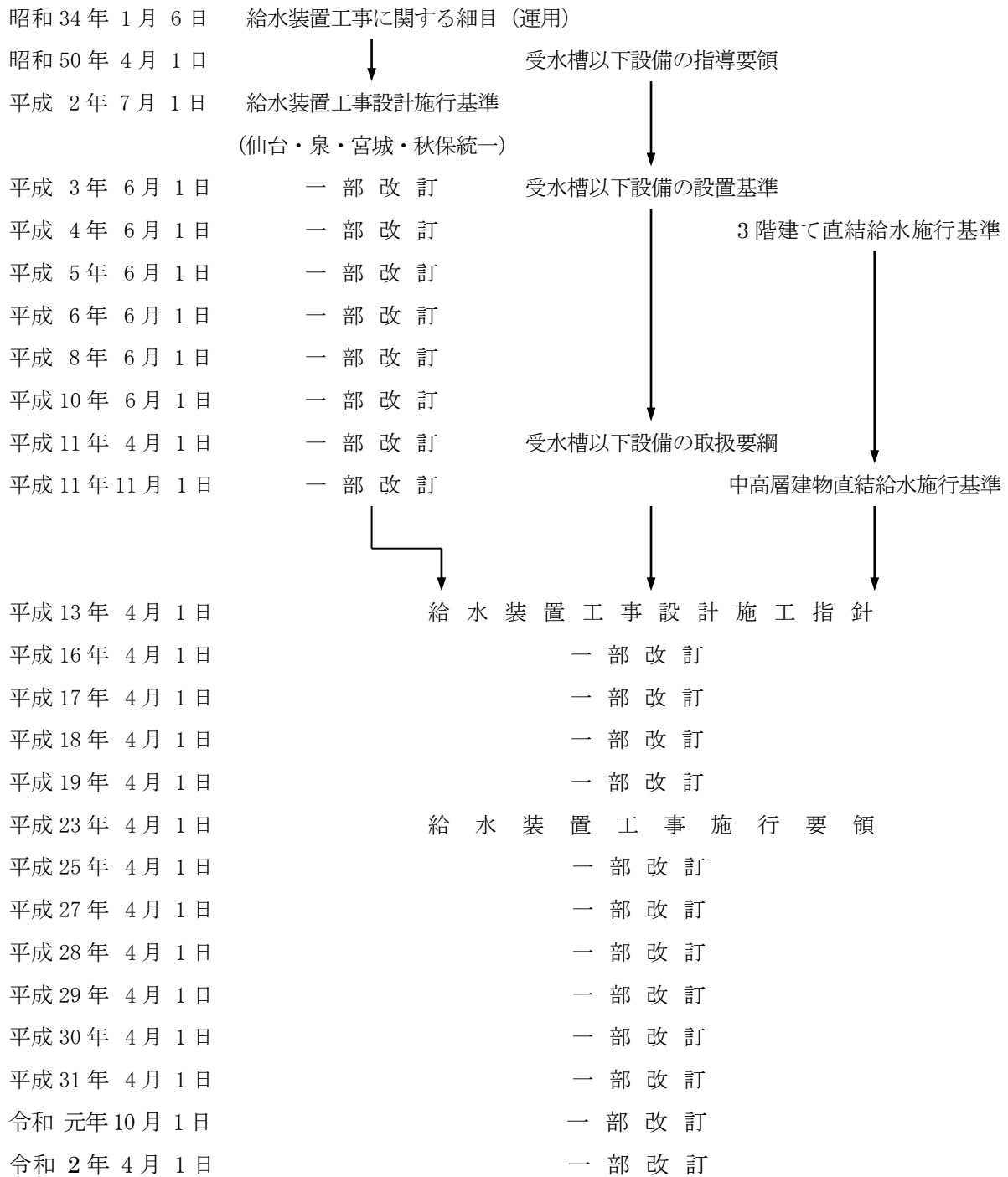
専 用 栓 水道番号	給水管番号 (共用管)	期 間	年 月	主 な 記 事	備 考	
372, 270~	7, 615	H15. 4~	H15. 4 H15. 6 H15. 8 H15. 12 H16. 3	施工指針改正 ①機能水器具整理 ②鉛レス器具の整理 ③指定材料整理 ④受水槽から貯水槽へ(水道法改正) 処分要綱改正説明会 処分要綱実施 設計台帳の開示による所有者本人同意条件を附す 鉛管実態調査第一次終了	H15. 4. 1 H15. 4. 1 H15. 4. 1 H15. 7. 26 H15. 12	水道開始80周年 個人情報保護 条例 省 令 改 正 (鉛 0. 01mg) 宮 城 北 部 地 震 応 援派遣 指定工事業者 418者
386, 334~	7, 663	H16. 4~	H16. 4 H16. 4 H16. 5 H16. 6 H16. 8 H16. 2	検査係給水装置係へ統合 申込みに係る審査補助業務を公社に委託 施工指針改正 ①ヘッダー配管の整理 ②メーターユニットの整理 ③道路復旧原因者に変更 ④検査内容の整理 給水戸番図番号の一元化(旧簡水地区) 優良店制度の検査項目変更 給水装置維持管理説明会 戸番図閲覧システム端末利用開始	H16. 4. 1 H16. 4. 1 H16. 6. 1 H16. 10. 23 H16. 12. 1 H16. 12	組織改正 2部16課45係 検針委託開始 厚労省水道ビジョ ン提唱 新潟県中越地震応 援派遣 コンビニによる料 金徴収開始 中高層建物協 議(直圧式 1, 390件増圧式 249件)
395, 035~ 400, 000 404, 410	7, 709	H17. 4~	H17. 4 H17. 8 H17. 9	鉛給水管解消工事費助成制度の導入 メーター交付公社へ委託 施工指針改正 ①メーターユニットの統一(逆止弁単式指定) ②「高断熱・省エネルギー高規格住宅での水 抜装置設置の省略」の表現を廃止する ③維持管理の補強 ④耐震管の統一 道路関係業者説明会 工事写真のデジカメ化	H17. 1 H17. 4. 1 H17. 7 H17. 8. 16 H17. 12~ H18. 1	指定工事業者数 433者 仙台市個人情報保 護条例施行 森の都の風土を 守る土地利用調 整条例 宮城県沖地震 寒波
404, 411~ ~414, 646	7, 771 7, 831	H18. 4~	H18. 4 H18. 4 H18. 8~ H19. 2	施工指針改正 ①呼び径φ50サドル分岐栓(フランジ型)導入 ②呼び径φ75加圧ポンプ(直圧)導入 ③直結給水切り替え手続き ④樹脂管の配管整理 メーター交付業務公社に委託 逆止弁機能調査(メーター検満箇所) 給水装置事務手続きに係る業者説明会	H18. 4. 1 H18. 4. 11 H18. 7. 18 H19. 1. 29	組織改正 2部16課45係 富田浄水場休止 15階建て(200 戸)増圧給水始 まる 新電算システム開始 コールセンター開始
414, 647~ ~425, 611	7, 832 7, 877	H19. 4~	H19. 4 H19. 4 H19. 4 H19. 4 H20. 3	器材管理センター、給水装置係に統合 相談窓口・道路関係業務・メーター管理業務 を公社に全面委託 貯水槽に係る各戸計量徴収制度改正 施工指針改正(各戸計量、道路復旧費後納制 へ) 道路占用手数料廃止 第1回仙台市指定給水装置工事事業者研修会 第2回仙台市指定給水装置工事事業者研修会		

専 用 栓 水道番号	給水管番号 (共用管)	期 間	年 月	主 な 記 事	備 考	
425, 612~ ~433, 486	7, 878 7, 933	H20. 4~ ~H21. 3	H20. 4 H21. 1 H21. 3	指定給水装置工事事業者取消等処置の実施に関する要綱実施 水道局・仙台市水道サービス公社・指定給水装置工事事業者合同説明会 優良店に関する要綱改正	H20. 5 H20. 6 H21. 3. 31	日水協技術研修会開催（仙台） 岩手・宮城内陸地震応援派遣 指定工事事業者数460者
433, 487~ ~440, 979	7, 934 7, 985	H21. 4~ ~H22. 3			H21. 4. 1 H22. 3. 31	組織改正 水道局3部体制 指定工事事業者数459者
440, 980~ ~446, 641	7, 986 8, 020	H22. 4~ ~H23. 3	H22. 4	鉛製給水管再利用禁止	H23. 3. 11 H23. 3. 31	東日本大震災 指定工事事業者数465者
446, 642~ ~454, 158	8, 021 8, 059	H23. 4~ ~H24. 3	H23. 4 H23. 4 H23. 4 H23. 5 H23. 7	給水装置工事業務第三者委託 給水装置工事施行要領に改訂 舗装先行取出しの「CSST」指定の解除 給水管整備係新設 仙台市指定給水装置工事事業者研修会	H23. 4. 1 H23. 4. 1 H23. 4. 1 H24. 3. 31	サービス公社に委託 給水装置工事設計 施工指針からの改訂 GX管試行開始 指定工事事業者数499者
454, 159~ ~462, 205	8, 060 8, 106	H24. 4~ ~H25. 3	H24. 8 H24. 9 H24. 12	水道施設設計指針改訂説明会（仙台市開催） 逆流防止の基準改正（吐水口空間） 給水装置工事施行要領一部改訂 ※H25. 1要領一部改訂による説明会開催	H24. 9. 6 H24. 10. 1 H24. 12 H25. 3. 31	厚生労働省令第123号 サービス公社公益財団法人に移行 吐水口空間・検査区分・内容見直し 指定工事事業者数529者
462, 206~ ~472, 685	8, 107 8, 158	H25. 4~ ~H26. 3	H25. 4 H25. 9 H25. 10	給水装置工事施行要領一部改訂（災害危険区域・加入金後納取り扱い） 災害危険区域の廃止届による手続き開始	 H26. 3. 31	消費税5%→8% 指定工事事業者数559者
472, 686~ ~483, 362	8, 159 8, 204	H26. 4~ ~H27. 3	H26. 4 H26. 5 H26. 11	地元密着型水道修繕登録店制度運用開始 優良店制度廃止 仙台市指定給水装置工事事業者研修会	H26. 4. 1 H27. 3. 31	登録店数 66者 修繕受付センター開始 指定工事事業者数565者
483, 363~ ~492, 804	8, 205 8, 263	H27. 4~ ~H28. 3	H27. 4 H27. 11	給水装置工事施行要領一部改訂 仙台市指定給水装置工事事業者研修会	 H28. 3. 31	登録店数 80者 指定工事事業者数583者

給水装置工事の変遷

専 用 栓 水道番号	給水管番号 (共用管)	期 間	年 月	主 な 記 事	備 考	
492, 805~ ~701, 951	8, 264 8, 316	H28. 4~ ~H29. 3	H28. 4 H28. 11	給水装置工事施行要領一部改訂 (リフト型逆止弁(ボール式)の採用) 仙台市指定給水装置工事事業者研修会	H28. 4-5 H29. 3. 31	登録店数 85者 熊本地震応援派遣 指定工事業業者数 586者
701, 952~ ~712, 853	8, 317 8, 394	H29. 4~ ~H30. 3	H29. 4 H29. 11	給水装置工事施行要領一部改訂 (溶剤浸透防止被覆PP管の採用) 仙台市指定給水装置工事事業者研修会	H30. 1-2 H30. 3. 31	登録店数 88者 新潟市寒波応援派遣 指定工事業業者数 592者
712, 854~ ~724, 412	8, 395 8, 479	H30. 4~ ~H31. 3	H30. 4 H30. 11	給水装置工事施行要領一部改訂 仙台市指定給水装置工事事業者研修会	H30. 7-8 H31. 3. 31	登録店数 83者 西日本豪雨(宇和 島)応援派遣 指定工事業業者数 606者
724, 413~	8, 480	H31. 4~ ~R1. 9	H31. 4 R1. 8 R1. 9	給水装置工事施行要領一部改訂 仙台市指定給水装置工事事業者の指定等に関する取扱要綱 策定 仙台市指定給水装置工事事業者の指定等に関する取扱要綱 改正	H30. 12. 12	登録店数 76者 水道法一部改正
		R1. 10~ R2. 3~	R1. 10 R1. 11	給水装置工事施工要領一部改訂 仙台市指定給水装置工事事業者研修会	H31. 4. 17 R1. 6. 14 R1. 6. 24 R1. 10. 1 R2. 3. 31	水道法施行令一部 改正 水道法一部改正 仙台市水道事業給 水条例改正 消費税8%→10% 指定工事業業者数 606者
		R2. 4~	R2. 4	給水装置工事施工要領一部改訂		登録店数 81者

改 訂 経 過



給 水 装 置 工 事 施 行 要 領

令 和 2 年 4 月 1 日

発 行 仙 台 市 水 道 局 給 水 部 給 水 装 置 課

